

医療介護総合確保促進法 に基づく山梨県計画

【令和3年度計画】

令和4年1月

山 梨 県

目 次

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方	1
(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定	11
(3) 計画の目標の設定等	12
(4) 目標の達成状況	19

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法	19
(2) 事後評価の方法	19

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

【医療分】

〔事業区分1－1〕地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	20
〔事業区分1－2〕地域医療構想の達成に向けた病床数又は 病床の機能の変更に関する事業	28
〔事業区分2〕居宅等における医療の提供に関する事業	29
〔事業区分4〕医療従事者の確保に関する事業	30
〔事業区分6〕勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に 関する事業	46

【介護分】

〔事業区分3〕介護施設等の整備に関する事業	47
〔事業区分5〕介護従事者の確保に関する事業	49

(2) 事業の実施状況	71
-------------	----

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

令和7年（2025年）に団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えるにあたり、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図るとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの充実と強化を図り、地域において急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを切れ目や過不足なく確保する体制を整備していくことが、喫緊の課題となっている。

本県においても、今後、高齢化の一層の進展が見込まれており、現在の医療、介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができなくなることが考えられるため、令和7年を見据え、限られた医療、介護資源を有効に活用しながら、利用者の視点に立って必要なサービスを確保していく必要がある。

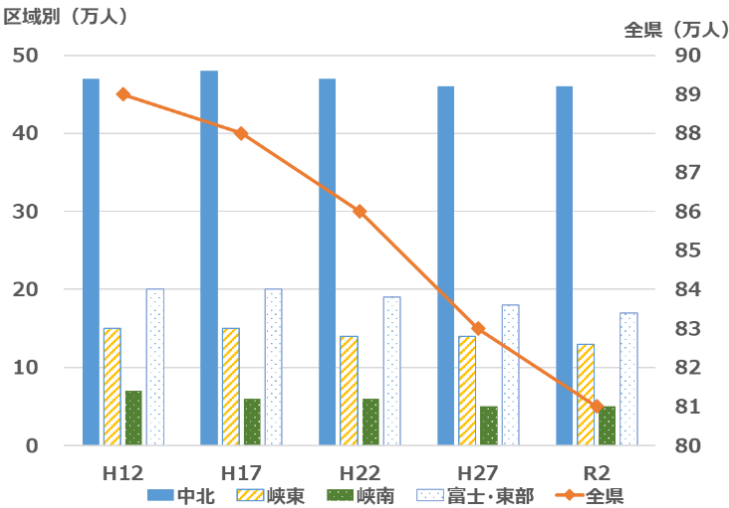
このため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づく本計画を策定し、地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携の推進を図るための事業を本格化させるほか、地域包括ケアシステムの充実・強化に向けた在宅医療や住み慣れた地域での生活を支える介護サービス提供体制の構築、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・定着を図るための事業に取り組むことにより、本県における医療及び介護の総合的な確保を推進していく。

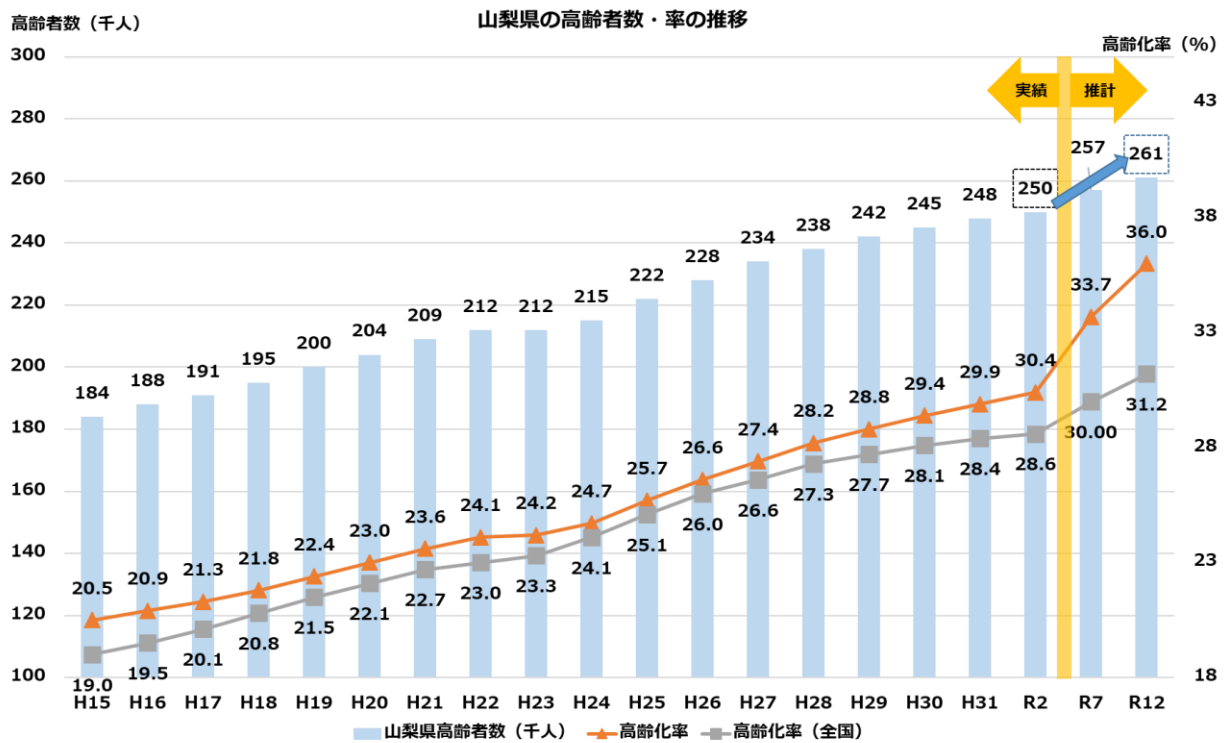
山梨県の人口

(単位：人)

	H12	H17	H22	H27	R2
山梨県全県	888,172	884,515	863,075	834,930	809,974
中北	472,472	476,572	473,854	464,759	459,608
峡東	147,747	146,319	141,288	136,371	129,619
峡南	67,022	63,466	58,137	52,771	47,836
富士・東部	200,931	198,158	189,796	181,029	172,911

出所) 総務省「国勢調査」





出所）R2 まで

総務省「国勢調査」「人口推計」（全国）

山梨県「高齢者福祉基礎調査」（山梨）

R7 以降 国立社会保障・人口問題研究所

「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」（全国）

「日本の将来推計人口（平成 30 年推計）」（山梨）

[令和3年度計画に基づき実施する事業]

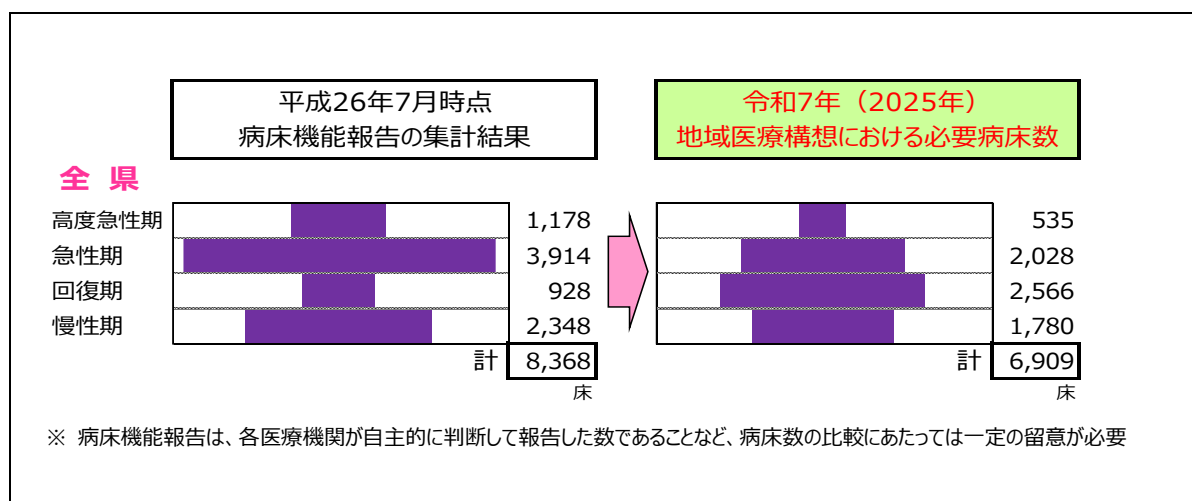
1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

(医療分)

- N o . 1 地域医療構想推進事業
- N o . 2 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業
- N o . 3 周術期等口腔機能管理推進事業
- N o . 4 地域医療連携推進総合拠点事業
- N o . 5 地域医療体制連携強化事業
- N o . 6 単独支援給付金支給事業

- 平成28年5月に策定した「山梨県地域医療構想」は、患者の状態に見合った病床で、その状態にふさわしい医療を受けられるようにすることができるための方向性を示すものとして、令和7年における必要病床数等を推計したものである。
- この構想で示した令和7年における機能区分別の必要病床数は、図表1のとおりであり、平成26年度の病床機能報告の結果と比較すると、急性期機能からの転換等による「回復期機能の充実・強化」や、今後在宅医療等での対応が必要とされる「慢性期機能の見直し」が課題となっている。
- このため、令和7年を見据えて、在宅医療等による患者の受け皿を整備していくとともに、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を本格化し、病床の機能分化・連携を推進していく。

図表1 令和7年における機能区分別の必要病床数（出所「山梨県地域医療構想」）



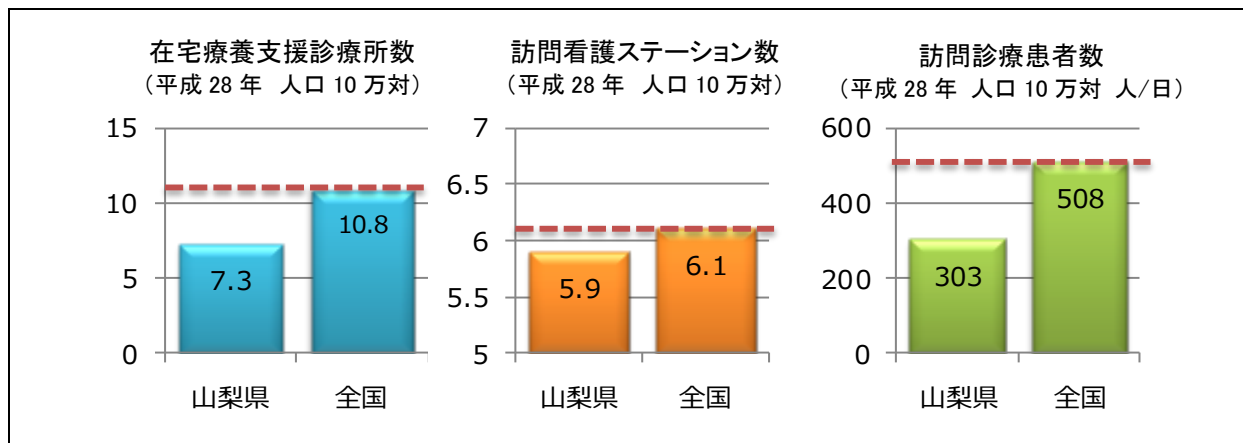
2 居宅等における医療の提供に関する事業

(医療分)

No. 7 在宅医療人材育成事業

- 令和7年における在宅医療等の医療需要は、県全体で1日あたり8,201人と推計されている。この内、訪問診療の受領者は1日あたり3,508人の対応が必要となっているが、平成28年度の訪問診療の受領者は1日あたり2,577人となっており、体制の整備が必要となっている。
- 本県は、図表2のとおり、人口10万人対の在宅療養支援診療所数が全国平均を大きく下回るほか、平成28年における訪問診療患者数が人口10万人対で全国43位となるなど、在宅医療の提供体制は総じて脆弱な状況となっている。
- このため、引き続き在宅医療に取り組みやすい環境を整備し、在宅医療を担う医師、歯科医師、看護師等の確保・養成や、医師連携・多職種連携体制の構築等に向けた取組を総合的に推進していく。

図表2 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、訪問診療患者の数
(出典「山梨県地域医療構想」)



3 介護施設等の整備に関する事業

(介護分)

事業番号 1 山梨県介護施設等整備事業

- 本県ではこれまで、在宅サービスの充実と併せ、自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を計画的に実施してきた。これにより、本県の要介護認定者数に対する特別養護老人ホームの定員数は、全国でも上位に位置している。

図表3 特別養護老人ホーム整備状況（令和元年度）

	65歳以上人口 a	要介護認定者数 b	特別養護老人ホーム定員数			要介護認定者のうち 入所申込者数	
			c	65歳以上千人当たり定員数 c/a	要介護認定者千人当たり定員数 c/(b/1000)	d	入所申込者の割合 d/b*100
全国合計	35,885千人	6,686,282人	638,452人	17.8人	95.5人	292,487人	4.4%
山梨県	250千人	39,685人	5,027人	20.1人	126.7人	4,842人	12.2%
			都道府県別14位	都道府県別4位			

・65歳以上人口(a)は令和元年10月1日現在。「総務省人口推計」

・要介護認定者数(b)は令和2年3月末現在。「介護保険事業状況報告書」(厚生労働省)。

・定員数(c)は令和2年4月1日現在。山梨県調査結果

・入所待機者数(d)は平成31年4月1日現在。「厚生労働省調査」

出所) 山梨県「健康長寿やまなしプラン」(令和3年度～令和5年度)

- しかし、特別養護老人ホームへの入所申込者(待機者)は、依然として全国平均より多く、入所の必要性の高い方(要介護認定者)も相当数待機している状況にある。
- これら必要性の高い待機者の数は、健康長寿やまなしプランに基づく施設整備等により減少してきたが、高齢化に伴い、介護サービスの利用者も増加することが見込まれていることから、計画的な施設整備が必要となる。
- このため、在宅での生活が困難な高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた生活を人生の最期まで続けることができるよう、地域密着型を基本として特別養護老人ホーム等の整備を進めていく。
- また既存の施設については、生活環境の向上を図るため、高齢者のプライバシー保護のための施設改修や簡易陰圧装置設置の設置、看取り環境の整備、大規模修繕にあわせて介護ロボット、ICTの導入支援等を計画的に進めていく。

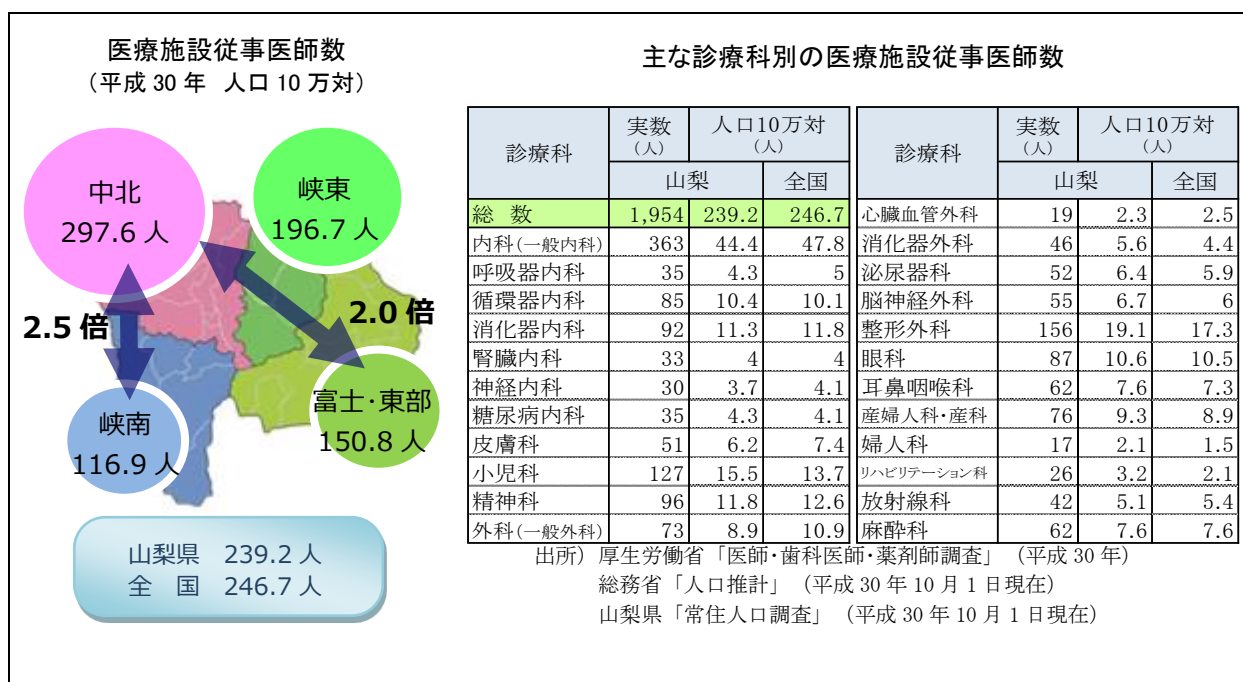
4 医療従事者の確保に関する事業

(医療分)

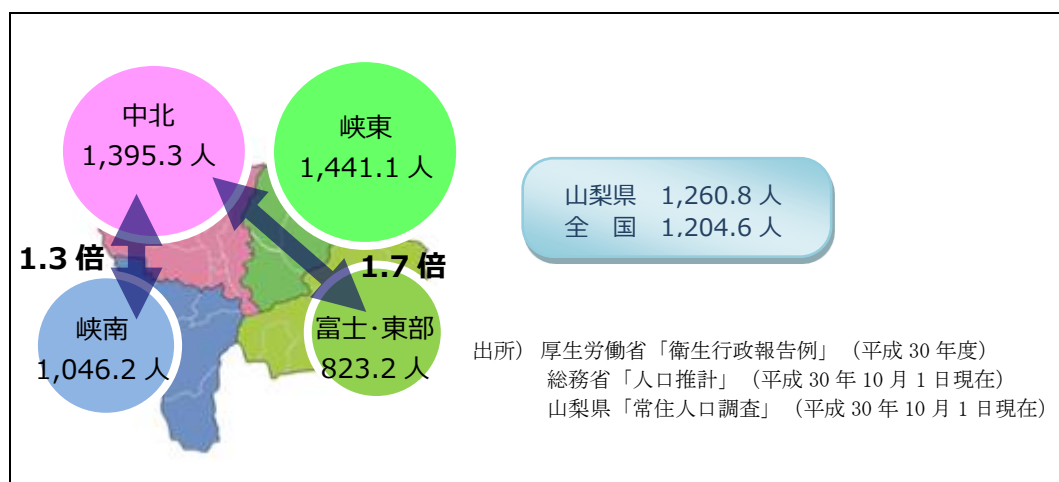
- No. 8 地域医療支援センター運営事業
- No. 9 医師派遣推進事業
- No. 10 産科医等確保対策事業
- No. 11 小児救急医療体制確保事業
- No. 12 救急搬送受入支援事業
- No. 13 医師修学資金貸与事業
- No. 14 医療従事者確保対策事業
- No. 15 新人看護職員研修事業
- No. 16 看護職員資質向上推進事業
- No. 17 看護職員確保対策事業
- No. 18 看護師等養成所運営費補助事業
- No. 19 病院内保育所運営費補助事業
- No. 20 看護職員就労環境改善事業
- No. 21 歯科衛生士確保対策事業

- 平成30年における本県の医療施設従事医師数は、図表4のとおり、人口10万人対で239.2人であり、全国平均(246.7人)を下回る。
加えて、医療圏域別の人口10万対医師数では、中北区域に医師が集中する一方で、峡南区域、富士・東部区域では医師数が極めて少なく地域偏在が顕著となっている。
- また、平成28年における本県の就業看護師・就業准看護師数は、図表5のとおり、人口10万人対で1,198.7人であり、県全域では全国平均(1,160.1人)を上回っている。
加えて、医療圏域別では、中北区域や峡東区域に看護職員が集中し、峡南区域や富士・東部区域との間で、地域偏在が顕著となっている。
- 地域に必要な医療従事者の確保が困難になっている背景としては、若い世代の職業意識の変化や医療ニーズの多様化、医師の偏在等が挙げられる。特に、当直や交替制勤務を行う医療従事者の勤務環境が厳しい状況に置かれていることから、勤務環境の改善を一層進めることにより、人材の定着を図ることが必要である。
- このため、医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、潜在看護職員の再就業支援、チーム医療の推進等に必要な事業を総合的に実施し、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進していく。

図表 4 医療施設従事医師数



図表 5 就業看護師・就業准看護師数 (平成 30 年人口 10 万対)



5 介護従事者の確保に関する事業

(介護分)

事業番号 2	福祉・介護確保対策情報発信事業
事業番号 3	介護の魅力発信プロジェクト事業 (介護アンバサダー設置等)
事業番号 4	〃 (合同入職式等開催)
事業番号 5	求人求職マッチング機能強化事業
事業番号 6	福祉・介護人材キャリアパス支援事業
事業番号 7	主任介護支援専門員養成研修事業
事業番号 8	介護支援専門員資質向上事業
事業番号 9	認知症対応型サービス事業等研修事業
事業番号 10	再就労者支援事業
事業番号 11	認知症地域医療支援事業
事業番号 12	労働環境・処遇改善・人材育成力強化事業
事業番号 13	介護ロボット導入支援事業
事業番号 14	ICT 導入支援事業
事業番号 15	新型コロナウイルス感染症流行下のサービス提供体制確保事業
事業番号 16	介護分野就職支援金貸付事業
事業番号 17	介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業

- 県ではこれまで、介護人材の養成事業や職業訓練、介護ロボットや ICT の導入支援事業を実施して、介護人材の確保と資質の向上を図ってきた。
- しかし、介護事業所の人手不足感は解消せず、県内の介護サービス事業所を対象とした令和 2 年度の調査結果を見ると、事業所の 55.1%が、従業員が不足していると回答しており、特に、訪問介護員 (85.8%)、介護職員 (70.4%) の不足感が高くなっている (介護労働安定センター「令和 2 年度介護労働実態調査・山梨県版」)。介護分野の有効求人倍率や離職率は、全産業中でも上位に位置しており、需要と供給のバランスが取れていない状況である。

従業員の過不足の状況（山梨県）

(%)

	当該職種 事業所数 のいる	① 大いに 不足	② 不足	③ やや 不足	④ 適 当	⑤ 過 剰	（不足感 ①＋②＋③）
全体	29	3.4	17.2	34.5	44.8	-	55.1
訪問介護員	7	14.3	42.9	28.6	14.3	-	85.8
サービス提供責任者	6	16.7	33.3	-	50.0	-	50.0
介護職員	27	3.7	11.1	55.6	29.6	-	70.4
看護職員	23	-	13.0	13.0	73.9	-	26.0
生活相談員	17	-	5.9	11.8	82.4	-	17.7
PT・OT・ST等	8	-	-	-	100.0	-	0.0
介護支援専門員	16	6.3	12.5	6.3	75.0	-	25.1

（出所）令和2年度介護労働実態調査（介護労働安定センター）

- 厚生労働省の推計によると、本県の介護職員数は、13,689人（令和元年度）となっており、高齢化の進展等に伴って、今後も介護サービス利用者は増加し、令和7年（2025年）には、本県では15,264人の介護人材が必要となると見込まれるが、同年の本県の介護職員数は14,687人と見込まれており、介護人材の需要と供給のギャップが生じることとなる。
- このため令和3年度では、課題の解決に向けて、山梨県地域医療介護総合確保計画事業である介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の資質向上や介護の仕事の魅力発信、労働環境の改善を図るための事業を推進する。
- 介護人材の資質向上事業として、介護支援専門員の研修事業や認知症対応型サービス事業等の研修事業を推進する。また、労働環境の改善を図るため、介護ロボットやICTの導入支援事業も推進していく。
- 併せて、潜在的な介護人材を確保するため、求人と求職のマッチング事業や、再就労者の支援事業、他分野から介護分野へ就職を希望する者への就職支援金の貸付事業を実施する。
- また、新型コロナウイルス感染症流行下においても介護サービスの提供体制を確保するため、介護事業所における感染症対策支援事業を実施する。

6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(医療分)

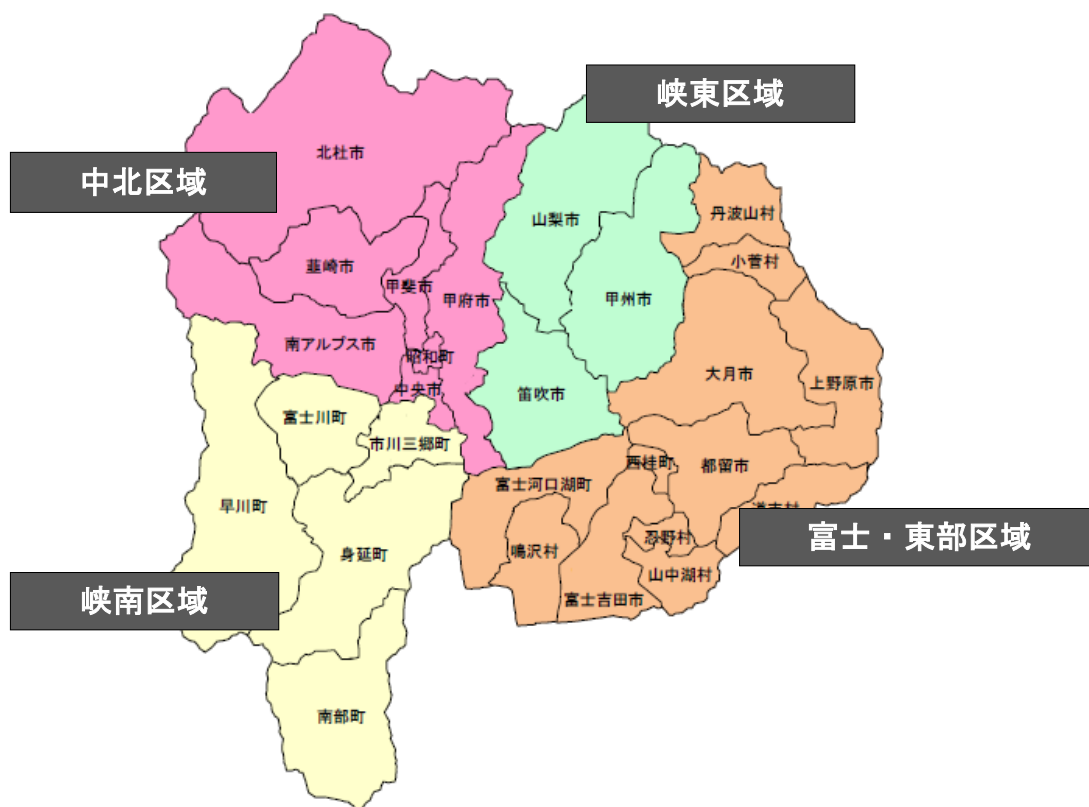
No. 22 地域医療勤務環境改善体制整備事業

- 山梨県においては、2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。
- ・救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

山梨県における医療介護総合確保区域については、中北地域、峡東地域、峡南地域、富士・東部地域を区域とする。

- ☒ 二次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
☐ 二次医療圏及び老人福祉圏域と異なる
 (異なる理由：)



区域名	面積 (km ²)	人口 (人、R2)	人口密度 (人/km ²)	高齢化率 (R3)	構成市町村
中北区域	1,335.5 (29.9%)	459,608 (56.7%)	344.1	28.8%	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町
峡東区域	755.8 (16.9%)	129,619 (16.0%)	171.5	33.1%	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南区域	1,060.0 (23.8%)	47,836 (5.9%)	45.1	41.4%	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部区域	1,309.3 (29.4%)	172,911 (21.3%)	132.1	31.7%	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

出所) 国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」
総務省「令和2年国勢調査」
山梨県「令和3年度高齢者福祉基礎調査」

(3) 計画の目標の設定等

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステムの充実と強化に向けた在宅医療や、住み慣れた地域での生活を支える介護サービス提供体制の構築、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・定着を進めることにより、医療計画 ※1 や介護保険事業支援計画 ※2 に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（令和3年度～令和5年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140施設（H27）→ 154施設（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20施設（H27）→ 23施設（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7施設（H28）→ 9施設（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50施設（H27）→ 56施設（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40施設（H27）→ 45施設（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 45施設（H28）→ 51施設（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83施設（H27）→ 92施設（R2）
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0箇所（H29）→ 1箇所以上（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- | | | | |
|-----------------------|---------|---|---------|
| ➤ 地域密着型介護老人福祉施設 | 1,661 床 | → | 1,835 床 |
| ➤ 認知症高齢者グループホーム | 1,139 床 | → | 1,193 床 |
| ➤ 小規模多機能型居宅介護事業所 | 29 カ所 | → | 32 カ所 |
| ➤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 5 カ所 | → | 10 カ所 |
| ➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 8 カ所 | → | 12 カ所 |

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- | | | | |
|------------------|-----------------|---|-----------------|
| ➤ 医療施設従事医師数 | 1,924 人 (H28) | → | 2,099 人 (R5) |
| ➤ 就業看護職員数（常勤換算後） | 9,830.9 人 (H28) | → | 10,742.5 人 (R5) |
| ➤ 養成所等卒業生県内就業率 | 75.6% (H29) | → | 75.6% (R5) |
| ➤ ナースセンター事業再就業者数 | 430 人 (H28) | → | 443 人 (R5) |
| ➤ MFICU 病床数 | 6 床 (H29) | → | 6 床 (R5) |
| ➤ NICU 病床数 | 30 床 (H29) | → | 30 床 (R5) |

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の資質向上や介護の仕事の魅力発信、労働環境の改善を図るための事業を推進する。また潜在的な介護人材の確保事業も推進していく。併せて、介護事業所における感染症対策支援事業を実施し、新型コロナウイルス感染症流行下においても介護サービスの提供体制を確保する。

【定量的な目標値】

- 令和7年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 13,689 人 (R1) → 15,027 (R5)

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

山梨県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

- 救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加

2. 計画期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和3年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）
- ・回復期機能 263床（H26）→ 1,227床（R7）
- ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,161床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77施設（H27）→ 86施設（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12施設（H27）→ 13施設（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3施設（H28）→ 4施設（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27施設（H27）→ 30施設（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22施設（H27）→ 25施設（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 29箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 58箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 792 床 → 879 床
- 認知症高齢者グループホーム 713 床 → 740 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 7 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13 カ所 → 14 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4 カ所 → 7 カ所

2. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和 3 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床（H26）→ 279 床（R7）
 - ・回復期機能 639 床（H26）→ 978 床（R7）
 - ・慢性期機能 587 床（H26）→ 419 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 施設（H27）→ 30 施設（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 施設（H27）→ 4 施設（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 施設（H28）→ 2 施設（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 施設（H27）→ 12 施設（R2）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 施設（H27）→ 7 施設（R2）

- 在宅療養支援歯科診療所 9 施設 (H28) → 10 施設 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 施設 (H27) → 18 施設 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 368 床 → 397 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和 3 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (R7)
 - ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (R7)
 - ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所 (H27) → 2 箇所 (R2)

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
6 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所
2 箇所 (H28) → 3 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において地域密着型サービス施設等の整備は予定していないが、随時、高齢者のプライバシー保護のための施設改修等を支援していく。

2. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも 1～2 時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和 3 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 318 床 (R7)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 259 床 (R7)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 117 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 416 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

(4) 目標の達成状況

別紙「事後評価」のとおり

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

【医療分】

- 令和3年度中に山梨県医療審議会において意見聴取を予定

【介護分】

- 令和3年度中に山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取を予定。

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、山梨県医療審議会、山梨県地域包括ケア推進協議会あるいは個別分野に関して設置されている協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

3. 計画に基づき実施する事業【医療分】

- 事業区分 1－1：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 事業区分 1－2：地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- 事業区分 2：居宅等における医療の提供に関する事業
- 事業区分 4：医療従事者の確保に関する事業
- 事業区分 6：勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分		1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				標準事業例	5	
事業名		No	1	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 710,474 千円		
		地域医療構想推進事業						
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体						
事業の実施主体		医療機関、山梨県						
事業の期間		令和3年10月1日～令和6年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ		患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。						
		アウトカム指標	地域医療構想上確保が必要な県全域の回復期病床 928床（H26）→ 2,020床（R3）（R7:2,566床）					
事業の内容		・地域医療構想を達成するため、医療機関等が行う回復期等への転換や事業縮小に係る施設整備の費用に対して支援する。 ・地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。						
アウトプット指標		施設整備を行う医療機関 4箇所						
アウトカムとアウトプットの関連		医療機能の分化・連携に資する事業を実施することにより、構想の実現に向けて必要とされる回復期機能の充実強化が促進される。						
地域医療構想の関係性及びスケジュール(注1)								
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 710,474	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
			基金	国 (A)			(千円) 237,865	民
		都道府県 (B)		(千円) 118,933				
		計 (A+B)		(千円) 356,798				

		その他（C）	（千円） 353,676			（千円）
備考（注4）	R3：121,014 千円、R4：117,892 千円、R5：117,892 千円					

（注1）区分Ⅰ－1の標準業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」かつ医療機関支援に係るソフト事業の場合のみ記載すること。

（注2）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注3）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注4）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				標準事業例	-		
事業名		No	2	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】			
		医療機能分化・連携推進地域移行支援事業				51,219 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体							
事業の実施主体		山梨県（山梨県看護協会委託）							
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ		地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。							
		アウトカム指標	地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少 2,348 床（H26）→ 2,036 床（R2）（R7：1,780 床）						
事業の内容		病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種のネットワーク化を推進するため、拠点となる支援センターの設置に対して支援する。							
アウトプット指標		支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 58 件（H30 年度）→120 件（R3 年度）							
アウトカムとアウトプットの関連		入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けたネットワークの構築により、患者の地域移行が図られ、慢性期機能病床の見直しなど、病床の機能分化・連携が推進される。							
地域医療構想の関係性及びスケジュール(注1)									
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 51,219	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)	
			基金	国 (A)			(千円) 21,746	民	(千円) 21,746
				都道府県 (B)			(千円) 10,873		うち受託事業等 (再掲) (注3)
				計 (A+B)			(千円) 32,619		
			その他 (C)		(千円) 18,600		(千円) 21,746		
備考 (注4)									

(注1) 区分Ⅰの医療機関支援に係るソフトウェア事業の場合のみ記載すること。

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				標準事業例	4	
事業名		No	3	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 952 千円		
		周術期等口腔機能管理推進事業						
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体						
事業の実施主体		山梨県（山梨県歯科医師会）						
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ		多くの疾患において、周術期の口腔機能管理を行うことにより合併症リスクの低下など患者の身体的負担が軽減され、早期退院、更には医療費削減などの効果があることが明らかになっているが、本県では病院での口腔機能管理に対応する歯科診療所が少なく、また病院側の受入体制も十分ではないことから、切れ目なく口腔機能管理を提供するための医科歯科連携の強化と実施のための体制整備を行う必要がある。						
	アウトカム指標	医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設 (H29、がん連携登録歯科医以外) →150 施設 (R4)						
事業の内容		病院での周術期等口腔機能管理が可能な歯科医を周術期等口腔機能管理連携医として登録し、知識向上のための研修を実施するとともに、県内の病院に対して医科歯科連携の必要性について周知を図ることにより、今後、歯科のない病院においても歯科医師や歯科衛生士と連携し、入院時から在宅まで、患者の状態に応じた口腔機能管理の実施が可能となる体制づくりを目指す。						
アウトプット指標		冊子・リーフレット作成 各 1500 部 研修会の実施 2 回（1 回、150 人） 訪問病院数 60 箇所/2 年						
アウトカムとアウトプットの関連		県内の歯科医療関係者や医療機関に周術期等口腔機能管理の重要性を周知することにより、対応可能な歯科診療所の増加や実施医療機関の増加を図る。						
地域医療構想の関係性及びスケジュール(注1)								
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 952	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
			基金	国 (A)	(千円) 635		民	(千円) 634
				都道府県 (B)	(千円) 317			うち受託事業等 (再掲) (注3)
				計 (A+B)	(千円) 952			
			その他 (C)	(千円)				
備考 (注4)								

- (注1) 区分Ⅰの医療機関支援に係るソフトウェア事業の場合のみ記載すること。
- (注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。
- (注3) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。
- (注4) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				標準事業例		-	
事業名		No	4	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 4,620 千円			
		地域医療連携推進総合拠点事業							
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体							
事業の実施主体		山梨県医師会							
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ		高齢化の進展を見据え、地域完結型医療の構築のため、今後一層の医療・介護の連携強化が求められている。							
		アウトカム指標	地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少 2,348 床 (H26) → 2,036 床 (R2) (R7：1,780 床)						
事業の内容		県医師会館内に設置される総合拠点において、以下の事業を行う。 ①医療機関で共有される ICT ネットワークの情報のうち、処方データや検診データ等を患者が個人のスマートフォンに蓄積し、他の医療機関の受診や在宅医療での情報共有を容易にする取り組みを支援することにより、切れ目のない医療提供体制の構築に繋げる。 ②病院関係者やかかりつけ医、ケアマネジャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談員となる介護支援専門員に医療を始めとする多職種連携への知識を深める研修を実施することにより、医療・介護連携を推進する。							
アウトプット指標		①システムを活用した施設数 5 箇所/年 ②研修の実施 3 回/年							
アウトカムとアウトプットの関連		ICT を用いた情報共有や医療・介護の連携強化を図り、患者の状態に適した医療・ケアを提供する体制を整備することにより、在宅への移行を促し慢性期病床の削減に繋げる。							
地域医療構想の関係性及びスケジュール(注1)									
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)	
			基金	国 (A)	(千円)			民	(千円)
				都道府県 (B)	(千円)		3,080		
				計 (A+B)	(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注3)		
				その他 (C)	(千円)		(千円)		
			備考 (注4)						

(注1) 区分Ⅰの医療機関支援に係るソフトウェア事業の場合のみ記載すること。

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

- (注3) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。
- (注4) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				標準事業例	-	
事業名		No	5	新規事業／継続事業	新規	【総事業費 (計画期間の総額)】 150,000 千円		
		地域医療体制連携強化事業						
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体						
事業の実施主体		医療機関						
事業の期間		令和3年10月1日 ～ 令和6年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ		慢性期病床の削減には、退院後の受け皿となる地域の医療提供体制の連携及び充実が必要である。特に、高齢者は疾患に応じて複数の医療機関を受診する可能性が高いことから、日常の診療において役立つ基本的な医療情報を診療科や職種を超え、どの医療機関でも共有できる環境を整備することが必要となっている。						
		アウトカム指標	地域医療構想上見直しが必要な県全体の慢性期病床を令和7年度までに568床減少					
事業の内容		地域における医療情報連携を促進するため、患者自らが自身の医療情報を管理し、医療従事者・介護従事者間で共有できる仕組みを導入する医療機関を支援する。						
アウトプット指標		医療情報を自ら管理する患者数 40,000 人 (R5)						
アウトカムとアウトプットの関連		患者個人が自らの医療情報を一元的に管理し、医療機関間で広く共有できる仕組みを普及させ、地域医療機関の連携や充実を図ることにより、在宅への円滑な移行を促進し、慢性期病床の削減に繋げる。						
地域医療構想の関係性及びスケジュール(注1)								
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 150,000	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注2)	公	(千円)
			基金	国 (A)	(千円) 66,660		民	(千円) 66,660
				都道府県 (B)	(千円) 33,330			うち受託事業等 (再掲) (注3) (千円)
				計 (A+B)	(千円) 99,990			
			その他 (C)		(千円) 50,010			
備考 (注4)		R3:72,000 千円 R4:18,000 千円 R5:9,990 千円						

(注1) 区分Ⅰの医療機関支援に係るソフトウェア事業の場合のみ記載すること。

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注4) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		1-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業				標準事業例			
事業名		No	6	新規事業／継続事業	新規	【総事業費 (計画期間の総額)】 19,152 千円			
		単独支援給付金支給事業							
事業の対象となる医療介護総合確保区域		峡東構想区域							
事業の実施主体		山梨県内の医療機関							
事業の期間		令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ		中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築が必要							
		アウトカム指標	令和3年度基金を活用し再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数 医療機関数 : 1 医療機関 急性期病床 : 51 床→39 床 (△12 床)						
事業の内容		医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床数に応じた給付金を支給する。							
アウトプット指標		対象となる医療機関数 1 医療機関							
アウトカムとアウトプットの関連		地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ自主的に病床数を減少する医療機関に対し財政支援することにより、地域医療構想の実現に向けた取組の促進を図る。							
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A+B)		(千円) 19,152	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公		
			基金	国 (A)	(千円) 19,152		民	(千円) 19,152	
			その他 (B)		(千円)				
備考 (注2)		令和3年度 : 19,152 千円							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		2 居宅等における医療の提供に関する事業				標準事業例	10		
事業名		No	7	新規事業／継続事業	新規	【総事業費 (計画期間の総額)】 5,241 千円			
		在宅医療人材育成事業							
事業の対象となる医療 介護総合確保区域		県全体							
事業の実施主体		山梨県							
事業の期間		令和3年10月1日 ～ 令和4年3月31日							
背景にある医療・介護ニ ーズ		本県ではこれまで、在宅医療を始めるに当たり必要となる運営上のノウ ハウや実践的な知識等に関する助言・支援を目的とした事業は実施してい ない。人口10万人当たりの医療機関数に比べ、訪問診療を実施する医療機 関が他県より少ない状況を踏まえると、在宅医療への参入メリットや運営上 のノウハウを習得する機会を作ることで、在宅医療を開始する医療機関が 増加することが期待される。							
	アウトカム 指標	訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設 (H27) → 154 施設 (R2)							
事業の内容		在宅医療の参入メリットや、在宅医療を実施するための運営上のノウハウ 等を習得する機会を設けるとともに、参入意欲を有する医療機関に対しア ドバイザーの派遣等の個別支援を行う。							
アウトプット指標		アドバイザー派遣等要請施設数 15 施設 (R4)							
アウトカムとアウトプ ットの関連		在宅医療への参入に興味を有する医療機関等に対し、具体的な参入メリッ トや運営上のノウハウを提供することで、新規医療機関の在宅医療への参 入を促進する。							
事業に要する費用の額		金 額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
			(A+B+C)		5,241				
			基 金	国 (A)			(千円)		
				都道府県 (B)			(千円)		
				計 (A+B)			(千円)		
その他 (C)		(千円)		民	(千円)				
							うち受託事業等 (再掲) (注2)	(千円)	
備考 (注3)		R3:5,241 千円							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	25	
事業名	No	8	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 23,762 千円		
	地域医療支援センター運営事業						
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	県全体						
事業の実施主体	山梨県（山梨大学委託）						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニ ーズ	医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることににより、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。						
	アウトカム 指標	医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H30) → 1.5 倍以下 (R2) 中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H30) → 2.5 倍以下 (R2) 中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H30) → 2.0 倍以下 (R2)					
事業の内容	・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等を実施する。 ・地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。						
アウトプット指標	地域医療支援センターの運営 ・地域枠医学生等への面談者数 40 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回 (25 人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回 (50 人)						
アウトカムとアウトプ ットの関連	斡旋等により医師不足病院への医師確保を支援することで地域偏在を解消し、また研修会等を開催することにより地域の医療機関でもキャリア形成ができる環境を整えることで医師の定着を図る。						
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 23,762	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 15,841
		基 金	国 (A)	(千円) 15,841		民	(千円) うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 7,921			
			計 (A + B)	(千円) 23,762			
		その他 (C)		(千円)			
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	26	
事業名		No	9	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 75,052 千円		
		医師派遣推進事業						
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体						
事業の実施主体		山梨大学						
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ		県内に4つある二次医療圏のうち、3つの医療圏で人口10万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。						
		アウトカム指標	医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口10万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域／峡東区域 1.5倍 (H30) → 1.5倍以下 (R2) 中北区域／峡南区域 2.5倍 (H30) → 2.5倍以下 (R2) 中北区域／富士・東部区域 2.0倍 (H30) → 2.0倍以下 (R2)					
事業の内容		医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。						
アウトプット指標		派遣医師数 10人						
アウトカムとアウトプットの関連		医師を派遣することにより、医師不足病院の医師確保を支援し、医師の地域偏在の解消を図る。						
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 75,052	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 50,034
			基金	国 (A)	(千円) 50,034		民	(千円) うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
				都道府県 (B)	(千円) 25,018			
				計 (A+B)	(千円) 75,052			
				その他 (C)				
			備考 (注3)					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	28		
事業名		No	10	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 9,363 千円			
		産科医等確保対策事業							
事業の対象となる医療 介護総合確保区域		県全体							
事業の実施主体		山梨大学							
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日							
背景にある医療・介護ニ ーズ		過酷な勤務状況にある産科医師は県内で充足しているとはいえず、医師確保の ための支援が必要となっている。							
		アウトカム 指標	産科医師数 63 人 (R2) → 63 人以上 (R3)						
事業の内容		・産科医師を養成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運 営及び研修医の募集を支援する。 ・新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。							
アウトプット指標		・新たな後期研修医の確保 2 人 ・NICU 入室児担当手当支給数 9 人							
アウトカムとアウトプ ットの関連		研修プログラム等への支援を行うことにより、産科医師を確保するとともに、 産科医師や新生児医療担当医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援するこ とにより、周産期医療提供体制の維持・充実を図る。							
事業に要する費用の額		金 額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 9,363	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 6,242	
			基 金	国 (A)			(千円) 6,242	民	(千円) 0 うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
				都道府県 (B)			(千円) 3,121		
				計 (A + B)			(千円) 9,363		
			その他 (C)		(千円) 0				
備考 (注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	52, 53			
事業名		No	11	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 84, 590 千円				
		小児救急医療体制確保事業								
事業の対象となる医療 介護総合確保区域		県全体								
事業の実施主体		山梨県小児救急医療事業推進委員会、山梨県（甲府市医師会委託）								
事業の期間		令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日								
背景にある医療・介護ニ ーズ		県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児の重症患者に対する医療体制を維持・確保するとともに、医師の負担軽減を図るため、不要・不急の受診を抑制する必要がある。								
	アウトカム 指標	小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37 人（H29）→ 39 人（R3）								
事業の内容		・休日・夜間に、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れる体制を整備するための経費に支援する。 ・休日・夜間に、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。								
アウトプット指標		小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7 病院（H29）→ 7 病院（R3） 小児救急電話相談員数 11 人(H30)→11 人（R3）								
アウトカムとアウトプ ットの関連		小児二次救急輪番体制の維持や、不要な小児救急医療の受診を減らすことにより、小児救急医の負担を軽減し、小児科医の確保を図る。								
事業に要する費用の額		金 額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 84, 590	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 25, 422		
			基 金	国 (A)			(千円) 43, 681	民	(千円) 18, 259	
				都道府県 (B)			(千円) 21, 841		うち受託事業等 (再掲) (注 2)	(千円) 18, 259
				計 (A + B)			(千円) 65, 522			
			その他 (C)		(千円) 19, 068					
備考 (注 3)										

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	-	
事業名		No	12	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 19,651 千円		
		救急搬送受入支援事業						
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体						
事業の実施主体		最終受入医療機関						
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ		本県では救急専門医の人数が少ないため、救急搬送において搬送先の医療機関を速やかに決定するなど円滑な受入体制を構築することにより、救急専門医の負担を軽減し人材を確保する必要がある。						
		アウトカム指標	救急専門医 20 名 (R 元) → 21 名 (R3)					
事業の内容		患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。						
アウトプット指標		救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送1件あたりの平均受入要請回数 1.5 回 (H30) → 1.4 回 (R3)						
アウトカムとアウトプットの関連		最終受入医療機関を維持確保し、救急搬送受入困難事案を解消することにより、救急専門医の負担軽減や救急医療体制の充実、救急専門医の確保を図る。						
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A + B + C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
			基金	国 (A)	(千円)		民	(千円)
				都道府県 (B)	(千円)			
				計 (A + B)	(千円)			
			その他 (C)	(千円)	うち受託事業等 (再掲) (注2)			
備考 (注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	-	
事業名		No	13	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 121,680 千円		
		医師修学資金貸与事業						
事業の対象となる医療 介護総合確保区域		県全体						
事業の実施主体		県						
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニ ーズ		県民の医療ニーズに対応し、効率的質の高い医療を提供するため、医師不 足及び地域による偏在の是正に向けた事業を一層推進する必要がある。						
		アウトカム 指標	県内医師数 1,943 人 (R 元) → 2,075 人 (R18)					
事業の内容		医師の県内定着を促進し、医師不足や地域及び診療科の偏在を是正するた め、地域枠入学者に対し修学資金の貸与を行う。						
アウトプット指標		医師修学資金貸与者数 39 (人)						
アウトカムとアウトプ ットの関連		修学資金の貸与により、中長期的に県内病院に勤務する医師を確保するこ とができる。						
事業に要する費用の額		金 額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 121,680	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 81,120
			基 金	国 (A)	(千円) 81,120		民	(千円) うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
				都道府県 (B)	(千円) 40,560			
				計 (A+B)	(千円) 121,680			
				その他 (C)				
			備考 (注3)					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	-	
事業名		No	14	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 8,452 千円		
		医療従事者確保対策事業						
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体						
事業の実施主体		山梨大学、医療機関						
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ		県民の医療ニーズに対応し、効率的質の高い医療を提供するため、医療従事者の抱える様々な心理的不安を解消し、安心して働ける職場環境を整備する必要がある。						
		アウトカム指標	医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5) 就業看護職員数 (常勤換算後) 11,187 人 (H30) → 12,008 人 (R7)					
事業の内容		・医療有害事象発生時のファーストエイドを適切に行うため、ピアサポーター体制の構築に支援する。 ・外国人患者が来院した際、対応者が負担なく意思疎通を図るため、翻訳機等を購入する経費に支援する。						
アウトプット指標		ピアサポーター研修会の開催 1 回/年 翻訳機等導入医療機関数 141 施設/3 年						
アウトカムとアウトプットの関連		医療従事者の心理的負担を軽減することにより、人材の確保に繋げる。						
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A+B+C)		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円)	
			基金	国 (A)	(千円)		民	(千円)
				都道府県 (B)	(千円)			(千円)
				計 (A+B)	(千円)			うち受託事業等 (再掲) (注2)
			その他 (C)		(千円)			(千円)
備考 (注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	35
事業名		No	15	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 27,624 千円	
		新人看護職員研修事業					
事業の対象となる医療 介護総合確保区域		県全体					
事業の実施主体		山梨県（山梨県立大学、山梨県看護協会委託）、各医療機関					
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日					
背景にある医療・介護ニ ーズ		医療機関において看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質 の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要 がある。					
	アウトカム 指標	就業看護職員数（常勤換算後） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）					
事業の内容		・ 自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、 自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対 象とした合同研修を実施する。 ・ 実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研 修実施体制を確保する。					
アウトプット指標		看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する 各研修の実施回数 ・ 多施設合同研修の実施 (6 日間・50 人) ・ 教育担当者研修の実施 (6 日間・30 人) ・ 新人看護職員卒後研修の実施 (20 病院・計 338 人) ・ 新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・70 人)					
アウトカムとアウトプ ットの関連		新人看護職員及び指導者等への研修を支援することにより、新人看護職員 の質の向上を図り、就業看護職員を確保する。					
事業に要する費用の額		金 額	総事業費 (A + B + C)	(千円) 27,624	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 5,060
		基 金	国 (A)	(千円) 9,949		民	(千円) 4,889
			都道府県 (B)	(千円) 4,975			うち受託事業等 (再掲) (注2)
			計 (A + B)	(千円) 14,924			
			その他 (C)	(千円) 12,700			(千円) 416
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	36		
事業名		No	16	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 8,419 千円			
		看護職員資質向上推進事業							
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体							
事業の実施主体		山梨県（一部山梨県看護協会委託）、山梨県立大学							
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ		将来に向け看護職員を確保するためには、個々の能力開発や資質の向上を図り、自信と誇りをもって看護業務に従事できるよう職能別研修等ニーズにあった支援を行う必要がある。							
		アウトカム指標	就業看護職員数（常勤換算後） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）						
事業の内容		看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。							
アウトプット指標		看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（2～5日間・計200人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5日間・計20人） ・看護職員実習指導者講習会の実施（長期30日間・40人、特定分野10日間・12人） ・看護職員専門分野研修の実施（認知症看護 7ヶ月間・計30人）							
アウトカムとアウトプットの関連		各看護職員の個々のキャリアに応じた研修の実施を支援することにより、資質やモチベーションの向上を図り、就業看護職員を確保する。							
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 8,419	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 3,247	
			基金	国 (A)			(千円) 4,748	民	(千円) 1,501
				都道府県 (B)			(千円) 2,374		うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
				計 (A+B)			(千円) 7,122		
			その他 (C)		(千円) 1,297				
備考 (注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	38			
事業名		No	17	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,995 千円				
		看護職員確保対策事業								
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体								
事業の実施主体		山梨県（山梨県看護協会委託）								
事業の期間		令和３年４月１日～令和４年３月３１日								
背景にある医療・介護ニーズ		県内病院の看護職員の離職率が高い現状であるため、看護職員の離職予防・定着促進や、潜在的看護職員の再就業促進などの取り組みを実施し、就業看護職員数を確保することが必要である。								
	アウトカム指標	就業看護職員数（常勤換算後） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）								
事業の内容		・ 県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消する。 ・ ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。 (ナースバンク事業における第５次 NCCS 更新・運用等に要する経費) ・ 潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所（ハローワーク）が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。								
アウトプット指標		就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月１回（毎月実施） ナースセンターの就業相談における就業者数 264 人（R1） → 270 人以上（R3） ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内 7 箇所 月１回・相談件数 92 件/年								
アウトカムとアウトプットの関連		専門職のカウンセリングを受けられる体制づくりや、未就業者への再就業支援を行うことにより、看護職員の就業及び定着促進を図る。								
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 2,995	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注１)	公	(千円)		
			基金	国 (A)				(千円) 1,997	民	(千円) 1,996
				都道府県 (B)				(千円) 998		うち受託事業等（再掲）(注２)
				計 (A + B)				(千円) 2,995		
				その他 (C)				(千円)		

備考（注3）	
--------	--

- （注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。
- （注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。
- （注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	39		
事業名		No	18	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 95,100 千円			
		看護師等養成所運営費補助事業							
事業の対象となる医療 介護総合確保区域		県全体							
事業の実施主体		民間立看護師養成所（3 施設）							
事業の期間		令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニ ーズ		看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内 医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を 支援する必要がある。							
	アウトカム 指標	養成所卒業生県内就業率 62.2%（R2 年度卒業生）→ 62.2%以上（R3 年度卒業生）							
事業の内容		看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教 員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。							
アウトプット指標		当該補助により看護師等養成を行った施設数（3 施設）							
アウトカムとアウトプ ットの関連		看護師等養成所の運営を支援することにより、県内で就職する看護職員の確保 及び資質の向上を図る。							
事業に要する費用の額		金 額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円)	
			(A + B + C)		95,100				
			基 金	国 (A)			(千円)		
				63,400					
				都道府県			(千円)	民	(千円)
				(B)			31,700		63,400
計 (A + B)		(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注 2)					
95,100				(千円)					
その他 (C)				(千円)					
備考 (注 3)									

(注 1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注 2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額 (国費) における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注 3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	50	
事業名		No	19	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 29,283 千円		
		病院内保育所運営費補助事業						
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体						
事業の実施主体		院内保育所を設置する民間医療機関						
事業の期間		令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ		看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しいため、有子看護師の育児支援をすることにより、看護職員の確保を図る必要がある。						
		アウトカム指標	就業看護職員数（常勤換算後） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）					
事業の内容		勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。						
アウトプット指標		当該補助により院内保育所を運営した施設数（5 施設）						
アウトカムとアウトプットの関連		院内保育所の運営を支援することにより、出産・育児を理由とする退職者の割合を減らし、看護職員の確保を図る。						
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 29,283	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
			基金	国 (A)	(千円) 19,522		民	(千円) 19,522
				都道府県 (B)	(千円) 9,761			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
				計 (A + B)	(千円) 29,283			
			その他 (C)		(千円)			
備考 (注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	45		
事業名		No	20	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 161 千円			
		看護職員就労環境改善事業							
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体							
事業の実施主体		山梨県							
事業の期間		令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニーズ		県内病院の看護職員確保のため、多職種連携や多様な働き方等による勤務環境改善や医療提供体制等最新の動向を学ぶ機会を設け、各医療機関での対策が重要であるという認識を高める必要がある。							
	アウトカム指標	就業看護職員数（常勤換算後） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）							
事業の内容		看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修を行うとともに、最新の取組事例などの情報を提供する。							
アウトプット指標		多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1 回・180 人）							
アウトカムとアウトプットの関連		看護管理的立場の方への研修を行うことにより、勤務環境改善や看護・医療の質の向上を図り、看護職員を確保する。							
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 161	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注 1)	公	(千円) 107	
			基金	国 (A)			(千円) 108	民	(千円) うち受託事業等 (再掲) (注 2) (千円)
				都道府県 (B)			(千円) 53		
				計 (A + B)			(千円) 161		
			その他 (C)		(千円)				
備考 (注 3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		4 医療従事者の確保に関する事業				標準事業例	47		
事業名		No	21	新規事業／継続事業	継続	【総事業費 (計画期間の総額)】 14,192 千円			
		歯科衛生士確保対策事業							
事業の対象となる医療 介護総合確保区域		県全体							
事業の実施主体		山梨県歯科医師会							
事業の期間		令和 3 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日							
背景にある医療・介護ニ ーズ		高齢化の進展に伴い高齢者に対する口腔ケアの必要性が増大しており、歯 科医師と共に訪問歯科診療を実施し、歯科医師の指示の下に訪問歯科衛生 管理指導を行う歯科衛生士の確保や資質向上を図る必要がある。							
		アウトカム 指標	在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設 (H27) → 51 施設 (R2)						
事業の内容		歯科衛生専門学校において実践的で質の高い教育を行うため、実習室の整備 や教育環境の充実に支援する。							
アウトプット指標		歯科衛生専門学校の整備 1カ所							
アウトカムとアウトプ ットの関連		歯科衛生士を目指す学生の教育環境の向上を図り、歯科衛生専門学校で質の高 い授業、実習を実施することにより、将来在宅歯科医療に携わることができる 歯科衛生士を確保し、在宅療養支援歯科診療所の増加を図る。							
事業に要する費用の額		金 額	総事業費		(千円)	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)	
			(A+B+C)		14,192				
			基 金	国 (A)			(千円)	民	(千円)
				都道府県 (B)			(千円)		5,610
				計 (A+B)			(千円)		
その他 (C)		(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2)					
				5,777		(千円)			
備考 (注3)									

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分		6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業				標準事業例	-	
事業名		No	22	新規事業／継続事業	新規	【総事業費 (計画期間の総額)】 12,622 千円		
		地域医療勤務環境改善体制整備事業						
事業の対象となる医療介護総合確保区域		県全体						
事業の実施主体		医療機関						
事業の期間		令和3年10月1日 ～ 令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ		2024 年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要がある。 特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていく。						
		アウトカム指標	救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加					
事業の内容		医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に対し助成する。						
アウトプット指標		対象となる医療機関数 6						
アウトカムとアウトプットの関連		特に時間外労働を強いられる救急医療機関において、医師の労働時間を把握することにより、労働時間短縮に向けた課題を抽出し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成することで、医師の時間外労働短縮につなげる。						
事業に要する費用の額		金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 12,622	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
			基金	国 (A)	(千円) 6,172		民	(千円) 6,172
				都道府県 (B)	(千円) 3,087			
				計 (A + B)	(千円) 9,259			うち受託事業等 (再掲) (注2)
			その他 (C)	(千円) 3,363	(千円)			
備考 (注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

3. 計画に基づき実施する事業【介護分】

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業									
	【No. 1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業									
事業名	中北、峡東、富士・東部区域	【総事業費 (計画期間の総額)】 192,487 千円								
事業の対象となる医療介護総合確保区域	市町村、社会福祉法人等									
事業の実施主体	令和3年4月1日～令和6年3月31日									
事業の期間	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る									
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る									
	アウトカム指標：令和5年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,234 人									
事業の内容	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 <table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>1カ所</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>2カ所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>1カ所</td></tr></table>		整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	整備予定施設等									
小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所									
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所									
	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。 <table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>1カ所</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>2カ所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>1カ所</td></tr></table> ③特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー改修 ④簡易陰圧装置設置支援 ⑤介護施設等の看取り環境の整備 ⑥介護職員の宿舎施設整備 ⑦介護付き有料老人ホームの整備 ⑧大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入		整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
整備予定施設等										
小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所									
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所									
アウトプット指標	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。(健康長寿やまなしプラン:令和2年度～令和5年度) ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,661 床(59 カ所) →1,835 床(65 カ所) ・認知症グループホーム 1,139 床(77 カ所) →1,193 床(80 カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 29 カ所 → 32 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 10 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 12 カ所									

アウトカムとアウトプットの関連	健康長寿やまなしプランに基づき、地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、地域密着型サービス施設等の定員総数を増加させる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 192,487	基金充 当額 (国 費) におけ る 公民の 別 (注1)	公	(千円)
		基金	国(A)	(千円) 128,324		民	(千円) 128,324 うち受託事業等(再 掲)(注2) (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 64,163			
			計(A+B)	(千円) 192,487			
		その他(C)		(千円)			
		備考(注3)					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業							
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」、 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業							
事業名	【No.2 (介護分)】 福祉・介護人材確保対策情報発信事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 195 千円			
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域							
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）							
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日							
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。							
	アウトカム指標：2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。							
事業の内容	一般県民に対して、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。							
アウトプット指標	・テレビCMの放送 1回 ・新聞広告 1回 ・LINEを活用した情報発信							
アウトカムとアウトプットの 関連	介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開することにより、介護従事者の供給改善を図る。							
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 195	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	(千円)		
		基金	国(A)	(千円) 130		民	(千円) 130	
			都道府県 (B)	(千円) 65			うち受託事業等 (再掲)(注2)	(千円) 130
			計(A+B)	(千円) 195				
		その他(C)		(千円)				
備考(注3)								

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」、 (小項目) 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業						
事業名	【No.3 (介護分)】 介護の魅力発信プロジェクト事業 (介護アンバサダー設置等)				【総事業費 (計画期間の総額)】 9,945 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着						
事業の内容	介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー (大使) が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資料も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。 また、介護職員のモチベーション向上を図るために優良介護職員の表彰を行うとともに、介護施設・事業所における優れた仕組みを評価する認証評価制度を創設する。 介護アンバサダーの選出や優良介護職員の対象者の検討を行うため、魅力発信プロジェクト実行委員会を開催する。						
アウトプット指標	・介護アンバサダーの研修会への参加 (5回) ・介護アンバサダー等の出張講座 (6回) ・魅力発信プロジェクト実行委員会の開催 (4回)						
アウトカムとアウトプットの関連	介護の仕事の魅力発信やイメージアップ、理解の促進に資する事業を実施することにより、介護従事者の供給改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 9,945	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	(千円) 629
		基金	国 (A)	(千円) 6,630		民	うち受託事業等 (再掲) (注2)
			都道府県 (B)	(千円) 3,315			
			計 (A+B)	(千円) 9,945			
		その他 (C)		(千円)			(千円) 6,001
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合

は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。
(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」、 (小項目) 介護未経験者に対する研修支援事業						
事業名	【No.4 (介護分)】 介護の魅力発信プロジェクト事業 (合同入職式等開催)				【総事業費 (計画期間の総額)】 4,883 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着						
事業の内容	新卒の介護職員を対象に合同入職式を開催することで、動悸入職者同士の連帯感を醸成する。 新人職員から3年目職員を対象としたフォローアップ研修会や意見交換会を実施することにより、早期離職の防止を図る。また、中途採用者は、新卒者と状況が異なるため、別途中途採用者を対象とした意見交換会を実施する。						
アウトプット指標	・新人職員、入職2年目職員、3年目職員を対象に研修会及び意見交換会を実施(4回) ・中途採用者を対象に意見交換会を実施(1回)						
アウトカムとアウトプットの 関連	同期入職者同士の連帯感の醸成、資質の向上及び職員間を基礎とする施設間連携強化を促進することにより、介護人材の確保・定着を図る。 また、入職後のフォローアップ研修及び意見交換会の実施により、早期離職の防止を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 4,883	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国(A)	(千円) 3,255		民	(千円) 3,255
			都道府県 (B)	(千円) 1,628			うち受託事業等 (再掲)(注2)
			計(A+B)	(千円)			
		その他(C)		(千円)			3,255
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合

は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。
(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業					
事業名	【No.5（介護分）】 求人・求職のマッチング機能強化事業				【総事業費 （計画期間の総額）】 9,230 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）					
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。					
	アウトカム指標：2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。					
事業の内容	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・キャリア支援専門員の配置 2名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動					
アウトプット指標	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度33名					
アウトカムとアウトプットの関連	求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行うことにより、介護従事者の供給改善を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 （A+B+C）		（千円） 9,230	基金充当額 （国費） における 公民の別 （注1）	公 （千円）
		基金	国（A）	（千円） 6,153		民 （千円） 6,153
			都道府県（B）	（千円） 3,077		
			計（A+B）	（千円）		
		その他（C）		（千円）		
備考（注3）						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 (その1)						
事業名	【No.6 (介護分)】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 5,136 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標: 2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。						
事業の内容	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。 ・キャリアパス支援研修 ・キャリア形成技術指導事業 ・研修事業専門員の配置						
アウトプット指標	・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 130人 ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 100人						
アウトカムとアウトプットの関連	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援することにより、介護従事者の供給改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 5,136	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	(千円)	
		基金	国 (A)	(千円) 3,424		民	(千円) 3,424
			都道府県 (B)	(千円) 1,712			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円) 3,424
			計 (A+B)	(千円)			
		その他 (C)		(千円)			
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業					
事業名	【No.7 (介護分)】 主任介護支援専門員養成研修事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 896 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県介護支援専門員協会)					
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。					
	アウトカム指標: 介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。					
事業の内容	介護支援専門員への専門的な助言を行い、地域包括ケアシステム構築の役割を担う主任介護支援専門員の養成を行う。					
アウトプット指標	主任介護支援専門員研修 各年度 受講者数 30 名 実施回数 1 コース (12 日間)					
アウトカムとアウトプットの関連	主任介護支援専門員養成研修を実施することにより、介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 896	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公 (千円)
		基金	国 (A)	(千円) 597		民 (千円) 597
			都道府県 (B)	(千円) 299		
			計 (A + B)	(千円)		
		その他 (C)		(千円)		うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円) 597
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 参入促進 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	
事業名	【No.8 (介護分)】 介護支援専門員資質向上事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 13,380 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (1) ～ (3) 山梨県介護支援専門協会へ委託 (4) 介護労働安定センター山梨支部へ委託	
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	介護支援専門員の人員確保を図るなか、介護支援専門員実務研修等を受講しなければ、介護支援専門員の資格を取得できず、実務に就くことができない。	
	アウトカム指標：県が研修を実施することで、県登録の介護支援専門員の人員確保及び実務に従事する介護支援専門員の資質向上を図る。	
事業の内容	(1) 介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者に、ケアマネジメントに関する基本を習得し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。 (2) 介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 介護支援専門員証の有効期限が1年未満に満了する者を対象に、研修受講の機会を確保することにより、ケアマネジメントについて再度必要な視点や手法を習得し、専門職としての能力の保持と向上を図る。 (3) 介護支援専門員再研修（法定研修）事業 介護支援専門員証の有効期間が失効している者が、再度実務に従事するため、ケアマネジメントに関する基本を再認識し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。 (4) 介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 ①実務就業後6か月以上の介護支援専門員（専門研修Ⅰ）、②就業後3年以上の介護支援専門員（専門研修Ⅱ）を対象に、各々のキャリアに応じたケアマネジメントプロセスの再確認や社会資源・各サービスの特性等の理解を深	

	め、高齢者の自立支援に資するサービス提供を行うために必要な研修を実施し、専門職としての能力の向上を図る。					
アウトプット指標	○R3 研修実施回数及び受講者数 (1) 介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 各年度 1 コース、60 人 (2) 介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 各年度 1 コース、40 人 (3) 介護支援専門員再研修（法定研修）事業 各年度 1 コース、40 人 (4) 介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 各年度 1 コース、更新研修Ⅰ 107 人、更新研修Ⅱ 231 人					
アウトカムとアウトプットの関連	県登録の介護支援専門員の人員を確保するとともに、実務に従事する介護支援専門員の資質向上を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 13,380	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)			
			(千円) 8,920			
			都道府県 (B)		民	(千円) 8,920
			(千円) 4,460			
			計 (A+B)			うち受託事業等 (再掲) (注2)
			(千円)			(千円)
		その他 (C)	(千円)			8,920
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No.9 (介護分)】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 605 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域	
事業の実施主体	(1)・(2)・(3)・(5) 介護労働安定センターに委託 (4) 認知症介護研究・研修大府センターに委託	
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。	
事業の内容	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 認知症介護サービス事業開設者に対して、開設者としてサービス事業を管理・運営していくための知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） 認知症介護指導者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を習得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るため研修を実施する。 (5) 認知症介護基礎研修事業 認知症ケアに携わる者が、その業務を遂行する上で必要な基礎的な知識・技術を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行うことができるようにするための研修を実施する。	

アウトプット指標	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 10 人 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 40 人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 20 人 (4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・受講者数 1 人 (5) 認知症介護基礎研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース（講義・演習 1 日間） ・受講者数 72 人					
アウトカムとアウトプットの関連						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 605	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
	基金	国 (A)	(千円) 403		民	(千円) 403
		都道府県 (B)	(千円) 202			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円) 403
		計 (A+B)	(千円)			
		その他 (C)	(千円)			
備考 (注3)						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 潜在有資格者の再就業促進 (小項目) 潜在介護福祉士の再就業促進事業						
事業名	【No.10 (介護分)】 再就労者支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 531 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標: 2025 度までに 327 人の介護従事者の供給改善 を図る。						
事業の内容	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリア パス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求 人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。						
アウトプット指標	再就労者職場復帰プログラム実施人数 各年度 6 人						
アウトカムとアウトプットの 関連	介護への求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施 することにより、介護従事者の供給改善を図る。						
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 531	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国 (A)	(千円) 354		民	(千円) 354 うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円) 354
			都道府県 (B)	(千円) 177			
			計 (A + B)	(千円)			
		その他 (C)		(千円)			
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業						
事業名	【No.11 (介護分)】 認知症地域医療支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 1,797 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	(1) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託 (2)・(3) 山梨県医師会に委託 (4) 山梨県 (5) 山梨県歯科医師会に委託 (6) 山梨県薬剤師会に委託						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう 地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。						
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進						
事業の内容	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 (1) 認知症サポート医の養成 (2) 認知症サポート医フォローアップ研修 (3) かかりつけ医認知症対応力向上研修 (4) 病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修 (5) 歯科医師認知症対応力向上研修 (6) 薬剤師認知症対応力向上研修						
アウトプット指標	(1) 年間養成数 4 名 (2) 年間受講者数 70 名 (3) 年間受講者数 100 名 (4) 年間実施数 3 病院 (各 2 回) (5) 年間受講者数 1 回 (6) 年間受講者数 100 名						
アウトカムとアウトプットの 関連	認知症サポート医等の養成を進めることにより、地域包括ケアシ ステムの構築を進める。						
事業に要する費用の額	金 額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 1,797	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	(千円) 245	
		基金	国 (A)	(千円) 1,198		民	(千円) 953 うち受託事業等 (再掲) (注2)
			都道府県 (B)	(千円) 599			
			計 (A + B)	(千円)			

		その他（c）	（千円）			（千円） 953
備考（注3）						

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 人材育成力の強化 (小項目) 新人職員に対するエルダー・メンター制度導入支援事業						
事業名	【No.12 (介護分)】 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 186 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標：2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。						
事業の内容	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。						
アウトプット指標	職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。 ・研修受講者数 各年度30人						
アウトカムとアウトプットの関連	新人介護職員の職場定着に向けた事業を実施することにより、介護従事者の供給改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 186	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国(A)	(千円) 124		民	(千円) 124
			都道府県 (B)	(千円) 62			うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円) 124
			計(A+B)	(千円)			
		その他(C)		(千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 勤務環境改善支援 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ロ 介護ロボット導入支援事業						
事業名	【No.13 (介護分)】 介護ロボット導入支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 6,000 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標：2025 年度までに 511 人の介護従事者の供給改善を図る。						
事業の内容	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。						
アウトプット指標	介護ロボット導入支援事業による導入事例を作成し、周知することで、介護ロボット導入を促進する。						
アウトカムとアウトプットの 関連	介護ロボットの導入を支援し、介護職員の負担軽減を図ることにより、介護従事者の供給改善を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B + C)		(千円) 6,000	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 4,000
		基金	国 (A)	(千円) 4,000		民	(千円)
			都道府県 (B)	(千円) 2,000			うち受託事業等 (再掲) (注2) (千円)
			計 (A + B)	(千円)			
		その他 (C)		(千円)			
備考 (注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 勤務環境改善支援 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ハ ICT導入支援事業						
事業名	【No.14 (介護分)】 ICT導入支援事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 6,000 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。						
	アウトカム指標：ICTの促進により労働環境の改善を図る。						
事業の内容	介護事業所のICT化のための介護ソフトやタブレット端末等の 購入費用を助成する。						
アウトプット指標	ICT導入支援事業による導入事例を作成し、周知することで、 介護事業所のICT導入を促進する。						
アウトカムとアウトプットの 関連	介護職員の負担軽減や業務の効率化などにより、離職防止を図り、 職員が継続して就労できる環境を整える。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 6,000	基金充当 額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円) 4,000
		基金	国(A)	(千円) 4,000		民	(千円) うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 2,000			
			計(A+B)	(千円)			
		その他(C)		(千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 緊急時介護人材等支援 (小項目) 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業						
事業名	【No.15 (介護分)】 新型コロナウイルス感染症流行下のサービス提供体制確保事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 6,898 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	新型コロナウイルス感染症により、介護施設等で働く職員が不足した場合であっても、高齢者の生活維持にとって必要不可欠な介護サービスの提供が求められる。						
	アウトカム指標：新型コロナウイルス感染症流行下において、介護保健施設等のサービス継続を図る。						
事業の内容	新型コロナウイルスの感染者が多数発生した介護保険施設等に他の介護保険施設等から応援職員を派遣し、介護保険施設等のサービス提供を継続する。						
アウトプット指標	介護保健施設等において新型コロナウイルス感染症による感染症が多数発生した場合、他の介護保健施設等から応援職員を派遣する。						
アウトカムとアウトプットの関連	新型コロナウイルス感染症流行下においても、高齢者の生活維持にとって必要不可欠な介護サービスの提供の継続を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 6,898	基金充当額 (国費)における 公民の別 (注1)	(千円) 4,599	
		基金	国(A)	(千円) 4,599		民	(千円)
			都道府県(B)	(千円) 2,299			うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)
			計(A+B)	(千円)			
		その他(C)		(千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業						
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 介護分野就職支援金貸付事業						
事業名	【No.16 (介護分)】 介護分野就職支援金貸付事業				【総事業費 (計画期間の総額)】 5,039 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県社会福祉協議会						
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材は慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等のために業務が増大し、人手不足がさらに深刻化している。						
	アウトカム指標：幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。						
事業の内容	他業種で働いていた又は無職等の者であって、介護職員初任者研修を修了した者に対して、介護分野における介護職員として従事するための就職支援金を貸付する。						
アウトプット指標	貸付人数 20人						
アウトカムとアウトプットの 関連	幅広い人材の介護職への参入を促進することで、介護人材の確保を図る。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 5,039	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国(A)	(千円) 3,359		民	(千円) 3,359
			都道府県 (B)	(千円) 1,680			うち受託事業等 (再掲)(注2) (千円)
			計(A+B)	(千円)			
		その他(C)		(千円)			
備考(注3)							

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(注3) 備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業
-------	-------------------

	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 緊急時介護人材等支援 (小項目) 新型コロナウイルス流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業						
事業名	【No.17 (介護分)】 介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業費				【総事業費 (計画期間の総額)】 68,234 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県、事業受託事業者						
事業の期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日						
背景にある医療・介護ニーズ	新型コロナウイルス感染症に対応するためにかかり増した経費の上乗せ措置期限を迎えたが、国内の感染状況が収束しておらず、県内の介護事業所から、施設の健全運営と適切なサービス提供のために財政援助を要望する声が上がっている。						
	かかり増し経費の助成件数：県内の介護サービス事業所・施設数4,266件						
事業の内容	新型コロナウイルス感染症対策について、そのかかり増し経費を、基本報酬の0.1%特例の対象としていた介護サービス事業所・施設に対して助成する。						
アウトプット指標	・介護サービス事業所・施設が新型コロナウイルス感染症に対応する備えを十分に行うことで、クラスターの発生が防止される。 ・施設の運営状況が安定し、高齢者等への適切なサービス提供が継続される。						
アウトカムとアウトプットの関連	新型コロナウイルス感染症に対応するためにかかり増した経費を助成することで、介護サービス事業所・施設が新型コロナウイルス感染症に対応するための備えを十分に行うことができ、クラスターの発生防止や、高齢者等への適切なサービス提供につながる。						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 68,234	基金充当額 (国費) における 公民の別 (注1)	公	(千円)
		基金	国(A)	(千円) 45,489		民	(千円) 45,489
			都道府県(B)	(千円) 22,745			

		計（A＋ B）	（千円） 68,234			うち受託事業等 （再掲）（注2）
		その他（C）	（千円） 0			（千円） 45,489
備考（注3）						

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

（注3）備考欄には、複数年度にまたがり支出を要する事業の各年度の基金所用見込額を記載すること。

(2) 事業の実施状況

別紙「事後評価」のとおり。

令和 2 年度山梨県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

〔事業区分1〕地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 1 6

〔事業区分2〕居宅等における医療の提供に関する事業 1 8

〔事業区分4〕医療従事者の確保に関する事業 2 4

【介護分】

〔事業区分3〕介護施設等の整備に関する事業 4 5

〔事業区分5〕介護従事者の確保に関する事業 4 7

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☐ 行った
(実施状況)

.

☒ 行わなかった
(行わなかった場合、その理由)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により会議を開催していないため。
- ・ただし、山梨県医療審議会及び山梨県地域包括ケア推進協議会を令和3年度末に開催する予定。

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画※¹や介護保険事業支援計画※²に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| | 7 病院 (H28) → 9 病院 (R2) |
| ➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 | 50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2) |
| ➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 | 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2) |
| ➤ 在宅療養支援歯科診療所 | 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2) |
| ➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 | 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2) |
| ➤ 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 | 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2) |

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ➤ 地域密着型介護老人福祉施設 | 1,516 床 → 1,719 床 |
| ➤ 認知症高齢者グループホーム | 1,067 床 → 1,139 床 |
| ➤ 小規模多機能型居宅介護事業所 | 28 カ所 → 33 カ所 |
| ➤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 3 カ所 → 7 カ所 |
| ➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 8 カ所 → 16 カ所 |

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ➤ 医療施設従事医師数 | 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5) |
| ➤ 就業看護職員数（常勤換算後） | 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5) |
| ➤ 養成所等卒業生県内就業率 | 75.6% (H29) → 75.6% (R5) |
| ➤ ナースセンター事業再就業者数 | 430 人 (H28) → 443 人 (R5) |
| ➤ MFICU 病床数 | 6 床 (H29) → 6 床 (R5) |
| ➤ NICU 病床数 | 30 床 (H29) → 30 床 (R5) |

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 979 床 (R2)

・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,204 床 (R2)

・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,933 床 (R2)

・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,029 床 (R2)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 128 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 18 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 9 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 47 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 51 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 55 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 144 箇所 (H30)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 1 箇所 (R3)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,632 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,121 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 29 カ所

- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 9カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924人 (H28) → 1,954人 (H30)
- 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9人 (H28) → 10,192人 (R1)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 76.4% (R3.3)
- ナースセンター事業再就業者数 430人 (H28) → 279人 (R2)
- MFICU 病床数 6床 (H29) → 6床 (R2)
- NICU 病床数 30床 (H29) → 27床 (R2)

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和2年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、令和3年度以降は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和2年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）
- ・回復期機能 263床（H26）→ 1,227床（R7）
- ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,161床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 86箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 13箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院（H28）→ 4病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 30箇所（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数

- 在宅療養支援歯科診療所
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数

22 箇所 (H27) → 25 箇所 (R2)
 26 箇所 (H28) → 29 箇所 (R2)
 52 箇所 (H27) → 58 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 821 床
- 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 713 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 9 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14 カ所 → 15 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 5 カ所

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,678 床 (R2)
 - ・回復期機能 263 床 (H26) → 766 床 (R2)
 - ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,460 床 (R2)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 箇所 (H27) → 70 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 箇所 (H27) → 9 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
 - 3 病院 (H28) → 4 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 箇所 (H27) → 28 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数

➤ 在宅療養支援歯科診療所

22 箇所（H27）→ 27 箇所（R3）

➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数

26 箇所（H28）→ 30 箇所（H31）

52 箇所（H27）→ 96 箇所（H30）

③ 介護施設等の整備

➤ 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 792 床

➤ 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 695 床

➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 6 カ所

➤ 小規模多機能型居宅介護事業所 14 カ所 → 15 カ所

➤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 4 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、令和3年度以降は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

年度～令和２年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

２．計画期間

令和２年４月１日～令和６年３月３１日

□ 峡東区域（達成状況）

１．目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和７年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床（H26）→ 580 床（R2）
 - ・回復期機能 639 床（H26）→ 892 床（R2）
 - ・慢性期機能 587 床（H26）→ 341 床（R2）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所（H27）→ 28 箇所以上（H30）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所（H27）→ 2 箇所以上（H30）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院（H28）→ 3 病院（H31）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所（H27）→ 9 箇所以上（H30）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所（H27）→ 11 箇所（R3）
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所（H28）→ 12 箇所（H31）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所（H27）→ 23 箇所（H30）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床

- 小規模多機能型居宅介護事業所 6カ所 → 6カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 1カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 1カ所

2. 見解

【医療分】

- 退院支援を実施する診療所・病院数や在宅療養後方支援病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、令和3年度以降は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和2年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

【定量的な目標値】

- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

【定量的な目標値】

- 【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 143 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 力所 → 2 力所

令和2年4月1日～令和6年3月31日

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所
-

2. 計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 687 床 (R2)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 240 床 (R2)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 87 床 (R2)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 22 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 3 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 0 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 8 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 7 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 10 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 21 箇所 (H30)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 358 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院数は、現時点では目標に達していない。
- 令和3年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.1（医療分）】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 729,076 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関、山梨県	
事業の期間	令和2年10月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上確保が必要な県全域の回復期病床 928床（H26）→1,838床（R2）（R7:2,566床）	
事業の内容（当初計画）	・地域医療構想を達成するため、医療機関等が行う回復期等への転換や事業縮小に係る施設整備の費用に対して支援する。 ・地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設整備を行う医療機関 4箇所	
アウトプット指標（達成値）	施設整備を行う医療機関 3箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 928床（H26）→1,933床（R2.7月）	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、地域医療構想の実現に向け、不足する回復期機能の充実・強化のための取組が推進されている。 （2）事業の効率性 医療提供体制のあり方に係る調査・分析等について専門業者に委託することにより、効率的に執行できている。	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.2（医療分）】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	【総事業費】 13,697 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護師間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少 2,348 床（H26）→ 2,036 床（R2）（R7：1,780 床）	
事業の内容（当初計画）	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種のネットワーク化を推進するため、拠点となる支援センターの設置に対して支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 58 件（H30 年度）→120 件（R2 年度）	
アウトプット指標（達成値）	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 58 件（H30 年度）→120 件（R2 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少 2,348 床（H26）→ 2,036 床（R2）（R7：1,780 床）	
	（1）事業の有効性：慢性期機能病棟の見直しを進めるにあたり、病院や介護関係者、訪問看護師間での調整や連携を行うための体制整備につながった。 （2）事業の効率性：訪問看護の拠点となる「訪問看護支援センター」に委託することで効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.3 (医療分)】 在宅医療広域連携等推進事業	【総事業費】 255 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設 (H27) → 154 施設 (R2) ・ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設 (H27) → 56 施設 (R2)	
事業の内容（当初計画）	県内各保健福祉事務所において在宅医療の多職種関係者の連携会議を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	連携会議の開催 4 圏域×3 回	
アウトプット指標（達成値）	連携会議の開催 4 圏域×1 回又は2 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・ 訪問診療を実施する病院・診療所数 148 施設 (H30) ・ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 46 施設 (H30) ※H31以降の数値は未公表のため現時点で不明。	
	（1）事業の有効性 新型コロナウイルス感染症の影響により、連携会議を一部中止又は書面開催としたため計画どおりの実施が困難となったが、保健所単位で広域連携会議等を開催することにより、市町村圏域を超えた在宅医療・介護関係者・市町村間の連携促進、在宅多職種人材の育成が図られている。今後も継続して取り組みを進め、目標達成を目指していく。 （2）事業の効率性 地域の在宅医療、介護等のネットワークや経験・知識を持ち合わせた保健福祉事務所が主体となることで、効率的な事業の	

	実施が図られた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4 (医療分)】 在宅歯科医療人材育成事業	【総事業費】 4,346 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、高齢者の口腔ケア等在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅療養支援歯科診療所の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設 (H28) → 51 施設 (R2)	
事業の内容（当初計画）	歯科医療従事者等を対象に、高齢者の食支援や、五疾病に対応した医科歯科連携等の研修事業の実施を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (H30:4 回・参加 400 人) 高齢者の食支援推進に向けた研修会の開催 (H31, R2:2 回 100 人)	
アウトプット指標（達成値）	在宅歯科医療推進に向けた研修会の開催 (H30:4 回・参加 400 人) 高齢者の食支援推進に向けた研修会の開催 (R2:2 回 112 人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 55 施設 (H30) ※H31以降の数値は未公表のため現時点で不明。	
	（１）事業の有効性 歯科医療従事者への研修を実施することにより、在宅歯科医療に携わる歯科医療従事者の拡大及び在宅歯科医療についての知識の高度化が図られ、県内における在宅歯科医療提供体制が強化された。 （２）事業の効率性 在宅歯科医療や研修の実施について豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5（医療分）】 医療と生活をつなぐ看護人材等育成事業	【総事業費】 7,250 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病院完結型医療から地域完結型医療への移行推進によって在宅療養者の増加が見込まれる中、療養環境の充実を図るためには、在宅療養者が抱える様々な問題に対応できる人材の育成や、訪問看護ステーションの確保が必要である。	
	アウトカム指標： 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40施設（H27）→50施設（R2）	
事業の内容（当初計画）	在宅療養者の抱える問題に対応できる人材を育成するための研修や、訪問看護師の養成研修・教育研修等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・訪問看護師動機付け研修（計2日間・20人） ・新人訪問看護師教育研修（計4回・14人） ・新人訪問看護師採用育成支援研修（計29人） ・訪問看護師養成研修（計14日間・40人） ・在宅療養者関係職員研修（2日間・50人）	
アウトプット指標（達成値）	・訪問看護師動機付け研修（計2日間・16人） ・新人訪問看護師教育研修（計4回・16人） ・新人訪問看護師採用育成支援研修（計29人） ・訪問看護師養成研修（計14日間・25人） ・在宅療養者関係職員研修（2日間・50人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 24時間体制訪問看護ステーション50施設（R2）	
	（1）事業の有効性：在宅療養者の抱える問題に対応できる人材を育成することにつながった。 （2）事業の効率性：訪問看護師の拠点となる「訪問看護支援センター」に委託することで効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6（医療分）】 医療型短期入所事業所整備促進事業	【総事業費】 36,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療法人等	
事業の期間	令和2年10月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療技術の進歩により小児の救命率が向上し、地域で生活する医療的ケア児の数が全国的に増加しているが、本県においては医療型短期入所が可能な施設数に地域格差が生じていることから、障害児・者及びその家族がどの地域でも安心して在宅生活を送れるよう体制を整備する必要がある。 アウトカム指標： 医療型短期入所事業所数 峡東医療圏 0 施設（R 元）→2 施設（R4 年度末） 峡南医療圏 0 施設（R 元）→2 施設（R4 年度末） 富士・東部医療圏 0 施設（R 元）→2 施設（R4 年度末）	
事業の内容（当初計画）	新たに医療型短期入所事業所を開設する医療法人等に対し、備品購入等に係る経費の支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医療型短期入所事業所の新規開設数 6 施設	
アウトプット指標（達成値）	医療型短期入所事業所の新規開設数 0 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医療型短期入所事業所数 峡東医療圏 0 施設（R 元）→0 施設（R3 年度末） 峡南医療圏 0 施設（R 元）→0 施設（R3 年度末） 富士・東部医療圏 0 施設（R 元）→1 施設（R3 年度末） （1）事業の有効性 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本事業の対象となる医療法人等が新規事業への参入に難色を示したことから、本事業は未実施となり、目標を達成することはできなかったが、医療型短期入所事業所の開設を継続して医療法人等へ働きかけた結果、令和3年10月1日に1事業	

	所の開設に至った。医療法人等からは、今後、感染状況が落ち着いた段階で事業実施を検討するとの回答があることから、感染状況を注視しつつ、支援内容を見直して、よりきめ細やかな支援事業を実施し、目標達成を図っていく。 (2) 事業の効率性 医療型短期入所事業所の開設を打診する医療法人等の選定について、医療経営コンサルタントを活用して、法人の経営状況、病床の機能等を分析した上で行った結果、開設を前向きに検討する法人に絞ってアプローチすることができた。
その他	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、医療型短期入所事業所の開設主体となる病院や介護老人保健施設等での新規事業参入が困難となり、事業内容を精査する必要があるため、事業の期間の終期を変更し、事業を終了する。

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.7 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 23,360 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨大学委託）	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることに伴い、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。	
	アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 〔医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較〕 中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H30) → 1.5 倍以下 (R2) 中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H30) → 2.5 倍以下 (R2) 中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H30) → 2.0 倍以下 (R2)	
事業の内容（当初計画）	・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域枠医学生等に対する面談等を実施する。 ・地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域医療支援センターの運営 ・地域枠医学生等への面談者数 40 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1 回（25 人） ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回（50 人）	
アウトプット指標（達成値）	地域医療支援センターの運営 ・地域枠医学生等への面談者数 41 人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10 人 ・臨床研修指導医講習会の開催 0 回 ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1 回（32 人）	

事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域／峡東区域 1.5 倍 (H28) → 1.5 倍 (H30) 中北区域／峡南区域 2.5 倍 (H28) → 2.5 倍 (H30) 中北区域／富士・東部区域 2.0 倍 (H28) → 2.0 倍 (H30) (1) 事業の有効性 指標数値 (R2) が公表されていないため、偏在の是正の判断ができないが、地域枠医学生等との面談や説明会を実施し、地域で活躍するという意識付けができたとともに、コロナ禍においても研修医等を対象とした研修会を実施し、コロナに対する知識や他処置、基礎的な手技の向上等が図られた。今後も、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域枠医師の地域への配置を進め、目標達成を図っていく。 (2) 事業の効率性 医師の各種研修や派遣調整に関するノウハウのある山梨大学医学部に委託することにより、効率的な事業を実施することができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8 (医療分)】 医師派遣推進事業	【総事業費】 75,052 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内に4つある二次医療圏のうち、3つの医療圏で人口10万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。	
	アウトカム指標：医師の地域偏在の解消 〔医療圏別人口10万人あたり医療施設従事医師数の比較〕 中北区域／峡東区域 1.5倍 (H30) → 1.5倍以下 (R2) 中北区域／峡南区域 2.5倍 (H30) → 2.5倍以下 (R2) 中北区域／富士・東部区域 2.0倍 (H30) → 2.0倍以下 (R2)	
事業の内容（当初計画）	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	派遣医師数 10人	
アウトプット指標（達成値）	派遣医師数 10人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 〔医療圏別人口10万人あたり医療施設従事医師数の比較〕 中北区域／峡東区域 1.5倍 (H28) → 1.5倍 (H30) 中北区域／峡南区域 2.5倍 (H28) → 2.5倍 (H30) 中北区域／富士・東部区域 2.0倍 (H28) → 2.0倍 (H30)	
	（１）事業の有効性 指標数値（R2）が公表されていないため、偏在の是正の判断ができないが、 医師を継続して派遣したことにより、医師不足地域における医療提供体制を維持することができた と考える。今後も、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域枠医師の地域への配置を進め、目標達成を図っていく。 （２）事業の効率性	

	医師派遣を業務としている地域医療支援センターに医師派遣調整検討委員会を設置し、医師派遣の調整を行ったため、効率的な事業を実施することができた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 1,525 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民が将来にわたり安全で質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境改善により、医療に携わる人材の確保を図ることが必要である。	
	アウトカム指標： 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5) 就業看護職員数 (常勤換算後) 11,187 人 (H30) → 12,008 人 (R7)	
事業の内容 (当初計画)	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 2 施設	
アウトプット指標 (達成値)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数 2 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病院看護職員離職率 9.8% (R1) → 9.4 % (R2)	
	(1) 事業の有効性 医療勤務環境改善支援センターと県看護協会で連携して実施した医療従事者のワークライフバランス事業は新型コロナのため中止となったが、前年度から取り組んでいる 2 施設が勤務環境改善計画を策定した。 引き続き、県看護協会のワークライフバランス事業と連携しながら勤務環境改善計画を策定する医療機関の増加を図っていく。 (2) 事業の効率性 新型コロナの影響もあり活動が限定されているが、労務管理を担当する社会保険労務士会や山梨労働局、医業経営を担当する日本医業経営コンサルタント協会等と連携を図ることにより、効率的な事業が実施できた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.10（医療分）】 医学生等体験研修事業	【総事業費】 1,198 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では4つの二次医療圏のうち1つの医療圏に医師が偏在している状況にあり、また在宅医療提供体制が不十分な状況にあるため、将来の地域医療従事者・在宅医療従事者を確保するために、学生のうちから意識付けを図ることが必要である。	
	アウトカム指標： 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設（H27）→ 56 施設（R2）	
事業の内容（当初計画）	在宅医療に取り組む医療従事者の確保に向け、在宅医療への意識付けを図るため山梨大学・県立大学の医学生・看護学生を対象に、在宅医療機関での体験実習の実施を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医学生・看護学生の在宅医療体験研修 20 人	
アウトプット指標（達成値）	医学生・看護学生の在宅医療体験研修 0 人 （新型コロナ対策のため、事業中止）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設（H27）→ 47 施設（H30）	
	（１）事業の有効性 在宅医療体験実習は、医学生等への在宅医療への意識付けを図り医師の地域偏在の解消を図るものであるが、R2年度は新型コロナ対策のため中止となった。しかし、今後も、学生への周知等大学とも連携を深め、一層の地域医療及び在宅医療への意識付けを進め、目標達成を図っていく。 （２）事業の効率性 R2年度については、研修が中止となってしまったが、医学生の体験実習に関するノウハウを持っている山梨大学医学部に対し助成することが、事業を効率的に実施するためには必要であると考ええる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 11（医療分）】 産科医等確保対策事業	【総事業費】 72,570 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学、医療機関、助産所	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	過酷な勤務状況にある産科医師や新生児医療担当医師は県内で充足しているとはいえず、医師確保のための支援が必要となっている。	
	アウトカム指標： 産科医師数 63 人（R 元）→ 63 人以上（R2） 新生児医療担当医師数 37 人（R 元）→ 37 人以上（R2）	
事業の内容（当初計画）	- 産科医師を養成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。 - 産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。 - 新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	- 新たな後期研修医の確保 2 人 - 分娩手当支給者数 65 人 - NICU 入室児担当手当支給数 10 人	
アウトプット指標（達成値）	- 新たな後期研修医の確保 0 人 - 分娩手当支給者数 65 人以上 - NICU 入室児担当手当支給数 12 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 産科医師数 63 人（R 元）→ 58 人（R2） 新生児医療担当医師数 37 人（R 元）→ 39 人（R2）	
	（１）事業の有効性 達成できなかった指標もあるが、手当支給者が増加している指標もあることから着実に効果が出ている。 （２）事業の効率性 産科医師や新生児医療担当医師に対する支援を行うことにより、分娩取扱実績や NICU 稼働実績などの状況を把握することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12（医療分）】 小児救急医療体制確保事業	【総事業費】 87,824 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会、山梨県（甲府市医師会委託）	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児の重症患者に対する医療体制を維持・確保するとともに、医師の負担軽減を図るため、不要・不急の受診を抑制する必要がある。	
	アウトカム指標：小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37 人（H29）→ 38 人（R2）	
事業の内容（当初計画）	・休日・夜間に、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れる体制を整備するための経費に支援する。 ・休日・夜間に、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7 病院（H29）→ 7 病院（R2） 小児救急電話相談件数 年間 13,631 件（H30）→目標 年間 13,640 件（R2）	
アウトプット指標（達成値）	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7 病院（H29）→ 7 病院（R2） 小児救急電話相談件数 年間 13,631 件（H30）→目標 年間 8,027 件（R2）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37 人（H29）→ 38 人（R2）	
	（1）事業の有効性 小児二次救急輪番体制を維持・確保することで、小児救急医の負担軽減が図られ、小児科医を確保する目標が達成できた。 （2）事業の効率性 県と県内全市町村で構成する山梨県小児救急医療事業推進委員会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13 (医療分)】 救急搬送受入支援事業	【総事業費】 63,751 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	最終受入医療機関	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では救急専門医の人数が少ないため、救急搬送において搬送先の医療機関を速やかに決定するなど円滑な受入体制を構築することにより、救急専門医の負担を軽減し人材を確保する必要がある。 アウトカム指標：救急専門医 20 名 (R 元) → 21 名 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入要請回数 1.5 回 (H30) → 1.4 回 (R2)	
アウトプット指標 (達成値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入要請回数 1.5 回 (H30) → 1.4 回 (R2)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 救急専門医 20 名 (R 元) → 21 名 (R2) (1) 事業の有効性 年々救急患者の搬送数が増加している中、救急患者の搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において、最終受入医療機関の継続的な確保により、救急専門医の負担軽減は確実に図られている。 (2) 事業の効率性 患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14（医療分）】 医師修学資金貸与事業	【総事業費】 60,840 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民の医療ニーズに対応し、効率的質の高い医療を提供するため、医師不足及び地域による偏在の是正に向けた事業を一層推進する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内医師数 1,943 人（R 元）→ 2,075 人（R18）	
事業の内容（当初計画）	医師の県内定着を促進し、医師不足や地域及び診療科の偏在を是正するため、地域枠入学者に対し修学資金の貸与を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医師修学資金貸与者数 39（人）	
アウトプット指標（達成値）	医師修学資金貸与者数 39（人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 人口10万人対の医師数は年々増加している。 （H26:230.2 H28:239.8 H30:246.8） ※国よりR2年度の標準化医師数の提示なし	
	（1）事業の有効性 基金の活用により医師不足及び地域による偏在の是正へ向けた事業の推進をすることが出来た。 （2）事業の効率性 一般財源の削減を図ることが出来た。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15（医療分）】 医療従事者確保対策事業	【総事業費】 6,901 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民の医療ニーズに対応し、効率的質の高い医療を提供するため、医療従事者の抱える様々な心理的不安を解消し、安心して働ける職場環境を整備する必要がある。	
	アウトカム指標： 医療施設従事医師数 1,924 人（H28）→ 2,099 人（R5） 就業看護職員数（常勤換算後）11,187 人（H30）→ 12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	・医療有害事象発生時のファーストエイドを適切に行うため、ピアサポート体制の構築に支援する。 ・外国人患者が来院した際、対応者が負担なく意思疎通を図るため、翻訳機等を購入する経費に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ピアサポーター研修会の開催 1 回 翻訳機等導入医療機関数 141 施設	
アウトプット指標（達成値）	ピアサポーター研修会の開催 1 回 翻訳機等導入医療機関数 55 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 看護職員離職率 R1：9.8% → R2：9.4% （医師数の最新値が公表されていないため、代替指標） 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関登録数 R1 末：33 → R2 末：41	
	（1）事業の有効性 県内医療機関においてピアサポートの必要性等への関心は高まってきており、県内の活動基盤は整いつつある。今後も、研修会の開催やネットワーク体制の構築等により、医療従事者の離職を防止するとともに医療従事者数の増加を図っていく。 R2 年度は 55 施設が翻訳機等の整備を行っており R3 年度の申請についても同等程度が見込まれている。着実に外国	

	人患者に対応できる医療機関が増えており、同時に負担を感じる対応者も減少していると考えられる。 (2) 事業の効率性 山梨大学医学部附属病院が実施する、ピアサポートに関する研修会やネットワーク体制の構築に対し助成することにより、効率的な事業を実施することができた。 限られた予算の中でできるだけ多くの医療機関が外国人患者に対応しやすくするため、1 医療機関に対しての一定の金額要件を定めることで広く事業が行き渡るように実施している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16（医療分）】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 24,563 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県立大学、山梨県看護協会委託）、各医療機関	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。	
	アウトカム指標：就業看護職員数（実人員） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	・自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 ・実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・50 人) ・教育担当者研修の実施 (6 日間・30 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (16 病院・計 270 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・70 人)	
アウトプット指標（達成値）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 ・多施設合同研修の実施 (6 日間・38 人) ・実地指導者研修の実施 (6 日間・19 人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (20 病院・計 338 人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3 日間・35 人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,288 人（R2）	
	（１）事業の有効性 研修を受けた新人看護職員等の質の向上や離職防止等、定着対策が十分に図られている。 （２）事業の効率性 看護師等の質の向上や離職防止等、定着対策を推進するため、各研修事業が効率的に実施された。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (医療分)】 看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 8,850 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（一部山梨県看護協会委託）、山梨県立大学	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来に向け看護職員を確保するためには、個々の能力開発や資質の向上を図り、自信と誇りをもって看護業務に従事できるよう職能別研修等ニーズにあった支援を行う必要がある。	
	アウトカム指標：就業看護職員数（常勤換算後） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）	
事業の内容(当初計画)	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（2～5日間・計200人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5日間・計20人） ・看護職員実習指導者講習会の実施 （長期40日間・40人、特定分野10日間・12人） ・看護職員専門分野研修の実施（認知症看護 7ヶ月間・計30人）	
アウトプット指標 (達成値)	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（2～5日間・計96人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5日間・計6人） ・看護職員実習指導者講習会の実施 （新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止） ・看護職員専門分野研修の実施（認知症看護 7ヶ月間・計27人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,288 人（R2）	
	（1）事業の有効性 個々のキャリアに応じた研修の実施を支援することにより、各看護職員の資質の向上やモチベーションの維持が図られた。 （2）事業の効率性 研修については、ノウハウのある県看護協会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.18 (医療分)】 看護職員確保対策事業	【総事業費】 3,031 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率が高い現状であるため、看護職員の離職予防・定着促進や、潜在的看護職員の再就業促進などの取り組みを実施し、就業看護職員数を確保することが必要である。	
	アウトカム指標： 就業看護職員数（常勤換算後） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	・県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消する。 ・ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。 (ナースバンク事業における第5次NCCS更新・運用等に要する経費) ・潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所（ハローワーク）が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月1回（毎月実施） ナースセンターの就業相談における就業者数 264 人（R元） → 264 人以上（R2） ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回・相談件数 80 件/年	
アウトプット指標（達成値）	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月1回（毎月実施） ナースセンターの就業相談における就業者数 264 人（R1） → 279 人（R2） ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回・相談件数 78 件/年	

事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,288 人（R2）
	（１）事業の有効性 ナースセンターとハローワークが効果的に連携・情報共有が行え、就業相談が実施出来た。 （２）事業の効率性 コロナ禍であり、看護職員の就業相談は複雑多様となっている中、就業者数は前年度より上昇が見られた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19（医療分）】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 53,769 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所（3 施設）	
事業の期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 73.2%（R1）→ 73.2%以上（R2）	
事業の内容（当初計画）	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	当該補助により看護師等養成を行った施設数（3 施設）	
アウトプット指標（達成値）	当該補助により看護師等養成を行った施設数（3 施設）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所卒業生県内就業率 73.2%（R1）→ 83.9%（R2）	
	（1）事業の有効性 看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保や資質の向上が図られている。 （2）事業の効率性 養成所運営費の支援を行うことによって、養成所の抱えている問題や要望なども把握することが出来た。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20（医療分）】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 42,320 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しいため、有子看護師の育児支援をすることにより、看護職員の確保を図る必要がある。	
	アウトカム指標：就業看護職員数（実人数） 11,187 人（H30） → 11,187 人以上（R7）	
事業の内容（当初計画）	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	当該補助により院内保育所を運営した施設数（5 施設）	
アウトプット指標（達成値）	当該補助により院内保育所を運営した施設数（5 施設）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員）11,187 人（H30） （R2 の人数は未公表）	
	（1）事業の有効性 病院内保育所の運営を支援することにより、看護職員の確保・定着が図られている。 （2）事業の効率性 他の看護職員確保対策と併せて実施し、各事業が効率的に実施された。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21（医療分）】 看護職員就労環境改善事業	【総事業費】 161 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員確保のため、多職種連携や多様な働き方等による勤務環境改善や医療提供体制等最新の動向を学ぶ機会を設け、各医療機関での対策が重要であるという認識を高める必要がある。	
	アウトカム指標：就業看護職員数（実人数） 11,187 人（H30） → 12,008 人以上（R7）	
事業の内容（当初計画）	看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修を行うとともに、最新の取組事例などの情報を提供する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1回180人）	
アウトプット指標（達成値）	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（0回）※新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い中止	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員）11,288 人（R2）	
	（1）事業の有効性 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により研修会が実施できなかったが、キャリアのステップアップのために転職する看護師は一定数いることから、今後も勤務環境改善事業等を通じて看護職員確保を図っていくことが重要。 （2）事業の効率性 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、予定していた研修事業は中止となったが、他の看護職員確保対策と併せて両機関からの継続実施のニーズは高いことから、コロナ禍に対応した研修等工夫をしながら、効率的に事業実施に努めていきたい。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22（医療分）】 看護師宿舎施設整備事業	【総事業費】 3,149 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率が高い現状であるため、看護職員の離職予防・定着促進のための取り組みを実施し、就業看護職員数を確保することが必要である。	
	アウトカム指標：就業看護職員数（実人数） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	看護職員の定着促進を図るため、看護師宿舎の個室整備に係る経費に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	整備を実施する医療機関数 1 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	整備を実施する医療機関数 1 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人数）11,187 人（H30） （R2 の人数は未公表）	
	（1）事業の有効性 看護師宿舎は、新規入職者や遠方からの通勤者の利便性に寄与することから、個室整備への支援は、看護職員確保対策の一環として有効である。 （2）事業の効率性 看護師宿舎の個室整備への支援を行うことにより、看護職員の離職防止・定着促進が図られる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23 (医療分)】 歯科衛生士確保対策事業	【総事業費】 17,331 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い高齢者に対する口腔ケアの必要性が増大しており、歯科医師と共に訪問歯科診療を実施し、歯科医師の指示の下に訪問歯科衛生管理指導を行う歯科衛生士の確保や資質向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設 (H27) → 51 施設 (R2)	
事業の内容（当初計画）	歯科衛生専門学校において実践的で質の高い教育を行うため、実習室の整備や教育環境の充実に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	歯科衛生専門学校の整備 1カ所	
アウトプット指標（達成値）	歯科衛生専門学校の整備 1カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設 (H27) → 45 施設 (R2)	
	（1）事業の有効性 歯科衛生専門学校の施設整備により、訪問歯科衛生管理指導等を行う歯科衛生士の確保と資質向上が図られた。 （2）事業の効率性 歯科衛生専門学校を運営し、歯科衛生士の育成に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

3. 事業の実施状況【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業								
事業名	【No.1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】	202,953 千円						
事業の対象となる区域	山梨県全域								
事業の実施主体	社会福祉法人等								
事業の期間	令和2年4月1日～令和6年3月31日 ☑継続 / ☐終了								
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。								
	アウトカム指標：令和2年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人								
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。								
	<table><tr><td colspan="2">整備予定施設等</td></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>1カ所</td></tr><tr><td>認知症グループホーム</td><td>1カ所</td></tr></table>			整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	1カ所	認知症グループホーム	1カ所
	整備予定施設等								
	地域密着型特別養護老人ホーム	1カ所							
認知症グループホーム	1カ所								
②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。									
<table><tr><td colspan="2">整備予定施設等</td></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム</td><td>1カ所</td></tr><tr><td>認知症グループホーム</td><td>1カ所</td></tr></table>			整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム	1カ所	認知症グループホーム	1カ所	
整備予定施設等									
地域密着型特別養護老人ホーム	1カ所								
認知症グループホーム	1カ所								
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：平成30年度～平成32年度） ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,516 床(54カ所) → 1,719 床(61カ所) ・認知症グループホーム 1,067 床(73カ所) → 1,139 床(77カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 28カ所 → 33カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 7カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 16カ所								
アウトプット指標（達成値）	・地域密着型特別養護老人ホーム：1,661 床（59カ所） ・認知症グループホーム 1,139 床(77カ所)								
事業の有効性・効率性									

	（１）事業の有効性 地域密着型特別養護老人ホーム：29 床（1 ヲ所）、認知症グループホーム：18 床（1 ヲ所）を整備し、地域密着型サービスの提供体制を推進した。 （２）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 1（介護分）】 福祉・介護の仕事の魅力発信事業（介護の魅力 ～「深さ」と「楽しさ」～の発信）	【総事業費】 1,186 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する令和 7 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	・福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、福祉・介護の仕事に関するイメージアップと理解の促進を図るため、福祉・介護の仕事への理解を深めてもらう講演会や、先進的な事業を展開している介護事業所や NPO など働く職員による介護体験などをテーマとしたシンポジウム、介護体験、福祉・介護に関する展示・相談ブースの設置等のイベントを開催する。 ・小学校・中学校・高校において、介護の魅力や理解を伝え、将来の進路の選択肢となるような出前講座を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・イベントの開催 各年度 1 回、参加目標者数 各年度 150 名 ・出前講座 10 校	
アウトプット指標（達成値）	【R 元年度】 ・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（4 回） ・学校訪問（1 回） ・県主催イベント等への参加（2 回） 【R2 年度】	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出するこ	

	とができない。 代替指標：介護アンバサダーの活動回数を10回以上とする（介護のしごとの魅力を広く県民にPRする）ことを目標としていたが、新型コロナウイルスの影響により、令和2年1月以降に想定していた学校訪問が実施できなかった。
	（１）事業の有効性 合同入職式、学校訪問等、メディアに取り上げられる機会が増え、介護のしごとのPRとイメージアップが図られたとともに、学校訪問の参加者から「寄り添う気持ちが大切なことが分かった」などの感想が寄せられたことから、介護の魅力のPRに繋がった。 （２）事業の効率性 介護老人福祉施設協議会、介護老人保健施設協議会、介護福祉士会等の関係団体による実行委員会を発足し、各関係団体から介護アンバサダー（大使）を推薦してもらうことにより、介護アンバサダーとして資質・適正を満たした人材を効率的に人選・委嘱することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.2（介護分）】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 （介護アンバサダー設置等）	【総事業費】 1,956 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資材も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修会への参加（3回） ・学校訪問（2回）	
アウトプット指標（達成値）	【R元年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（1回、参加者64人） ・研修会の実施（2回、参加者53人、48人） ・入職2年目職員研修会の実施（1回、44人） 【R2年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1回、40人） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、31人） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、30人） ・学校訪問（1回、33人） ・介護労働講習（1回、14人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった → 理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。	

	代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。
	（１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3（介護分）】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 （合同入職式等開催）	【総事業費】 2,470 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：公益財団法人介護労働安定センター山梨支部）	
事業の期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新規に入職した介護職員を対象として研修会を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。また、2年目・3年目職員のフォローアップ研修を実施することにより、早期離職の防止を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修会の実施（1回） ・入職2年目・3年目職員研修会の実施（2回）	
アウトプット指標（達成値）	【R元年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（1回、参加者64人） ・研修会の実施（2回、参加者53人、48人） ・入職2年目職員研修会の実施（1回、44人） 【R2年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1回、40人） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、31人） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、30人） ・学校訪問（1回、33人） ・介護労働講習（1回、14人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった → 理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。	

	代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。
	（１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.5（介護分）】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 3,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	I C T の活用を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図る。 アウトカム指標：I C T の促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護事業所の I C T 化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	I C T の導入事業所数 10 事業所	
アウトプット指標（達成値）	令和元年度：0 事業所 令和2年度：22 事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：I C T を活用することで介護事業所の業務効率化が図られる。 （1）事業の有効性 I C T の活用による介護事業所の業務効率化は、介護人材不足への方策として期待できる。また、業務効率化により、介護職員の負担軽減が図られることで、介護職員の離職防止も期待される。 （2）事業の効率性 比較的知名度の高い介護ロボット導入支援事業と併せて、I C T 導入支援事業の取組を紹介することで、より多くの介護事業所に周知することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.11（介護分）】 認知症地域医療支援事業	【総事業費】 8,176 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（（1）は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託、 （2）・（3）は山梨県医師会に委託（5）は山梨県歯科医師会に委託 （6）は山梨県薬剤師会に委託	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域 包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 （1）認知症サポート医の養成 （2）認知症サポート医フォローアップ研修 （3）かかりつけ医認知症対応力向上研修 （4）病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修 （5）歯科医師認知症対応力向上研修 （6）薬剤師認知症対応力向上研修 （7）看護職員認知症対応力向上研修	
アウトプット指標（当初の目標値）	（1）年間養成数 10 名（H30 3 名） （2）年間受講者数 36 名 （3）年間受講者数 140 名 （4）年間実施数 3 病院（各 50 名） （5）年間受講者数 80 名 （6）年間受講者数 80 名 （7）年間受講者数 50 名（H29～）	
アウトプット指標（達成値）	H30 （1）養成数 5 名 （2）受講者数 30 名 （3）受講者数 102 名 （4）実施数 3 病院（228 名） （5）受講者数 108 名 （6）受講者数 76 名 R1 （1）養成数 4 名 （2）受講者数 0 名 （3）受講者数 74 名（第 2 回目中止） （4）実施数 0 病院（0 名） （5）受講者数 0 名 （6）受講者数 0 名	

	R2 (1) 養成数 2 名 (2) 受講者数 0 名 (3) 受講者数 0 名 (4) 実施数 0 病院 (0 名) (5) 受講者数 84 名(当初の目標は達成) (6) 受講者数 38 名
事業の有効性・効率性	サポート医の養成により、県内全市町村の初期集中支援チームの専門医の確保ができたため、初期の支援を包括的・集中的な対応により、早期に適切な医療につなげることができた。 研修修了者は微増で増えているが、研修で得た知識を実践につなげ、階層的かつ質的な人材確保のためには、継続的な事業実施が必要である。 (1) 事業の有効性 医療関係者の研修を開催することにより、認知症の理解が進み、関係者とのネットワークが充実し、支援体制の構築が進んでいる。 他職種による連携が強化されることにより、従事者の定着が促進できる。 (2) 事業の効率性 委託先等において、効率的な事業の執行に努めた。
その他	➤ R2 年度も、新型コロナウイルスの感染拡大を鑑みて、医師や病院を対象とする研修は、ほとんど中止となった。 ➤ 但し、令和 2 年度は委託債の県歯科医師会と県薬剤師会において、次の 2 点について、事業の有効性や効率性の一助として開催できた。 ①他職種連携を強化(事業の効率性・有効性としての企画) 委託先である「県歯科医師会」と「県薬剤師会」が共催での合同研修会を企画 (この企画も、新型コロナウイルス感染拡大を鑑みて R2 年度は延期となり、R3 年度企画実施予定である)。 ②コロナ禍における、感染防止を意識した開催 オンライン研修開催や人数を制限しての開催等 (R1 年度は中止したが、R2 年度は工夫して開催できた

令和元年度山梨県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
---------------------	---

(2) 審議会等で指摘された主な内容	1
--------------------	---

2. 目標の達成状況	2
------------	---

3. 事業の実施状況

【医療分】

〔事業区分1〕地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	17
--	----

〔事業区分4〕医療従事者の確保に関する事業	18
-----------------------	----

【介護分】

〔事業区分3〕介護施設等の整備に関する事業	23
-----------------------	----

〔事業区分5〕介護従事者の確保に関する事業	25
-----------------------	----

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・ 令和 2 年 7 月 2 7 日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画 ※¹ や介護保険事業支援計画 ※² に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7病院（H28）→ 9病院（R2）

- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 979 床 (R2)
- ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,204 床 (R2)
- ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,933 床 (R2)
- ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,029 床 (R2)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 128 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 18 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 9 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 47 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 51 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 55 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 144 箇所 (H30)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 1 箇所 (R3)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,574 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,085 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 4 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 9 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 1,954 人 (H30)

➤ 就業看護職員数（常勤換算後）	9,830.9人（H28）→ 10,192人（R1）
➤ 養成所等卒業生県内就業率	75.6%（H29）→ 76.4%（R3.3）
➤ ナースセンター事業再就業者数	430人（H28）→ 279人（R2）
➤ MFICU病床数	6床（H29）→ 6床（R2）
➤ NICU病床数	30床（H29）→ 27床（R2）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和2年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、令和3年度以降は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者

が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）
- ・回復期機能 263床（H26）→ 1,227床（R7）
- ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,161床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 86箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 13箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院（H28）→ 4病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 30箇所（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所（H27）→ 25箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 29箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 58箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 821床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 713床

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和6年3月31日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,678床（R2）
 - ・回復期機能 263床（H26）→ 766床（R2）
 - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,460床（R2）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 70箇所以上（H30）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 9箇所以上（H30）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
 - 3病院（H28）→ 4病院（H31）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 28箇所以上（H30）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
 - 22箇所（H27）→ 27箇所（R3）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 30箇所（H31）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 96箇所（H30）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 763床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 695床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 6カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、令和3年度以降は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
 ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 30 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 10 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 18 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和元年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・ 急性期機能 776 床 (H26) → 580 床 (R2)
 - ・ 回復期機能 639 床 (H26) → 892 床 (R2)
 - ・ 慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R2)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 28 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 2 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 3 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 9 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 11 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 12 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 23 箇所 (H30)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 退院支援を実施する診療所・病院数や在宅療養後方支援病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、令和3年度以降は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 78床（R7）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 102床（R7）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 83床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 10箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 2箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

【定量的な目標値】

- ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (R7)
- ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (R7)
- ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所 (H27) → 2 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
6 箇所（H27） → 7 箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所
2 箇所（H28） → 3 箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
3 箇所（H27） → 4 箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 143 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和元年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・ 急性期機能 310 床（H26） → 259 床（R2）
 - ・ 回復期機能 26 床（H26） → 35 床（R2）
 - ・ 慢性期機能 124 床（H26） → 141 床（R2）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所（H27） → 8 箇所以上（H30）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所（H27） → 4 箇所以上（H30）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院（H28） → 2 病院（H31）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所（H27） → 2 箇所以上（H30）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
6 箇所（H27） → 6 箇所（R3）
- 在宅療養支援歯科診療所 2 箇所（H28） → 3 箇所（H31）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3 箇所（H27） → 4 箇所（H30）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 114 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 令和 3 年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する

事業（１）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和７年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 866 床（H26）→ 318 床（R7）

・回復期機能 0 床（H26）→ 259 床（R7）

・慢性期機能 151 床（H26）→ 117 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所（H27）→ 28 箇所（R2）

➤ 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所（H27）→ 4 箇所（R2）

➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数

0 病院（H28）→ 1 病院（R2）

➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所（H27）→ 10 箇所（R2）

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数

5 箇所（H27）→ 6 箇所（R2）

➤ 在宅療養支援歯科診療所

8 箇所（H28）→ 9 箇所（R2）

➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数

11 箇所（H27）→ 12 箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第７期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

➤ 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床

➤ 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所

➤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所

➤

2. 計画期間

令和元年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・急性期機能 866 床 (H26) → 687 床 (R2)
- ・回復期機能 0 床 (H26) → 240 床 (R2)
- ・慢性期機能 151 床 (H26) → 87 床 (R2)

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数	26 箇所 (H27) →	22 箇所以上 (H30)
➤ 退院支援を実施する診療所・病院数	3 箇所 (H27) →	3 箇所以上 (H30)
➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数	0 病院 (H28) →	0 病院 (H31)
➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数	9 箇所 (H27) →	8 箇所以上 (H30)
➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数	5 箇所 (H27) →	7 箇所 (R3)
➤ 在宅療養支援歯科診療所	8 箇所 (H28) →	10 箇所 (H31)
➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数	11 箇所 (H27) →	21 箇所 (H30)

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 329 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 力所 → 7 力所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 力所 → 0 力所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 力所 → 2 力所

【医療分】

➤ 令和3年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

➤ 県全体と同じ

【医療分】

– 15 –

医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.1（医療分）】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 741,076 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。	
	アウトカム指標：令和元年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床/年	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想を達成するため、 ・医療機関等が行う回復期への転換に係る施設整備の費用 ・医療機関が行う事業縮小の際に要する経費 に対して助成する。 また、地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設整備を行う医療機関 4 箇所	
アウトプット指標（達成値）	回復期機能への転換に伴う施設整備：2 施設 （R2 年度基金を活用した施設数：0） 参考）H28 年度基金を活用した施設数（繰越含む） H28：1 施設、H29：5 施設、H30：2 施設、R 元：2 施設 R2：1 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・令和 2 年度中に回復期機能へ転換した病床数 64 床	
	（1）事業の有効性 本事業は平準化して積立を行っているため令和元年度基金は執行なしだが、R2 年度までの間に H28 基金を活用し 11 施設が施設の整備を行っており、回復期への転換は着実に進んでいる。 （2）事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 66,265 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 73.2% (R1) → 73.2%以上 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
アウトプット指標 (達成値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所卒業生県内就業率 73.2% (R1) → 73.2%以上 (R2)	
	(1) 事業の有効性 看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保や資質の向上が図られている。 (2) 事業の効率性 養成所運営費の支援を行うことによって、養成所の抱えている問題や要望なども把握することが出来た。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19 (医療分)】 心身障害児者歯科診療体制強化事業	【総事業費】 10,964 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和元年 7 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	心身障害児者の歯科診療において、静脈内鎮静法は危険が少なく全国的にも一般化しているところだが、歯科大学病院がなく小規模な本県では、静脈内鎮静法を施術できる人材がおらず障害者への歯科医療提供体制が遅れているため、心身障害児者歯科診療体制の強化を図る必要がある。	
	アウトカム指標：口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513 人 (H29) →2,000 人 (R5)	
事業の内容（当初計画）	県内で障害者に対する歯科治療における静脈内鎮静法を施術できる歯科医師等を育成するための研修に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当歯科医師数 0 名 (H30) →3 名 (R5)	
アウトプット指標（達成値）	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当歯科医師数 0 名 (H30) →3 名 (R5)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513 人 (H29) →1,651 人 (R2)	
	（１）事業の有効性 心身障害児者に対する歯科診療体制の強化は喫緊の課題となっており、生体の防御反応や反射が維持されたまま施術が可能であり、また、全身麻酔と比較して、安全性が高く、入院の必要もなく、日帰りが可能であるなど、患者の負担が少ない静脈内鎮静法を施術できる人材を育成することは非常に効果的である。 （２）事業の効率性 心身障害児者の特性により、麻酔の量を精密に調整することが必要なことから、より安全性を担保できるよう、日本歯科麻酔学会認定麻酔医の資格要件に基づいた研修カリキュラムとしており、効率性にも配慮している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20（医療分）】 看護師等勤務環境改善支援事業	【総事業費】 393,748 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療従事者の勤務環境の改善や働き方改革の重要性が提唱されているが、施設の改修や新しい雇用条件の導入にはコストがかかることから、民間の小規模な医療機関では導入に踏み切れないところがあり、支援を行う必要がある。 アウトカム指標： アンケート調査結果（ナースステーション等改善が必要な施設） 21 施設（R1）→ 21 施設以下（R4） 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28）→ 10129.9 人（H30）	
事業の内容（当初計画）	・看護職員が働きやすい職場環境を整備するため、医療機関行う施設や設備の整備に対して支援する。 ・短時間勤務正規職員制度等、看護職員の処遇改善に資する新たな雇用条件を就業規則により制度化する医療機関に対し、制度導入により増加する経費に対して支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ナースセンター等の施設設備の改修に取り組む医療機関数 年 4 箇所 就業規則等の改定で処遇改善に取り組む医療機関 年 2 箇所	
アウトプット指標（達成値）	ナースセンター等の施設設備の改修に取り組む医療機関数 年 2 3 箇所 就業規則等の改定で処遇改善に取り組む医療機関 年 1.5 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： アンケート調査結果（ナースステーション等改善が必要な施設） 21 施設（R1）→ 18 施設（R2） 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人（H28）→ 10129.9 人（H30） （1）事業の有効性 就業看護職員は着実に増加しており、事業の見直し等を行いながら、今後も引き続き離職率の低下を目指していく。 （2）事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、効率的に事業を実施している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22 (医療分)】 口腔健康管理実施のための人材育成事業	【総事業費】 3,055 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県歯科医師会委託）	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	近年、口腔の健康が全身の健康に影響することが指摘され、高齢者だけではなく、子供を含む若年層でも口腔の健康管理の実施が求められている。口腔の健康管理には専門知識に加え、対象者の状態に応じた支援が必要となるため、適切な口腔健康管理が不十分となっている。 口腔機能の低下は、低栄養や免疫力の低下などから身体疾患にも繋がるため、日常生活での早期発見・早期治療が重要である。このため、対象者の状態に応じた口腔健康管理（機能管理と衛生管理）を提供できる体制づくりが必要である。	
	アウトカム指標：進行した歯周炎を有する者の割合 40 歳代：66.7% (H29) → 25% (H34) 60 歳代：82.7% (H29) → 45% (H34) 口腔機能の維持・向上（60 歳代における咀嚼良好者の増加） 73.6% (H26) → 80% (H34)	
事業の内容（当初計画）	障がい児・者施設、高齢者施設等日常的に支援が必要な人に接する施設の医療従事者等を対象に、口腔機能低下症や口腔機能発達不全への理解を深め、口腔健康管理の知識と技術を習得させるため、歯科専門職による研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修会の実施 4 回/年（全体講義：300 人/1 回、対象者別：300 人/3 回） 受講者数 600 人/2 年	
アウトプット指標（達成値）	検討委員会の実施 2 回 研修会の実施 3 回（対象者別：720 人） 受講者数 720 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 進行した歯周炎を有する者の割合 40 歳代：66.7% (H29) → 25% (H34) 60 歳代：82.7% (H29) → 45% (H34) 口腔機能の維持・向上（60 歳代における咀嚼良好者の増加） 73.6% (H26) → 80% (H34)	
	（１）事業の有効性 口腔健康管理を自身で実施することが困難な者に、適切な管理を提供できる体制を整備することで、口腔機能の維持・獲得が図ら	

	れ、誤嚥性肺炎、低栄養、要介護状態への移行予防が期待できる。 （２）事業の効率性 研修会を①障害児者施設、②要介護高齢者施設・地域包括支援センター、③保育園・幼稚園の職員に分けて実施することで、自己管理困難者の状態に応じた研修内容を展開でき、より充実した講習・実習が実施できる。
その他	令和２年度は、オンデマンド配信により対象者別の研修会を開催することができた。令和３年度も同様の対応を考えている。

3. 事業の実施状況【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業									
事業名	【No.1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 170,884 千円								
事業の対象となる区域	中北、峡東区域									
事業の実施主体	社会福祉法人等									
事業の期間	平成31年4月1日～令和3年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了									
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。									
	アウトカム指標：令和2年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人									
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。									
	<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>認知症グループホーム</td><td>1カ所</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>2カ所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>2カ所</td></tr></table>		整備予定施設等		認知症グループホーム	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所
	整備予定施設等									
	認知症グループホーム	1カ所								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所									
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所									
②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。										
<table><tr><th colspan="2">整備予定施設等</th></tr><tr><td>認知症グループホーム</td><td>1カ所</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td><td>2カ所</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td><td>2カ所</td></tr></table>		整備予定施設等		認知症グループホーム	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所	
整備予定施設等										
認知症グループホーム	1カ所									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所									
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所									
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：平成30年度～平成32年度） ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,516 床(54 カ所) → 1,719 床(61 カ所) ・認知症グループホーム 1,067 床(73 カ所) → 1,139 床(77 カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所									
アウトプット指標（達成値）	・地域密着型特別養護老人ホーム： 1,516 床→1,574 床 ・認知症グループホーム：1,067 床→1067 床 ・小規模多機能型居宅介護事業所： 28 カ所→28 カ所									

	・看護小規模多機能型居宅介護事業所： 3 カ所→4 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：8 カ所→9 カ所
事業の有効性・効率性	令和 2 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人
	（１）事業の有効性 地域密着型特別養護老人ホーム:2 カ所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所:1 カ所、看護小規模多機能型居宅介護事業所:1 カ所に対して支援し、地域密着型サービスの提供体制を推進した。 （２）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 2（介護分）】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 （介護アンバサダー設置等）	【総事業費】 1,823 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資材も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新入職員合同入職式・研修会への参加（3回） ・学校訪問（6回） ・県主催イベント等への参加（3回）	
アウトプット指標（達成値）	【R 元年度】 ・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（4回） ・学校訪問（1回） ・県主催イベント等への参加（2回） 【R2 年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1回、40人） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、31人） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、30人） ・学校訪問（1回、33人） ・介護労働講習（1回、14人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった → 理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数	

	以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。
	（１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 3（介護分）】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 （合同入職式等開催）	【総事業費】 1,879 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：公益財団法人介護労働安定センター山梨支部）	
事業の期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新規に入職した介護職員を対象として合同入職式、研修会等を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。また、2 年目職員のフォローアップ研修を実施することにより、早期離職の防止を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新入職員合同入職式の開催（1 回） ・研修会の実施（2 回） ・入職 2 年目職員研修会の実施（1 回）	
アウトプット指標（達成値）	【R 元年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（1 回、参加者 64 人） ・研修会の実施（2 回、参加者 53 人、48 人） ・入職 2 年目職員研修会の実施（1 回、44 人） 【R2 年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1 回、40 人） ・2 年目介護職員研修会の実施（1 回、31 人） ・3 年目介護職員研修会の実施（1 回、30 人） ・学校訪問（1 回、33 人） ・介護労働講習（1 回、14 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった → 理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数	

	以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。
	（１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4（介護分）】 I C T導入支援事業	【総事業費】 3,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和元年 7 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	I C Tの活用を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図る。	
	アウトカム指標：I C Tの促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護事業所の I C T化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	I C Tの導入事業所数 10 事業所	
アウトプット指標（達成値）	令和元年度：0 事業所 令和 2 年度：22 事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：I C Tを活用することで介護事業所の業務効率化が図られる。	
	（1）事業の有効性 I C Tの活用による介護事業所の業務効率化は、介護人材不足への方策として期待できる。また、業務効率化により、介護職員の負担軽減が図られることで、介護職員の離職防止も期待される。 （2）事業の効率性 比較的知名度の高い介護ロボット導入支援事業と併せて、I C T導入支援事業の取組を紹介することで、より多くの介護事業所に周知することができた。	
その他		

平成 30 年度山梨県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

〔事業区分1〕地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 1 6

〔事業区分2〕居宅等における医療の提供に関する事業 2 1

【介護分】

〔事業区分3〕介護施設等の整備に関する事業 2 4

〔事業区分5〕介護従事者の確保に関する事業 2 6

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 元年7月 2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7病院（H28）→ 9病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所（H27）→ 56箇所（R2）

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 7 期介護保険事業支援計画等（平成 30 年度～令和 2 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 979 床 (R2)
 - ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,204 床 (R2)
 - ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,933 床 (R2)
 - ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,029 床 (R2)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 128 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 18 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
 - 7 病院 (H28) → 9 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 47 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
 - 40 箇所 (H27) → 51 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 55 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 144 箇所 (H30)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
 - 0 箇所 (H29) → 1 箇所 (R3)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,516 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,067 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 3 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 8 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 1,954 人 (H30)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,192 人 (R1)

- | | |
|------------------|----------------------------|
| ➤ 養成所等卒業生県内就業率 | 75.6% (H29) → 76.4% (R3.3) |
| ➤ ナースセンター事業再就業者数 | 430 人 (H28) → 279 人 (R2) |
| ➤ MFICU 病床数 | 6 床 (H29) → 6 床 (R2) |
| ➤ NICU 病床数 | 30 床 (H29) → 27 床 (R2) |

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和2年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業債就業者数は、現時点では目標に達していない。令和3年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,678床（R2）
 - ・回復期機能 263床（H26）→ 766床（R2）
 - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,460床（R2）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 70箇所以上（H30）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 9箇所以上（H30）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院（H28）→ 4病院（H31）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 28箇所以上（H30）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所（H27）→ 27箇所（R3）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 30箇所（H31）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 96箇所（H30）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 734床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 677床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 5カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 14カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
令和3年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
- | | |
|--------|---------------------|
| ・急性期機能 | 776床（H26）→ 279床（R7） |
| ・回復期機能 | 639床（H26）→ 978床（R7） |
| ・慢性期機能 | 587床（H26）→ 419床（R7） |

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
 ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 30 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 10 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 18 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 580 床 (R2)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 892 床 (R2)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R2)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 28 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 2 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 3 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 9 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 11 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 12 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 23 箇所 (H30)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
-

2. 見解

【医療分】

- 退院支援を実施する診療所・病院数や在宅療養後方支援病院数は、現時点では目標に達していない。
- 令和3年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 143 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床（H26）→ 259 床（R2）
 - ・回復期機能 26 床（H26）→ 35 床（R2）
 - ・慢性期機能 124 床（H26）→ 141 床（R2）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所（H27）→ 8 箇所以上（H30）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所（H27）→ 4 箇所以上（H30）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
 - 2 病院（H28）→ 2 病院（H31）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所（H27）→ 2 箇所以上（H30）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
 - 6 箇所（H27）→ 6 箇所（R3）
- 在宅療養支援歯科診療所 2 箇所（H28）→ 3 箇所（H31）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3 箇所（H27）→ 4 箇所（H30）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床 → 114 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数は、現時点では目標に達していない。
- 令和 3 年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和4年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 687 床 (R2)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 240 床 (R2)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 87 床 (R2)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 22 箇所以上 (H30)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 3 箇所以上 (H30)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 0 病院 (H31)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 8 箇所以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 7 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 10 箇所 (H31)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 21 箇所 (H30)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 329 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院数は、現時点では目標に達していない。
- 令和3年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.4（医療分）】 周術期等口腔機能管理推進事業	【総事業費】 2,336 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県歯科医師会委託）	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	多くの疾患において、周術期の口腔機能管理を行うことにより合併症リスクの低下など患者の身体的負担が軽減され、早期退院、更には医療費削減などの効果があることが明らかになっているが、本県では病院での口腔機能管理に対応する歯科診療所が少なく、また病院側の受入体制も十分ではないことから、切れ目なく口腔機能管理を提供するための医科歯科連携の強化と実施のための体制整備を行う必要がある。 アウトカム指標：医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設（H29、がん連携登録歯科医以外） → 150 施設（H34）	
事業の内容（当初計画）	病院での周術期等口腔機能管理が可能な歯科医を周術期等口腔機能管理連携医として登録し、知識向上のための研修を実施するとともに、県内の病院に対して医科歯科連携の必要性について周知を図ることにより、今後、歯科のない病院においても歯科医師や歯科衛生士と連携し、入院時から在宅まで、患者の状態に応じた口腔機能管理の実施が可能となる体制づくりを目指す。	
アウトプット指標（当初の目標値）	冊子・リーフレット作成 各 1500 部 研修会の実施 2 回（1 回、150 人） 訪問病院数 60 箇所/2 年	
アウトプット指標（達成値）	冊子・リーフレット作成 冊子 2000 部・リーフレット 1000 部作成 研修会の実施 1 回（91 人） 訪問病院数 22 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設（H29、がん連携登録歯科医以外） → 0 施設（R2） （1）事業の有効性 周術期口腔機能管理により術後合併症のリスク軽減、在院日数の短縮、医療費削減などの効果が見込まれる。 （2）事業の効率性 県内の病院に医科歯科連携の必要性を周知してから周術期口腔機能管理の開始となるため、一定の時間を要する。	

その他	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の対応で医療機関が逼迫したため、事業説明の機会を得ることが困難であった。病院への説明、及び医科歯科連携による周術期口腔管理対応可能な歯科診療所及び医療機関を把握し、切れ目のない口腔機能管理を提供できる体制を構築するためには、令和5年度まで事業を継続する必要がある。 今後、本県で実施している医科・歯科連携推進検討会において本事業推進のための検討を行うとともに、研修会受講者に向け登録案内の実施、及び病院へは個別に事業説明に伺い医科歯科連携の状況を把握しながら協力を求め、登録医（歯科医師）を増やし体制整備を行う予定。
------------	--

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.5（医療分）】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	【総事業費】 92,124 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）、地域活動拠点事業者	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容（当初計画）	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種間のネットワークの拠点となるセンターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等に支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114 件（H28 年度）→55 件（R1 年度）	
アウトプット指標（達成値）	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114 件（H28 年度）→ 120 件（R2 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床（H26）→ 2,191 床（H30）	
	（１）事業の有効性 入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けたネットワークの構築や他職種連携の推進により、患者の地域移行が図られ、慢性期機能病床の削減に効果があった。 （２）事業の効率性 訪問看護に係る情報等窓口の一元化や情報発信、相談機能等を有する支援センターを拠点とし、病院と地域との連携が効率的に行われている。	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.6（医療分）】 医療機能多職種連携促進事業	【総事業費】 19,708 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県看護協会委託）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携を推進するためには、医療に関して幅広い知識を有し、多職種間の調整を図れる看護師の養成・確保及び質の向上を図ることが必要である。	
	アウトカム指標：地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容（当初計画）	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	調整役を担う看護師養成人数 年間 10 人×年	
アウトプット指標（達成値）	調整役を担う看護師養成人数 R2：41 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床（H26）→ 2,191 床（H30） トータル・サポート・マネジャー（R2：41 人）	
	（1）事業の有効性 チーム医療に関わる多職種の調整役を養成し、患者の症状等に応じたきめ細やかな医療サービスを提供できる体制を整備したことにより、病床の機能分化・連携の推進に効果があった。 （2）事業の効率性 チーム医療の調整役であるトータル・サポート・マネジャーの活動により、医療分野の多職種間の連携が円滑に図られるようになった。	
その他		

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.7（医療分）】 地域医療連携推進総合拠点事業	【総事業費】 17,101 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県医師会	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、地域完結型医療の構築のため、今後一層の医療・介護の連携強化が求められている。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容（当初計画）	県医師会館内に設置される総合拠点において、以下の事業を行う。 ①医療機関で共有される ICT ネットワークの情報のうち、処方データや検診データ等を患者が個人のスマートフォンに蓄積し、他の医療機関の受診や在宅医療での情報共有を容易にする取り組みを支援することにより、切れ目のない医療提供体制の構築に繋げる。 ②病院関係者やかかりつけ医、ケアマネージャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談員となる介護支援専門員に医療を始めとする多職種連携への知識を深める研修を実施することにより、医療・介護連携を推進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	①システムを活用した施設数 5 箇所/年 ②研修の実施 3 回/年	
アウトプット指標（達成値）	①システムを活用した施設数 1 箇所/年 ②令和 2 年度に研修会（2 回）、地域連携室訪問、同行訪問を実施し、18 名の介護支援専門員が受講	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床（H26）→ 2,029 床（R2）	
	（1）事業の有効性 個人が処方や訪問看護等のデータをスマートフォンに蓄積し、医師等に提示する取組の普及、介護支援専門員に対する医療分野の研修の実施により、医療介護連携が推進された。 （2）事業の効率性 医療・介護連携における役割が期待される県医師会が設置する総合拠点の取組を支援することにより、事業が効率的に実施された。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8（医療分）】 在宅医療推進協議会設置事業	【総事業費】 4,353 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部	
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会（10 地域）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140（H27）→154（R2） ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設（H27）→ 56 施設（R2）	
事業の内容（当初計画）	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対し支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6（H29）→ 11（R2）	
アウトプット指標（達成値）	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6（H29）→ 3（R2）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設（H27）→128 施設（H30） ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設（H27）→ 47 施設（H30） ※H31 以降の数値は未公表のため現時点で不明。	
	（１）事業の有効性 新型コロナウイルス感染症により一部の活動が中止されるなど事業への影響が生じたが、在宅医療推進協議会を設置し、課題の検討や研修会を通じて在宅医療の拡大を図っている。引き続き、医療機関数の少ない地域でも協議が進むよう、継続して取り組みを進めていく。 （２）事業の効率性 在宅医療において中心的役割が期待される医師会が主体的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、供在宅医療提供体制の効率的な推進が図られた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.13（医療分）】 訪問看護推進事業	【総事業費】 4,748 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（一部山梨県看護協会委託）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関から在宅に移行する患者が、在宅医療にかかる高度な知識・技術を有する身近な訪問看護師により、関係職種の連携体制のもと一貫したケアを受けられるようにするため、研修による質の向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) → 373 人(R2.4.1)	
事業の内容（当初計画）	・医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・看護職を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るための研修を実施する。 ・看護師のスキルアップを図るため県内で特定行為研修を実施できる研修機関の設置に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・訪問看護推進協議会の開催回数（9 人×2 回） ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数（定員 20 人×5 日） ・訪問看護管理者研修の参加者数（40 人） ・特定行為研修機関 0 箇所（H29 年度）→1 箇所（H32 年度）	
アウトプット指標（達成値）	・訪問看護推進協議会の開催回数（9 人×2 回） ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数（定員 20 人×5 日） ・訪問看護管理者研修の参加者数（7 人） ・特定行為研修機関 0 箇所（H29 年度）→1 箇所（H32 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護師数 349 人(H29.4.1) →373 人(R2.4.1)	
	（１）事業の有効性 訪問看護師等への研修を行うことで、訪問看護に携わる看護師が確保された。 （２）事業の効率性 在宅の現場で医療機関中心の医療から在宅療養への流れを医療機関及び訪問看護ステーションの看護師双方がお互いの状況を把握したうえでの連携が取りやすくなった。	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.14（医療分）】 在宅歯科医療普及啓発事業	【総事業費】 1,542 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では、訪問歯科診療を実施する施設数は増加傾向にあるものの、訪問歯科診療の実施件数は全国平均を下回る状況となっており、県民への周知が課題となっている。	
	アウトカム指標： 訪問歯科診療を受けた患者数（レセプト件数）の増加 24,724 件 (H28) →30,000 件 (R4)	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療の理解を促し、高齢期に必要な歯科医療が提供されるよう、住民への普及啓発に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	出前講座の実施（H32：5 回、H33：5 回） 一般住民向けパンフレットの作成（H31：10,000 部）	
アウトプット指標（達成値）	出前講座の実施（R2：1 回） 一般住民向けパンフレットの作成（H31：10,000 部）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問歯科診療を受けた患者数（レセプト件数）の増加 24,724 件 (H28) →28,616 件 (H30) ※H31 以降の数値は未公表のため現時点で不明。	
	（１）事業の有効性 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い出前講座の回数が減るなど事業への影響が生じたが、在宅歯科医療に対する住民の理解を深め潜在的なニーズを掘り起こすことにより、在宅における歯科診療や口腔ケアの適切な受診が促進された。 （２）事業の効率性 在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会の取り組みを助成することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

3. 事業の実施状況【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO. 1】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 39,200 千円
事業の対象となる区域	県南部、県富士・東部区域	
事業の実施主体	社会福祉法人等	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ☑継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る	
	アウトカム指標：平成 32 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人	
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。	
	整備予定施設等	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所
	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	
	整備予定施設等	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1 カ所
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：平成 30 年度～平成 32 年度） ・ 地域密着型特別養護老人ホーム 1,516 床(54 カ所) → 1,719 床(61 カ所) ・ 認知症高齢者グループホーム 1,067 床(73 カ所) → 1,139 床(77 カ所) ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所 ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所	
アウトプット指標（達成値）	○地域密着型特別養護老人ホーム	

	○看護小規模多機能型居宅介護事業所 ： 3カ所 → 3カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ： 8カ所→ 8カ所
事業の有効性・効率性	平成 32 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人 （１）事業の有効性 小規模多機能型居宅介護事業所：1 カ所に対して支援し、地域密着型サービスの提供体制を推進した。 （２）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 2】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (介護アンバサダー設置等)	【総事業費】 1,685 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	介護保険施設等に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じ、啓発資材も活用する中、広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新入介護職員合同入職式への参加 ・学校訪問 ・県主催イベント等への参加	
アウトプット指標（達成値）	【H30 年度】 ・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（3 回） ・学校訪問（5 回） ・県主催イベント等への参加（3 回） 【R 元年度】 ・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（4 回） ・学校訪問（1 回） ・県主催イベント等への参加（2 回） 【R2 年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1 回、40 人） ・2 年目介護職員研修会の実施（1 回、31 人） ・3 年目介護職員研修会の実施（1 回、30 人） ・学校訪問（1 回、33 人） ・介護労働講習（1 回、14 人）	

事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標:山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由:山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標:研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。
	（１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 3】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (合同入職式等開催)	【総事業費】 1,190 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：公益財団法人介護労働安定センター山梨支部）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新規に入職した介護職員を対象として合同入職式、研修会等を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新入介護職員合同入職式の開催（1 回） ・報告会・研修会の実施（2 回）	
アウトプット指標（達成値）	・新入介護職員合同入職式の開催（1 回、参加者 44 人） ・研修会の実施（2 回、参加者 50 人、44 人） 【R 元年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（1 回、参加者 64 人） ・研修会の実施（2 回、参加者 53 人、48 人） ・入職 2 年目職員研修会の実施（1 回、44 人） 【R2 年度】 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1 回、40 人） ・2 年目介護職員研修会の実施（1 回、31 人） ・3 年目介護職員研修会の実施（1 回、30 人） ・学校訪問（1 回、33 人） ・介護労働講習（1 回、14 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。	

	代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。
	（１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

平成 29 年度山梨県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

〔事業区分1〕 地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 17

【介護分】

〔事業区分3〕 介護施設等の整備に関する事業 18

〔事業区分5〕 介護従事者の確保に関する事業 20

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体（目標と計画期間）

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画※¹や介護保険事業支援計画※²に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

➤ かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

13,008人（H22）→ 14,311人（H29）

- 往診を受けた患者数（6 カ月）
3,429 人（H22）→ 3,773 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設（H20）→ 30 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34 施設（H25）→ 39 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人（H21）→ 203 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等（平成 27 年度～29 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,137 床 → 1,623 床
- 認知症高齢者グループホーム 959 床 → 1,076 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 24 カ所 → 30 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 5 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 13 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医師数 1,887 人（H22）→ 2,130 人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22）→ 9,634.2 人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 80.9%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566 人（H22）→ 575 人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU 病床数（診療報酬対象） 6 床（H24）→ 6 床（H29）
- NICU 病床数（診療報酬対象） 27 床（H24）→ 27 床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職

員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により平成 30 年までに 327 人の供給改善を図る。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 979 床 (R2)
- ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,204 床 (R2)
- ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,933 床 (R2)
- ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,029 床 (R2)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7% (H24) → 58.9% (R 元)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)

13,008 人 (H22) → 17,305.5 人 (H30)

- 往診を受けた患者数 (6 カ月)

3,429 人 (H22) → 4,134 人 (H30)

- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

25 施設 (H20) → 47 施設以上 (H30)

- 在宅療養支援歯科診療所数

34 施設 (H25) → 55 施設 (H31)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

183 人 (H21) → 379 人 (R2.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,137 床 → 1,516 床

- 認知症高齢者グループホーム 959 床 → 1,067 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 24 カ所 → 28 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 3 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 8 カ所
- 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 1 カ所
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策（消毒液等一括購入、簡易陰圧装置）を行った。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医師数 1,887 人（H22）→ 2,016 人（H30）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22）→ 10,192 人（R 元）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 76.4%（R3.3）
- ナースセンター事業再就業者数 566 人（H22）→ 279 人（R2）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 9.8%（R 元）
- MFICU 病床数（診療報酬対象） 6 床（H24）→ 6 床（R2）
- NICU 病床数（診療報酬対象） 27 床（H24）→ 27 床（R2）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は増加しているが、需給改善には至っていないため、令和7年度の介護職員数の需給改善に向けて引き続き上記事業により介護職員の確保を図る必要がある。

2. 見解

【医療分】

- かかりつけ医の定着率については微増に留まり、ナースセンター事業再就業者数及び病院看護職員離職率についても、目標が達成できなかった。
- ナースセンター事業再就業者数は平成28年度から集計方法を変更した影響で数値が減少している（短期の就業について延べ人数でカウントしていたものを実人数に修正した）。
- 病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設4カ所の整備により、入所申込み者数の減少に繋がった。また認知症高齢者グループホーム2カ所の整備により、認知症高齢者への支援体

制の向上が図れた。

- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 居宅等における医療の提供の目標値は達成できていることから、引き続き在宅医療の充実を図る事業を実施し、かかりつけ医の定着率の目標達成を目指す。
- 看護職員の確保については、令和元年度から始めた勤務環境改善事業等の取り組みを進め、県内就業率や離職率等の目標値を達成できるよう引き続き支援していく。

【介護分】

- 介護職員の需給改善に向けて、引き続き介護職員の確保のための事業に取り組む。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成29年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）

- ・回復期機能 263 床 (H26) → 1,227 床 (R7)
- ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
7,464 人 (H22) → 8,211 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
1,900 人 (H22) → 2,029 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設 (H22) → 15 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
14 施設 (H25) → 16 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人 (H21) → 106 人 (H29)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 531 床 → 734 床
- 認知症高齢者グループホーム 605 床 → 686 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3 カ所 → 5 カ所

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,678 床 (R2)

- ・回復期機能 263 床 (H26) → 766 床 (R2)
- ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,460 床 (R2)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
7,464 人 (H22) → 9,195 人 (H30)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
1,900 人 (H22) → 2,591.5 人 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設 (H20) → 28 施設以上 (H30)
- 在宅療養支援歯科診療所数
14 施設 (H25) → 30 施設以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人 (H21) → 235 人 (R2.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 531 床 → 734 床
- 認知症高齢者グループホーム 605 床 → 677 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3 カ所 → 5 カ所
- 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成 29 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 776 床（H26）→ 279 床（R7）
- ・回復期機能 639 床（H26）→ 978 床（R7）
- ・慢性期機能 587 床（H26）→ 419 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）

2,977 人（H22）→ 3,275 人（H29）

➤ 往診を受けた患者数（6 カ月）

527 人（H22）→ 580 人（H29）

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

4 施設（H20）→ 5 施設（H29）

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

10 施設（H25）→ 11 施設（H29）

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人 (H21) → 40 人 (H29)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において
予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 252 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 177 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 6 カ所

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・ 急性期機能 776 床 (H26) → 580 床 (R2)
 - ・ 回復期機能 639 床 (H26) → 892 床 (R2)
 - ・ 慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R2)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあ
たっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
2,977 人 (H22) → 4,684 人 (H30)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
527 人 (H22) → 566.5 人 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設 (H20) → 9 施設以上 (H30)
- 在宅療養支援歯科診療所数
10 施設 (H25) → 12 施設 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人 (H21) → 60 人 (R2.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 252 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 177 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 6 カ所

2. 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 29 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310床（H26）→ 78床（R7）
- ・回復期機能 26床（H26）→ 102床（R7）
- ・慢性期機能 124床（H26）→ 83床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

716人（H22）→ 788人（H29）

➤ 往診を受けた患者数（6カ月）

349人（H22）→ 384人（H29）

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

0施設（H20）→ 1施設（H29）

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

2施設（H25）→ 3施設（H29）

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

27人（H21）→ 30人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 83床 → 143床

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和5年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310床（H26）→ 259床（R2）
- ・回復期機能 26床（H26）→ 35床（R2）
- ・慢性期機能 124床（H26）→ 141床（R2）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

➤ 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

716人（H22）→ 863.5人（H30）

➤ 往診を受けた患者数（6カ月）

349人（H22）→ 269人（H30）

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

0施設（H20）→ 2施設以上（H30）

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

2施設（H25）→ 3施設（H30）

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

27人（H21）→ 34人（R2.4）

③ 介護施設等の整備

➤ 地域密着型介護老人福祉施設 83床 → 114床

2. 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域

医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域（目標と計画期間）

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成29年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
1,851 人（H22）→ 2,037 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
653 人（H20）→ 719 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設（H20）→ 9 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
8 施設（H25）→ 9 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人（H21）→ 27 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 271 床 → 407 床
- 認知症高齢者グループホーム 117 床 → 135 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 2 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床（H26）→ 687 床（R2）
 - ・回復期機能 0 床（H26）→ 240 床（R2）
 - ・慢性期機能 151 床（H26）→ 87 床（R2）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
1,851 人（H22）→ 2,563 人（H30）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
653 人（H20）→ 707 人（H30）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設（H20）→ 8 施設以上（H30）
- 在宅療養支援歯科診療所数
8 施設（H25）→ 10 施設（H30）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人（H21）→ 50 人（R2.4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 271 床 → 329 床
- 認知症高齢者グループホーム 117 床 → 135 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【NO.1（医療分）】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 901,348 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 29 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、医療機関の自主的な取組を推進し、不足する回復期機能を着実に充実・強化させていく必要がある。	
	アウトカム指標： 29 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想の実現に向けて医療機能の分化・連携を推進するため、急性期機能から回復期機能への転換等を行う医療機関に対し、転換に伴う施設整備費用を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	回復期機能への転換に伴う施設整備 5 箇所	
アウトプット指標（達成値）	回復期機能への転換に伴う施設整備 R2：1 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・令和 2 年度中に回復期機能へ転換した病床数 64 床	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、地域医療構想の実現に向けて、不足する回復期機能の充実・強化や、地域医療連携体制を構築するための取組が推進されている。 （2）事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施するとともに、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。	
その他		

3. 事業の実施状況【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 1,535,862 千円
事業の対象となる区域	県全域（中北区域、峡東区域、峡南区域、富士・東部区域）	
事業の実施主体	社会福祉法人等	
事業の期間	平成29年4月1日～令和5年3月31日 ☑継続 / ☐終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標：平成29年度末における施設・居宅系サービスの入所定員総数 9,767人	
事業の内容(当初計画)	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。	
	整備予定施設等	
	地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)	
	認知症高齢者グループホーム:9床(1カ所)	
	小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所：1カ所	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所	
	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	
	整備予定施設等	
	地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)	
	認知症高齢者グループホーム:27床(2カ所)	
	小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所：1カ所	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所	
	③特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護改修事業に対して支援を行う。	

	特別養護老人ホーム : 112 床(2 カ所)
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 （健康長寿やまなしプラン：平成 27 年度～平成 29 年度） ○地域密着型特別養護老人ホーム : 1,137 床 → 1,623 床 ○認知症高齢者グループホーム : 959 床 → 1,076 床 ○小規模多機能型居宅介護事業所 : 24 カ所 → 30 カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 : 3 カ所 → 5 カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 : 5 カ所 → 13 カ所
アウトプット指標（達成値）	○地域密着型特別養護老人ホーム : 1,391 床 → 1,516 床 ○認知症高齢者グループホーム : 1,040 床 → 1,067 床 ○小規模多機能型居宅介護事業所 : 26 カ所 → 28 カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所 : 3 カ所 → 3 カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 : 5 カ所 → 8 カ所 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（消毒液等一括購入、簡易陰圧装置）
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 29 年度末施設・居宅系サービスの入所定員総 9,567 人 （１）事業の有効性 地域密着型特別養護老人ホーム:125 床(5 カ所)、認知症高齢者グループホーム:27 床(2 カ所)、小規模多機能型居宅介護事業所:2 カ所、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護改修事業に対する支援(2 カ所)、介護医療院への転換整備(開設準備のみ 1 カ所)を行い、地域密着型サービスの提供体制を推進した。 （２）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.2（介護分）】 主任介護支援専門員養成研修事業	【総事業費】 4,100 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：一般社団法人山梨県介護支援専門員協会）	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護支援専門員に専門的な助言を行い、地域包括ケアシステム構築の役割を担う主任介護支援専門員の養成を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	主任介護支援専門員研修 各年度 受講者数 30 名 実施回数 1 コース（12 日間）	
アウトプット指標（達成値）	主任介護支援専門員研修 平成 29 年度 実施回数 1 コース、修了者数 28 名 平成 30 年度 実施回数 1 コース、修了者数 51 名 令和元年度 実施回数 2 コース、修了者数 83 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 主任介護支援専門員研修修了者数 平成 28 年度末 426 名、平成 29 年度末 454 名 平成 30 年度末 505 名、令和元年度末 588 名	
	（１）事業の有効性 地域包括ケアシステムの構築に向けて、利用者の自立支援に資するケアマネジメントなど個別支援を通じた地域づくりを実践でき、他の介護支援専門員に対する助言や指導など人材育成等の役割を担う主任介護支援専門員を養成することができた。 平成 30 年 4 月介護報酬改正により「居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員」となったため受講希望者が大幅に増加した。 （２）事業の効率性	

	他の介護支援専門員への助言や指導の役割を果たせる主任介護支援専門員を養成できるよう、委託先において効率的な研修実施に努めた。
その他	

平成 28 年度山梨県計画 に関する事後評価

令和 3 年 1 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1

2. 目標の達成状況	2
----------------------	---

3. 事業の実施状況

【医療分】

〔事業区分1〕 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	1 7
〔事業区分2〕 居宅等における医療の提供に関する事業	1 8
〔事業区分4〕 医療従事者の確保に関する事業	1 9

【介護分】

〔事業区分3〕 介護施設等の整備に関する事業	2 0
〔事業区分5〕 介護従事者の確保に関する事業	2 2

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月 1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月 6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月 1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和元年7月 2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月23日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和2年度終了時における目標の達成状況については、次のとおりである。

なお、計画に基づき実施した事業ごとの目標の達成状況については、「3. 事業の実施状況」に記載する。

■山梨県全体（目標と計画期間）

1 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・ 高度急性期機能 1,178 床（H26）→ 535 床（R7）
- ・ 急性期機能 3,914 床（H26）→ 2,028 床（R7）
- ・ 回復期機能 928 床（H26）→ 2,566 床（R7）
- ・ 慢性期機能 2,348 床（H26）→ 1,780 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）
- がんの年齢調整死亡率（75歳未満（人口10万対））78.2（H22）→ 69.0（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
13,008 人（H22）→ 14,311 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
3,429 人（H22）→ 3,773 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設（H20）→ 30 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34 施設（H25）→ 39 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人（H21）→ 203 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,197 床（43 カ所）→ 1,391 床（50 カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 966 床（68 カ所）→ 1,038 床（72 カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 6 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 79 人/月分（3 カ所）→108 人/月分（4 カ所）

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 医師数 1,887 人（H22）→ 2,130 人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22）→ 9,634.2 人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 74.8%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566 人（H22）→ 575 人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU 病床数（診療報酬対象） 6 床（H24）→ 6 床（H29）
- NICU 病床数（診療報酬対象） 27 床（H24）→ 27 床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程

を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により平成 30 年までに 327 人の供給改善を図る。

2 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1）目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 979 床 (R2)
 - ・急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,204 床 (R2)
 - ・回復期機能 928 床 (H26) → 1,933 床 (R2)
 - ・慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,029 床 (R2)
- かかりつけ医の定着率 58.7% (H24) → 58.9% (R 元)
- がんの年齢調整死亡率 (75歳未満 (人口10万対)) 78.2 (H22) → 65.6 (R元)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
13,008 人 (H22) → 17,305.5 人 (H30)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
3,429 人 (H22) → 4,134 人 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設 (H20) → 47 施設以上 (H30)
- 在宅療養支援歯科診療所数 34 施設 (H25.1) → 55 施設 (H31)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人 (H21) → 379 人 (R2.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,197床 (43カ所) → 1,391床 (50カ所)

- 認知症高齢者グループホーム 966床（68カ所）→ 1,020床（71カ所）
※外1カ所は、基盤整備を支援（開設準備はH29計画で支援）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 6カ所 → 7カ所
※外1カ所は、施設整備は自主財源で実施したため、開設準備に関する支援
- 上記以外で整備の目標としていた看護小規模多機能型居宅介護事業所は、事業所からの応募がなく施設整備には至らなかった。

④ 医療従事者の確保

- 医師数 1,887人（H22）→ 2,016人（H30）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 10,192人（R元）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22.3）→ 76.4%（R3.3）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 279人（R2）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 9.8%（R元）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（R2）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（R2）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は増加しているが、需給改善には至っていないため、令和7年度の介護職員数の需給改善に向けて引き続き上記事業により介護職員の確保を図る必要がある。

2) 見解

【医療分】

- かかりつけ医の定着率については微増に留まり、ナースセンター事業再就業者数及び病院看護職員離職率についても、目標が達成できなかった。
- ナースセンター事業再就業者数は平成28年度から集計方法を変更した影響で数値が減少している（短期の就業について延べ人数でカウントしていたものを実人数に修正した）。
- 病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設7カ所の整備により、入所申込み者数の減少に繋がった。また認知症高齢者グループホーム4カ所の整備により、認知症高齢者への支援体制の向上が図れた。

- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 居宅等における医療の提供の目標値は達成できていることから、引き続き在宅医療の充実を図る事業を実施し、かかりつけ医の定着率の目標達成を目指す。
- 看護職員の確保についても、就業看護職員数は増加していることから、令和元年度から始めた勤務環境改善事業等の取り組みを進め、離職率等の目標値を達成できるよう引き続き支援していく。

【介護分】

- 介護職員の需給改善に向けて、引き続き介護職員の確保のための事業に取り組む。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成28年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床(H26) → 1,353床(R7)
 - ・回復期機能 263床(H26) → 1,227床(R7)

- ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
7,464 人 (H22) → 8,211 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
1,900 人 (H22) → 2,090 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設 (H20) → 15 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
14 施設 (H25) → 16 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人 (H21) → 106 人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 531 床 (19 カ所) → 589 人 (21 カ所)
- 認知症高齢者グループホーム 594 床 (43 カ所) → 648 床 (46 カ所)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3 カ所 → 5 カ所

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

□中北区域 (達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,678 床 (R2)
 - ・回復期機能 263 床 (H26) → 766 床 (R2)

・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,460 床 (R2)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
- 7,464 人 (H22) → 9,195 人 (H30)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
- 1,900 人 (H22) → 2,591.5 人 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設 (H20) → 28 施設以上 (H30)
- 在宅療養支援歯科診療所数 14 施設 (H25.1) → 30 施設以上 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人 (H21) → 235 人 (R2.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 531 床 (19 カ所) → 618 人 (22 カ所)
- 認知症高齢者グループホーム 594 床 (43 カ所) → 648 床 (46 カ所)
※外 1 施設は基盤整備のみ支援 (開設準備は H29 計画で支援)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3 カ所 → 4 カ所
※外 1 カ所は施設整備を自主財源で実施したため、開設準備に関する支援

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成 28 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 776 床 (H26) → 279 床 (R7)
- ・回復期機能 639 床 (H26) → 978 床 (R7)
- ・慢性期機能 587 床 (H26) → 419 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

➤ 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）

2,977 人 (H22) → 3,275 人 (H29)

➤ 往診を受けた患者数（6 カ月）

527 人 (H22) → 580 人 (H29)

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

4 施設 (H20) → 5 施設 (H29)

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

10 施設 (H25) → 11 施設 (H29)

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

36 人 (H21) → 40 人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 252 床（9 カ所）→ 281 床（10 カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 177 床（11 カ所）→ 195 床（12 カ所）

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- **地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備**
- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床（H26）→ 580 床（R2）
 - ・回復期機能 639 床（H26）→ 892 床（R2）
 - ・慢性期機能 587 床（H26）→ 341 床（R2）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
2,977 人（H22）→ 4,684 人（H30）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
527 人（H22）→ 566.5 人（H30）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設（H20）→ 9 施設以上（H30）
- 在宅療養支援歯科診療所数 10 施設（H25.1）→ 12 施設（H30）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人（H21）→ 60 人（R2.4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 252 床（9 カ所）→ 301 床（10 カ所）
※H29 は 20 床支援、外 1 カ所は基盤整備のみ支援
- 認知症高齢者グループホーム 177 床（11 カ所）→ 177 床（11 カ所）
※1 カ所設置されたが、施設整備は法人の自主財源で実施したため、開設準備のみ支援

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需用が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成28年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床(H26) → 78床(R7)
 - ・回復期機能 26床(H26) → 102床(R7)
 - ・慢性期機能 124床(H26) → 83床(R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較

にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数(6カ月)
716人(H22) → 788人(H29)
- 往診を受けた患者数(6カ月)
349人(H22) → 384人(H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0施設(H20) → 1施設(H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
2施設(H25) → 3施設(H29)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27人(H21) → 30人(H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床(4カ所) → 143床(5カ所)

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和4年3月31日

□ 峡南区域(達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310床(H26) → 259床(R2)
- ・回復期機能 26床(H26) → 35床(R2)
- ・慢性期機能 124床(H26) → 141床(R2)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
716 人（H22）→ 863.5 人（H30）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
349 人（H22）→ 269 人（H30）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0 施設（H20）→ 2 施設以上（H30）
- 在宅療養支援歯科診療所数
2 施設（H25.1）→ 3 施設（H30）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27 人（H21）→ 34 人（R2.4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114 床（4 カ所）→ 114 床（4 カ所）

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対する補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域（目標と計画期間）

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成28年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
- ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
- ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

➤ 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

1,851人（H22）→ 2,037人（H29）

➤ 往診を受けた患者数（6カ月）

653人（H22）→ 719人（H29）

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

8施設（H20）→ 9施設（H29）

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

8施設（H25）→ 9施設（H29）

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

24人（H21）→ 27人（H29）

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 300 床（11 カ所） → 378 床（14 カ所）
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 人/月分（0 カ所） → 29 人/月分（1 カ所）

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 866 床（H26） → 687 床（R2）
- ・回復期機能 0 床（H26） → 240 床（R2）
- ・慢性期機能 151 床（H26） → 87 床（R2）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
1,851 人（H22） → 2,563 人（H30）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
653 人（H22） → 707 人（H30）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設（H20） → 8 施設以上（H30）
- 在宅療養支援歯科診療所数 8 施設（H25.1） → 10 施設（H30）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人（H21） → 50 人（R2.4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 300 床（11 カ所） → 329 床（12 カ所）
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 人/月分（0 カ所） → 0 人/月分（0 カ所）

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 地域医療構想推進事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 100,465 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を切れ目なく提供するため、急性期機能や慢性期機能の見直しを図りながら、不足する回復期機能を着実に充実・強化させていく必要がある。	
	アウトカム指標：不足する回復期機能の病床整備 928 床（H26）→ 2,566 床（H37）（1,638 床増）	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想の実現に向けて医療機能の分化・連携を推進するため、急性期機能から回復期機能への転換等を行う医療機関に対し、転換に伴う施設整備費用等を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	回復期機能への転換に伴う施設整備 4 箇所	
アウトプット指標（達成値）	回復期機能への転換に伴う施設整備 H28：1 箇所、H29：5 箇所、H30：2 箇所、R 元：2 箇所、R2：1 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 不足する回復期機能の病床整備 928 床（H26）→ 1,933 床（R2）（1,005 床増）	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、地域医療構想の実現に向けて、不足する回復期機能の充実・強化や、地域医療連携体制を構築するための取組が推進されている。施設整備の目標数は達成したが、まだ残額があるため、引き続き補助金活用の周知に努めていく。 （2）事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.10（医療分）】 ACP（アドバンス・ケア・プランニング）普及促進事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 5,319 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県、山梨県医師会	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域完結型の治し支える医療への転換が進む中、人生の最終段階にどのような医療を希望するか、患者の意思を尊重する必要が生じているが、本人や家族、かかりつけ医等の医療・ケアチームと事前に繰り返して話し合うプロセスを重視した ACP の普及はまだ進んでおらず、県民への周知や体制の整備が必要である。	
	アウトカム指標：在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設（H27）→ 56 施設（R2）	
事業の内容（当初計画）	ACP について、高齢者福祉施設の職員・嘱託医師等を対象とする研修会を開催するとともに、住民を対象とする講演会や、かかりつけ医や看護師等を対象とする相談人材育成研修会の開催に支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	住民を対象とする講演会の開催（2 回/年・参加 200 人） 高齢者福祉施設の職員等を対象とする研修会の開催（2 回/年） かかりつけ医等を対象とする研修会の開催（1 回/年・参加 50 人）	
アウトプット指標（達成値）	住民を対象とする講演会の開催（未実施） 高齢者福祉施設の職員等を対象とする研修会の開催（未実施） かかりつけ医等を対象とする研修会の開催（未実施）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅看取りを実施している病院・診療所数→ 46 施設（H30） ※H31 以降の数値は未公表のため現時点で不明。	
	（１）事業の有効性 新型コロナウイルス感染症により、予定された研修会の中止が余儀なくされたが、今後も、県民及び医療従事者に対する ACP の理解促進が図っていく。 （２）事業の効率性 在宅医療において中心的役割が期待される医師会が主体的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、供在宅医療提供体制の効率的な推進が図っていく。	
その他	今後計画を変更予定	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.41（医療分）】 歯科衛生士確保対策事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 7,943 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い高齢者に対する口腔ケアの必要性が増大しており、歯科医師と共に訪問歯科診療を実施し、歯科医師の指示の下に訪問歯科衛生管理指導を行う歯科衛生士の確保と資質向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設 (H28) → 51 施設以上 (H33)	
事業の内容（当初計画）	歯科衛生専門学校の施設整備を行うとともに、新人歯科衛生士を対象とする集合研修の実施を支援し、OJT における臨床技術獲得を補完する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・歯科衛生専門学校の施設整備 1 箇所 ・新人歯科衛生士を対象とした集合研修（2 日）の開催 75 名×2 回×3 年	
アウトプット指標（達成値）	・歯科衛生専門学校の施設整備 1 箇所 ・新人歯科衛生士を対象とした集合研修の開催 R2：75 名×1 回（zoom）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設（H28）→55 施設（H30） ※H31 以降の数値は未公表のため現時点で不明。	
	（1）事業の有効性 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し集合研修が zoom 開催となるなど事業に影響が生じたが、歯科衛生専門学校の施設整備並びに新人歯科衛生士に対する研修実施により、訪問歯科衛生管理指導等を行う歯科衛生士の確保と資質向上が図られた。 （2）事業の効率性 歯科衛生専門学校を運営し、歯科衛生士の育成に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

3. 事業の実施状況 【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業						
事業名	【No.1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 1,172,411 千円					
事業の対象となる区域	県全域（中北区域、峡東区域、峡南区域、富士・東部区域）						
事業の実施主体	社会福祉法人等						
事業の期間	平成28年4月1日～令和3年3月31日 ☑継続 / ☐終了						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。						
	アウトカム指標：65歳以上人口10万人あたり地域密着型サービス施設等の定員総数950人						
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。<table><tr><td>整備予定施設等</td></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム:194床(7カ所)</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム:72床(4カ所)</td></tr><tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所:29人／月分(1カ所)</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2カ所</td></tr></table> ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:194床(7カ所)	認知症高齢者グループホーム:72床(4カ所)	看護小規模多機能型居宅介護事業所:29人／月分(1カ所)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2カ所
整備予定施設等							
地域密着型特別養護老人ホーム:194床(7カ所)							
認知症高齢者グループホーム:72床(4カ所)							
看護小規模多機能型居宅介護事業所:29人／月分(1カ所)							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2カ所							
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 ○地域密着型特別養護老人ホーム：1,197 床（43 カ所） → 1,391 床（50 カ所） ○認知症高齢者グループホーム：966 床（68 カ所） → 1,038 床（72 カ所） ○看護小規模多機能型居宅介護事業所：79 人/月分（3 カ所） → 108 人/月分（4 カ所） ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 6 カ所→8 カ所						
アウトプット指標（達成値）	○地域密着型特別養護老人ホーム：203 床（7 カ所） ○認知症高齢者グループホーム：54 床（3 カ所） ※開設準備への助成は4カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護:1カ所 ※開設準備への助成は2カ所						

	○小規模多機能型居宅介護事業所：1カ所 ○特別養護老人ホームの合築・併設支援：2カ所
事業の有効性・効率性	地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築が進んでいる。
	(1) 事業の有効性 地域密着型特別養護老人ホーム（203床（7カ所））、認知症高齢者グループホーム（72床（3カ所））、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1カ所）、小規模多機能型居宅介護事業所（1カ所）の施設の整備を行い、地域密着型サービスの提供体制を推進した。また、特別養護老人ホームの合築・併設（2カ所）の支援を行った。 (2) 事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3（介護分）】 福祉・介護の仕事の魅力発信事業（介護の魅力～「深さ」と「楽しさ」～の発信）	【総事業費】 12,638 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、福祉・介護の仕事に関するイメージアップと理解の促進を図るため、福祉・介護の仕事への理解を深めてもらう講演会や、先進的な事業を展開している介護事業所や NPO など働く職員による介護体験などをテーマとしたシンポジウム、介護体験、福祉・介護に関する展示・相談ブースの設置等のイベントを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・ イベントの開催 各年度 1 回、参加目標者数 各年度 150 名	
アウトプット指標（達成値）	・ イベントの開催 平成 28 年度 開催回数 1 回、参加者数 180 名 平成 29 年度 開催回数 1 回、参加者数 222 名 平成 30 年度 開催回数 1 回、参加者数 212 名 令和元年度 開催回数 1 回、参加者数 392 名 令和 2 年度 開催回数 1 回、参加者数 車 43 台（感染対策のため、車内から参加するイベントを実施した。）	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 広く県民に対し、福祉・介護の仕事の魅力について、幅広く情報発信することにより、福祉・介護への理解を深め、将来に亘る福祉・介護人材の雇用の継続、確保が期待される。 （２）事業の効率性 イベントの周知を広く一般県民に行うと同時に、養成学校や介護事業所など関係機関にも行うことで、多くの興味ある県民に対し効率的に事業周知ができた。	

その他	
-----	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.4（介護分）】 福祉・介護人材確保対策情報発信事業	【総事業費】 2,485 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	中学生・高校生をはじめとする一般県民を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・テレビ CM の放送 15 秒 CM×1 回 ・新聞広告 1 回	
アウトプット指標（達成値）	平成 28 年度 新聞広告 7 回、新聞折込チラシ 3 回、フリーペーパー掲載 他 平成 29 年度 新聞広告 7 回、新聞折込チラシ 4 回、フリーペーパー掲載 他 平成 30 年度 新聞広告 7 回、フリーペーパー掲載 他 令和元年度 新聞広告 8 回、フリーペーパー掲載、公共交通機関公告 令和 2 年度 新聞広告 7 階、新聞広告特別誌掲載、SNS による情報発信	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 福祉・介護に興味のある方に対し、新聞広告や新聞折込により広く一般県民向けの内容で周知することで、福祉・介護人材の認知度向上に繋がった。 （２）事業の効率性 新聞折込チラシを事業ごとに配布地域を変えるなど、委託先において、効率的な事業執行に努めている。	

その他	
-----	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.6（介護分）】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 41,371 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・キャリア支援専門員の配置 2 名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動	
アウトプット指標（当初の目標値）	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度 33 名	
アウトプット指標（達成値）	・マッチングによる雇用創出数 平成 28 年度 6 名、平成 29 年度 2 名、平成 30 年度 2 名、令和元年度 2 名、令和 2 年度 2 名	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。 （２）事業の効率性 ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.7 (介護分)】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	【総事業費】 4,268 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標： ・平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。 ・キャリアパス支援研修 ・キャリア形成技術指導事業 ・研修事業専門員の配置 1 名	
アウトプット指標（当初の目標値）	・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 130 人 ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 100 人	
アウトプット指標（達成値）	・マッチングによる雇用創出数 平成 28 年度 6 名、平成 29 年度 2 名、平成 30 年度 2 名、令和元年度 2 名、令和 2 年度 2 名	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。 （２）事業の効率性 ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8（介護分）】 介護職員等医療的ケア研修事業	【総事業費】 5,639 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：委託研修機関）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 ☐ 継続 ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護保険施設等において、医療的ケアのニーズが高まっており、対応可能な人材を育成する必要がある。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる医療的ケアに対応可能な人材の確保	
事業の内容（当初計画）	特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護職員等に、たんの吸引・経管栄養等医行為について、国が定める一定の研修（第一号・第二号研修）を実施し、医療的ケアのニーズに対応可能な人材の確保とサービスの質の向上を図り、介護基盤を強化する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・指導者養成講習 80 名×1 回 講義・演習 1.5 日（H30 終了） ・基本研修 45 名×1 コース 講義 50 時間 筆記試験・演習 2 日間及び評価（H28 終了） ・実地研修 45 名×1 コース 事業所内での実習（H28 終了） ・医療的ケア検討委員会 2 回、研修部会 1 回（H29 終了）	
アウトプット指標（達成値）	・指導者養成講習（H28：62 名、H29：47 名、H30：46 名） ・基本研修（H28：45 名） ・実地研修（H28：42 名） ・医療的ケア検討委員会（H28：2 回、H29：1 回） - 研修部会（H28：1 回、H29：1 回）	
事業の有効性・効率性	これまでの基本研修、実地研修により医療的ケア実施可能な介護職員の養成を一定数確保できた。	
	（1）事業の有効性 高齢者や障害者に対して適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することにより、痰の吸引や経管栄養を安全に実施する体制整備が図られた。 また、医療的ケア検討委員会により、研修水準の向上や職場内における安全管理体制の確保等、安全・安心な医療的ケアの実施体制の基盤整備が図られた。	

	（２）事業の効率性 研修受講要件を設ける等、修得した技術をすぐに現場で有効に実践できる介護職員等を養成できるよう、委託先において効率的に研修が実施された。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.10（介護分）】 再就労者支援事業	【総事業費】 1,685 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリアパス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・再就労者職場復帰プログラム実施人数 各年度 6 名	
アウトプット指標（達成値）	・再就労者職場復帰プログラム実施人数 H28 年度 12 名 ・再就労者職場復帰プログラム実施人数 R 元年度 8 名 ・再就労者職場復帰プログラム実施人数 R2 年度 6 名	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 潜在的有資格者の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習、実習等を組み合わせた職場復帰プログラムを実施することで、有資格者の再就労に繋がっている。 （２）事業の効率性 職場体験事業の受入登録事業所を活用することにより、事業を効率よく実施した。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.11（介護分）】 認知症地域医療支援事業	【総事業費】 8,176 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（（1）は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託、（2）・（3）は山梨県医師会に委託（5）は山梨県歯科医師会に委託）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。 アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 （1）認知症サポート医の養成 （2）認知症サポート医フォローアップ研修 （3）かかりつけ医認知症対応力向上研修 （4）病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修 （5）歯科医師認知症対応力向上研修 （6）薬剤師認知症対応力向上研修 （7）看護職員認知症対応力向上研修	
アウトプット指標（当初の目標値）	（1）年間養成数 10 名（H30 3 名） （2）年間受講者数 36 名 （3）年間受講者数 140 名 （4）年間実施数 3 病院（各 50 名） （5）年間受講者数 80 名 （6）年間受講者数 80 名 （7）年間受講者数 50 名（H29～）	
アウトプット指標（達成値）	H30 （1）養成数 5 名 （2）受講者数 30 名 （3）受講者数 102 名 （4）実施数 3 病院（228 名） （5）受講者数 108 名 （6）受講者数 76 名 R1 （1）養成数 4 名 （2）受講者数 0 名 （3）受講者数 74 名（第 2 回目中止） （4）実施数 0 病院（0 名） （5）受講者数 0 名 （6）受講者数 0 名	
事業の有効性・効率性	サポート医の養成により、県内全市町村の初期集中支援チームの専門医の確保ができたため、初期の支援を包括的・集中的な対応により、早期に適切な医療につなげることができた。	

	（１）事業の有効性 医療関係者の研修を開催することにより、認知症の理解が進み、関係者とのネットワークが充実し、支援体制の構築が進んでいる。 （２）事業の効率性 委託先等において、効率的な事業の執行に努めた。
その他	<i>R1 年度は、新型コロナウイルスの感染拡大を鑑みて、ほとんど研修会が中止となり、受講生が減少した。</i>

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12（介護分）】 認知症初期集中支援チーム員研修事業	【総事業費】 1,360 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	市町村等が実施する初期集中支援推進事業に関わるチーム員としての知識・技術を習得することを目的とした研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	受講者数 26 市町村＋9 地域包括支援センター（委託）×2 名＝70 名	
アウトプット指標（達成値）	平成 27、28 年度受講と併せ 49 名（27 市町村）が受講	
事業の有効性・効率性	認知症初期集中支援チームの設置：27 市町村 平成 29 年度中に県内すべての市町村に設置できた	
	（１）事業の有効性 本事業の実施により、すべての市町村に認知症初期集中支援チームが設置され、早期相談・早期対応に向けた支援体制の構築を図ることにつながっている。 （２）事業の効率性 認知症ケアの専門機関である国立長寿医療研修センターに委託することにより、事業を効率よく実施できた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14（介護分）】 地域ケア会議構築支援事業	【総事業費】 3,464 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	市町村、地域包括支援センター	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	個別事例のアセスメント力の向上や、個別事例から政策課題に繋げるための、又は多職種連携を図るための研修や検討会の開催に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	・全ての市町村で地域ケア会議を実施 ・1市町村で地域ケア会議の効果的、継続的な運営を図るための研修又は検討会を開催	
アウトプット指標（達成値）	3市町において地域ケア会議効果的に運営な運営を図る研修会を開催することができた。 ・甲州市：有識者の支援を受けて地域ケア会議や学習会を実施した。 ・富士川町：モデル地域を選定し、地域課題の解決に繋げる検討会等を実施した。 ・富士河口湖町：有識者の支援を受けて住民を交えた地域ケア会議を実施や研修会を実施した。	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 地域ケア会議の体制構築や住民を交えたケア会議の開催が実施されるなど、有識者の支援がこの事業の有効性が認められ、実施した３市町においては、市町村職員を中心とした地域ケア会議の人材の育成につながった。 （２）事業の効率性 補助先（３市町）において、効率的な事業の執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (介護分)】 市民後見人養成研修推進事業	【総事業費】 10,713 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	市町村	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニ ーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域 包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	市町村が実施する市民後見人養成研修及び市民後見人の支援体制 構築に向けた取り組みに対し助成する。	
アウトプット指標（当初 の目標値）	平成 30 年度は次の 6 市で市民後見人養成や支援体制構築に向 けた取り組みが行われ、令和元年度も継続して実施される見込み。 甲府市：市民後見人養成の実践研修・フォローアップ研修 山梨市：市民後見人養成フォローアップ研修、支援体制構築に 係る運営協議会 大月市：市民後見人養成フォローアップ研修 南アルプス市：市民後見人養成フォローアップ研修、支援体制 構築に係る運営委員会 笛吹市：市民後見人養成実務研修・フォローアップ研修等 中央市：市民後見人養成フォローアップ研修	
アウトプット指標（達成 値）	【H30 年度】 6 市において、研修会、フォローアップ研修等が次のとおり行 われた。 甲府市：実践研修 計 28 時間、フォローアップ研修 計 7 時 間 山梨市：検討委員会 計 8 回開催 大月市：研修（講座） 計 3 回 南アルプス市：フォローアップ研修 計 5 回、運営委員会 計 3 回開催 笛吹市：実務研修 計 15 回、フォローアップ研修 計 2 回 市民後見人候補者とのマッチング等 中央市：フォローアップ研修 計 6 回 【H31 年度】 6 市において、研修会、フォローアップ研修等が次のとおり行 われた。 甲府市：実践研修 計 28 時間、フォローアップ研修 計 7 時 間 山梨市：実務研修 計 7 回、事例検討会 計 4 回開催 大月市：研修（講座） 計 3 回 南アルプス市：フォローアップ研修 計 5 回、運営委員会 計 3 回開催	

	笛吹市：実務研修 計14回、フォローアップ研修 計2回、 市民後見人候補者とのマッチング等 中央市：フォローアップ研修 計1回
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 後見人の人材確保や本人に寄り添ったきめ細かな支援の必要性からこの事業の有効性が認められる。実施した6市においては、市民後見人を中心とした権利擁護人材の確保、育成につながった。 (2) 事業の効率性 補助先(6市)において、効率的な事業の執行に努めた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16（介護分）】 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業	【総事業費】 991 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。 ・研修受講者数 各年度 30 人	
アウトプット指標（達成値）	・研修受講者数 平成 28 年度 21 名、平成 29 年度 29 名、平成 30 年度 18 名、令和元年度 7 名	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 施設長や管理者を含む経営層を対象に、エルダー制度・メンター制度導入支援研修を実施することで、福祉・介護人材の定着促進が期待される。 （２）事業の効率性 キャリアパス支援事業のマネジメント研修と一緒に周知することで、効率的に受講者を募集することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17（介護分）】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 4,567 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護ロボットの導入数 各年度 5 機器	
アウトプット指標（達成値）	介護ロボットの導入数 令和 2 年度 132 機器	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。 （２）事業の効率性 介護事業所が実際に介護ロボットを手にとって、その効果を実感できるようにするため、介護ロボットのデモンストレーションの場を設け、事業への理解を深めてもらうなど、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

平成 27 年度山梨県計画 に関する事後評価

令和 3 年 1 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

- (1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1
- (2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

- 〔事業区分1〕 地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 1 6
- 〔事業区分2〕 居宅等における医療の提供に関する事業 1 7

【介護分】

- 〔事業区分3〕 介護施設等の整備に関する事業 2 3
- 〔事業区分5〕 介護従事者の確保に関する事業 2 5

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年7月13日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月23日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和2年度終了時における目標の達成状況については、次のとおりである。

なお、計画に基づき実施した事業ごとの目標の達成状況については、「3. 事業の実施状況」に記載する。

■山梨県全体（目標と計画期間）

1 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）

※2「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想策定前の現時点においても不足が明らかな、回復期機能や在宅患者の急変時の受入機能の強化を図るとともに、精神科長期入院患者の地域移行等に向けた病床の機能分化を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・ 高度急性期機能 1,178 床（H26）→ 535 床（R7）
- ・ 急性期機能 3,914 床（H26）→ 2,028 床（R7）
- ・ 回復期機能 928 床（H26）→ 2,566 床（R7）
- ・ 慢性期機能 2,348 床（H26）→ 1,780 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）
- 精神疾患の退院率 22%（H23）→ 27%（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成や訪問看護支援センターの設置等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
13,008 人（H22）→ 14,311 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
3,429 人（H22）→ 3,773 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設（H20）→ 30 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34 施設（H25）→ 39 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人（H21）→ 203 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,139 床（41 カ所）→ 1,197 床（43 カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 957 床（68 カ所）→ 975 床（69 カ所）
- 小規模多機能型居宅介護事業所 579 人／月分（24 カ所）
→ 608 人／月分（25 カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 6 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 医師数 1,887 人（H22）→ 2,130 人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22）→ 9,634.2 人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 74.8%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566 人（H22）→ 575 人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU 病床数（診療報酬対象） 6 床（H24）→ 6 床（H29）
- NICU 病床数（診療報酬対象） 27 床（H24）→ 27 床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にタ

ーゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和7年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により 327 人の供給改善を図る。

2 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 979 床 (R2)
 - ・急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,204 床 (R2)
 - ・回復期機能 928 床 (H26) → 1,933 床 (R2)
 - ・慢性期機能 2,348 床 (H26) → 2,029 床 (R2)
- かかりつけ医の定着率 58.7% (H24) → 58.9% (H29)
- 精神疾患の退院率 22% (H23) → 29.5% (H28)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
13,008 人 (H22) → 17,305.5 人 (H30)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
3,429 人 (H22) → 4,134 人 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設 (H20) → 47 施設以上 (H30)
- 在宅療養支援歯科診療所数 34 施設 (H25.1) → 55 施設 (H31)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人 (H21) → 379 人 (R2.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,139 床 (41 カ所) → 1,197 床 (43 カ所)
- 認知症高齢者グループホーム 957 床 (68 カ所) → 975 床 (69 カ所)

- 小規模多機能型居宅介護事業所 579 人／月分（24 カ所）
→ 608 人／月分（25 カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 6 カ所
- 上記以外で整備の目標としていた地域密着型介護老人福祉施設は、事業者からの応募がなく施設整備には至らなかったが、引き続き事業を実施し、令和2年度に地域密着型特別養護老人ホーム：29 床（1 カ所）、認知症高齢者グループホーム：18 床（2 カ所）、看護小規模多機能型居宅介護事業所：9 人（1 カ所）を整備した。

④ 医療従事者の確保

- 医師数 1,887 人（H22）→ 2,016 人（H30）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22）→ 10,192 人（R 元）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22.3）→ 76.4%（R3.3）
- ナースセンター事業再就業者数 566 人（H22）→ 279 人（R2）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 9.8%（R 元）
- MFICU 病床数（診療報酬対象） 6 床（H24）→ 6 床（R2）
- NICU 病床数（診療報酬対象） 27 床（H24）→ 27 床（R2）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は増加しているが、需給改善には至っていないため、令和7年度の介護職員数の需給改善に向けて引き続き上記事業により介護職員の確保を図る必要がある。

2) 見解

【医療分】

- かかりつけ医の定着率については微増に留まり、ナースセンター事業再就業者数及び病院看護職員離職率についても、目標が達成できなかった。
- ナースセンター事業再就業者数は平成28年度から集計方法を変更した影響で数値が減少している（短期の就業について延べ人数でカウントしていたものを実人数に修正した）。
- 病院看護職員離職率は増加しているが、離職理由としては自己実現が最も高く、自らのステップアップのために転職する看護師が一定数いることが考えられる。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設58床及び認知症高齢者グループホーム18床の整備により、入所申込み者数の減少に繋がり、認知症高齢者への支援体制の向上が図れた。事業実施できなかった施設整備については、令和2年度に地域密着型介護老人

福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備して地域の実情に応じた介護サービス提供体制を確保した。

- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 居宅等における医療の提供の目標値は達成できていることから、引き続き在宅医療の充実を図る事業を実施し、かかりつけ医の定着率の目標の達成を目指す。
- 看護職員の確保についても、就業看護職員数は増加していることから、令和元年度から始めた勤務環境改善事業等の取り組みを進め、離職率等の目標値を達成できるよう引き続き支援していく。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,353 床 (R7)
- ・回復期機能 263 床 (H26) → 1,227 床 (R7)
- ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
7,464 人 (H22) → 8,211 人 (H29)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)

1,900 人 (H22) → 2,090 人 (H29)

- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

13 施設 (H20) → 15 施設 (H29)

- 在宅療養支援歯科診療所数

14 施設 (H25) → 16 施設 (H29)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

96 人 (H21) → 106 人 (H29)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- R7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,678 床 (R2)

・回復期機能 263 床 (H26) → 766 床 (R2)

・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,460 床 (R2)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)

7,464 人 (H22) → 9,195 人 (H30)

- 往診を受けた患者数 (6 カ月)

1,900 人 (H22) → 2,591.5 人 (H30)

- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

13 施設 (H20) → 28 施設以上 (H30)

- 在宅療養支援歯科診療所数 14 施設 (H25.1) → 30 施設以上 (H30)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

96 人 (H21) → 235 人 (R2.4)

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 776 床 (H26) → 279 床 (R7)
- ・回復期機能 639 床 (H26) → 978 床 (R7)
- ・慢性期機能 587 床 (H26) → 419 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
2,977 人 (H22) → 3,275 人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
527 人 (H22) → 580 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設 (H20) → 5 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数

10 施設 (H25) → 11 施設 (H29)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人 (H21) → 40 人 (H29)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・ 急性期機能 776 床 (H26) → 580 床 (R2)
 - ・ 回復期機能 639 床 (H26) → 892 床 (R2)
 - ・ 慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R2)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
2,977 人 (H22) → 4,684 人 (H30)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
527 人 (H22) → 566.5 人 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設 (H20) → 9 施設以上 (H30)
- 在宅療養支援歯科診療所数 10 施設 (H25.1) → 12 施設 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人 (H21) → 60 人 (R2.4)

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地

域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (R7)
- ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (R7)
- ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
716 人 (H22) → 788 人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
349 人 (H22) → 384 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0 施設 (H20) → 1 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
2 施設 (H25) → 3 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

27 人 (H21) → 30 人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において
予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 85 床 (3 カ所) → 114 床 (4 カ所)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

□ 峡南区域 (達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310 床 (H26) → 259 床 (R2)
 - ・回復期機能 26 床 (H26) → 35 床 (R2)
 - ・慢性期機能 124 床 (H26) → 141 床 (R2)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
716 人 (H22) → 863.5 人 (H30)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
349 人 (H22) → 269 人 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0 施設 (H20) → 2 施設以上 (H30)
- 在宅療養支援歯科診療所数 2 施設 (H25.1) → 3 施設 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27 人 (H21) → 34 人 (R2.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1 カ所 29 人の整備を行った。
85 床 (3 カ所) → 114 床 (4 カ所)

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対する補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）
 - ・急性期機能 866 床（H26）→ 318 床（R7）
 - ・回復期機能 0 床（H26）→ 259 床（R7）
 - ・慢性期機能 151 床（H26）→ 117 床（R7）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数(6カ月)
1,851人(H22) → 2,037人(H29)
- 往診を受けた患者数(6カ月)
653人(H22) → 719人(H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8施設(H20) → 9施設(H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
8施設(H25) → 9施設(H29)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24人(H21) → 27人(H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 271床(10カ所) → 300床(11カ所)
- 認知症対応型共同生活事業所 117床(9カ所) → 135床(10カ所)
- 小規模多機能型居宅介護事業所 111人/月分(5カ所)
→ 140人/月分(6カ所)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 計画期間

平成27年4月1日～令和5年3月31日

□富士・東部区域(達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床(H26) → 687床(R2)
 - ・回復期機能 0床(H26) → 240床(R2)

・慢性期機能 151 床 (H26) → 87 床 (R2)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
1,851 人 (H22) → 2,563 人 (H30)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
653 人 (H22) → 707 人 (H30)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設 (H20) → 8 施設以上 (H30)
- 在宅療養支援歯科診療所数 8 施設 (H25.1) → 10 施設 (H30)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人 (H21) → 50 人 (R2.4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 271 床 (10 カ所) → 300 床 (11 カ所)
- 認知症高齢者グループホーム 117 床 (9 カ所) → 135 床 (10 カ所)
- 小規模多機能型居宅介護事業所 111 人／月分 (5 カ所)
→ 140 人／月分 (6 カ所)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 1 カ所
※ 1 カ所設置されたが、施設整備は法人の自主財源で実施したため、開設準備のみ支援を実施した。

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

➤ 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1】 医療機能分化連携推進事業	【総事業費】 828,111 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
	高齢化の一層の進展を見据え、不足する回復期機能の充実・強化等により、医療機能の分化・連携を推進し、効率的で質の高い医療提供体制を構築していく必要がある。	
	アウトカム指標：不足する回復期機能の病床整備 928 床（H26）→ 2,566 床（R7）（1,638 床増）	
事業の内容（当初計画）	病床の機能分化・連携体制の構築に向けて、在宅復帰を推進する回復期機能等の充実・強化を図るため、病院、診療所が行う設備整備に対して助成を行う。（回復期リハビリテーション機能の強化、急性期を経過した患者の受入機能の強化、在宅患者の急変時における受入機能の強化及び地域医療連携体制の強化に必要な設備整備）	
アウトプット指標（当初の目標値）	医療機能分化・連携のための設備整備 年間 20 箇所	
アウトプット指標（達成値）	医療機能分化・連携のための設備整備 H27：16 医療機関、H28：9 医療機関、H29：6 医療機関、 H30：3 医療機関、R1：3 医療機関、R2：1 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病床機能報告における回復期機能の病床数の増 928 床（H26）→ 1,933 床（R2）（1,005 床増）	
	（1）事業の有効性 本事業の実施により、地域医療構想の実現に向けて、不足する回復期機能の充実・強化や、地域医療連携体制を構築するための取組が推進されている。 （2）事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施するとともに、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 6,678 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県歯科医師会委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。 アウトカム指標：県内における在宅歯科医療提供体制の強化	
事業の内容（当初計画）	・在宅歯科医療の推進や在宅における医科・歯科・介護の多職種連携を推進するため、在宅歯科医療連携室を設置する。 ・歯科医療連携室では、①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・在宅歯科医療連携室の設置・運営 1 箇所	
アウトプット指標（達成値）	・県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応 56 件、在宅医療機器貸出 363 件、在宅歯科連携室運営推進協議会の開催 1 回等の事業を実施	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医療機関等からの相談対応、在宅医療機器の貸出等を通じ、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。 （１）事業の有効性 在宅歯科医療に関する多職種連携に向けた会議の開催、在宅歯科医への在宅歯科医療機器の貸出、県民からの在宅歯科医療に関する相談対応等の業務が円滑に実施され、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。 （２）事業の効率性 在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会に	

	業務を委託することにより、効率的に事業が執行された。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 訪問看護推進事業	【総事業費】 1,256 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県、山梨県看護協会、NPO 法人山梨県ホスピス協会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・医療機関から在宅に移行する患者が一貫したケアを関係職種の連携体制のもと、高度な知識、技術を有する訪問看護師により訪問看護が受けられるようにする必要がある。	
	アウトカム指標： 在宅医療推進に向けた看護職員の確保及び看護の質の向上	
事業の内容（当初計画）	・県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・県民や看護職、支援関係者を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るため、研修・普及啓発等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・訪問看護推進協議会の開催回数（2 回） ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の実施日数（5 日間） ・訪問看護管理者研修の開催回数（2 回） ・在宅ターミナルケア普及事業 講演会の開催（1 回）、パンフレット作成配布（1 回）	
アウトプット指標（達成値）	・訪問看護推進協議会（2 回） ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修事業（各 5 日） ・訪問看護管理者研修（2 回） ・在宅ターミナルケア普及事業 講演会の開催（1 回）、パンフレット作成配布（1 回）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修や訪問看護管理者研修により、在宅医療提供体制の強化が図られた。	

	(1) 事業の有効性 訪問看護推進協議会の開催により、県全体の訪問看護の現状や課題を明確し、訪問看護を推進するための訪問看護の課題等に対する方策が検討できた。 研修等の実施により、医療との連携、病院や診療所を含めた地域医療における訪問看護の課題等に対応する看護職の質の向上が図られた。 普及啓発は、療養者や家族が安心して、地域で暮らすために必要な知識の提供ができた。 (2) 事業の効率性 保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,000 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に研修事業を委託することにより、効率的に実施することができた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	【総事業費】 2,556 千円
事業名	【No.18】 難治性精神疾患地域連携体制整備事業	
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立北病院	
事業の期間	令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	精神病床に入院している難治性の精神疾患を有する患者については、専門的な治療（クロザピンや mECT）により地域生活へ移行できる例は少なくないが、県内では副作用を治療する血液内科や麻酔科等を有する医療機関とのネットワークが不十分であることから専門的な治療が提供できていない。 このため、医療機関間の連携体制を構築し、専門的な治療を可能とするための環境整備が必要である。 アウトカム指標： 【精神科病院における退院率】（H26）⇒（R2） 3 ヶ月時点：72% ⇒ 72%超 6 ヶ月時点：85% ⇒ 85%超 12 ヶ月時点：93% ⇒ 93%超 【精神科病院における入院患者数】（H26）⇒（R2） 2,047 人 ⇒ 1,822 人	
事業の内容（当初計画）	長期入院患者の地域生活への移行を促進するため、難治性の精神疾患の専門的な治療を行うための医療機関のネットワークの構築や、地域における連携体制の整備に関する研修会や連携会議を開催する取り組みに支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修会の開催：2 回／年、連携会議の開催：10 回／年	
アウトプット指標（達成値）	研修会の開催：0 回／年、連携会議の開催：1 回／年	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 【精神科病院における退院率】（R2） 未公表のため現時点では評価できない。 【精神科病院における入院患者数】（R2） 1,829 人	

	（１）事業の有効性 専門的な治療を受けることのできる医療機関のネットワーク構築が図れることにより、長期入院精神障害者の地域生活の移行の発展や栄進病床における在院日数の短縮が期待される。 （２）事業の効率性 県立北病院が中心となり、専門的治療を行うためのネットワークを構築し、体制整備の充実を図っている。
その他	

3. 事業の実施状況 【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業						
事業名	【No.12】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 417,675 千円					
事業の対象となる区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☑継続 / ☐終了						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：65 歳以上人口 10 万人あたり地域密着型サービス施設等の定員総数 950 人						
事業の内容(当初計画)	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 <table><tr><td>整備予定施設等</td></tr><tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム:58 床(2カ所)</td></tr><tr><td>認知症高齢者グループホーム:18 床(1 カ所)</td></tr><tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所:29 人／月分(1 カ所)</td></tr><tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護：1 カ所</td></tr></table> ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:58 床(2カ所)	認知症高齢者グループホーム:18 床(1 カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所:29 人／月分(1 カ所)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護：1 カ所
整備予定施設等							
地域密着型特別養護老人ホーム:58 床(2カ所)							
認知症高齢者グループホーム:18 床(1 カ所)							
小規模多機能型居宅介護事業所:29 人／月分(1 カ所)							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：1 カ所							
アウトプット指標(当初の目標値)	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 ○地域密着型特別養護老人ホームの増：1139 床（41 カ所）→1197 床（43 カ所） ○認知症高齢者グループホーム：948 床（67 カ所）→966 床（68 カ所） ○小規模多機能型居宅介護事業所の増：579 人／月分（24 カ所）→608 人／月分（25 カ所） ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5 カ所→6 カ所						

アウトプット 指標（達成値）	【平成27年度】 ○地域密着型特別養護老人ホーム：29 床（1 カ所） 【平成28年度】 ○認知症高齢者グループホーム：18 床（1 カ所） 【平成29年度】 ○地域密着型特別養護老人ホーム：29 床（1 カ所） ○小規模多機能型居宅介護事業所：29 人（1 カ所） ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（1 カ所） 【令和2年度】 ○地域密着型特別養護老人ホーム：29 床（1 カ所） ○認知症高齢者グループホーム：18 床（2 カ所） ○看護小規模多機能型居宅介護事業所：9 人（1 カ所）
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築が進んでいる。 平成27年度に地域密着型特別養護老人ホーム（29 床（1 カ所））、平成28年度に認知症高齢者グループホーム：（18 床（1 カ所））、平成29年度に地域密着型特別養護老人ホーム：29 床（1 カ所）、小規模多機能型居宅介護事業所：29 人（1 カ所）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（1 カ所）を整備した。令和2年度に地域密着型特別養護老人ホーム：29 床（1 カ所）、認知症高齢者グループホーム：18 床（2 カ所）、看護小規模多機能型居宅介護事業所：9 人（1 カ所）を整備した。 （2）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.39】 介護職員確保定着促進事業	【総事業費】 9,196 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・委員会の開催 各年度 3 回 ・介護人材育成に関する優良施設の認定 各年度 12 施設 ・スキルアップ拠点施設の指定 各年度 2 施設	
事業の達成状況	・委員会の開催 平成 27、28 年度 3 回、29 年度 2 回 ・介護人材育成に関する優良施設の認定 平成 27、28 年度 12 施設 ・スキルアップ拠点施設の指定 平成 27、28 年度 2 施設、29 年度 5 施設	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 ・やまなし介護の魅力発信委員会を開催し、平成 27 年度に「介護サービス事業所・施設のモデル給与規程・モデル就業規則」を作成したところであり、平成 28 年度以降普及に取り組むことにより、施設等における導入促進が期待される。 ・また、先駆的に職場環境改善を実践する 12 施設を認定したところであり、施設の取組内容について周知を図ることにより、働きやすい職場づくりや介護の仕事のイメージアップに繋げることができる。 ・スキルアップ拠点施設を平成 27 年、28 年度 2 施設、平成 29 年度 5 施設指定し、他施設職員の研修受講を受け入れるなど、介護の質の向上を図るとともに、介護の魅力を地域に向けて発信することができた。 （２）事業の効率性 ・やまなし介護の魅力発信委員会の開催にあたり県庁内会議室を使用したほか、委託先において資料印刷などの経費節減を図り、効率的な事業執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.40】福祉・介護の仕事の魅力発信事業（介護の魅力 ～「深さ」と「楽しさ」～の発信）	【総事業費】 2,001 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、福祉・介護の仕事に関するイメージアップと理解の促進を図るため、福祉・介護の仕事への理解を深めてもらう講演会や、先進的な事業を展開している介護事業所や NPO など働く職員による介護体験などをテーマとしたシンポジウム、介護体験、福祉・介護に関する展示・相談ブースの設置等のイベントを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・イベントの開催 1 回、参加目標者数 150 名	
アウトプット指標（達成値）	・イベントの開催 平成 27 年度 開催回数 1 回、参加者数 134 名 平成 28 年度 開催回数 1 回、参加者数 180 名 平成 29 年度 開催回数 1 回、参加者数 222 名	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 広く県民に対し、福祉・介護の仕事の魅力について、幅広く情報発信することにより、福祉・介護への理解を深め、将来に亘る福祉・介護人材の雇用の継続、確保が期待される。 （２）事業の効率性 イベントの周知を広く一般県民に行うと同時に、養成学校や介護事業所など関係機関にも行うことで、多くの興味ある県民に対し効率的に事業周知ができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.41】 福祉・介護人材確保対策情報発信事業	【総事業費】 925 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	中学生・高校生をはじめとする一般県民を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・PR 用クリアファイルの作成 15,000 枚 ・テレビ CM の放送 15 秒 CM×2 回 ・新聞広告 2 回	
アウトプット指標（達成値）	平成 27 年度 PR 用クリアファイルの作成 7,500 枚 テレビ CM の放送 15 秒 CM 32 本 新聞折込チラシ 9 回 385,500 部 平成 28 年度 新聞広告 7 回、新聞折込チラシ 3 回、フリーペーパー掲載 他 平成 29 年度 新聞広告 7 回、新聞折込チラシ 4 回、フリーペーパー掲載 他	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 福祉・介護に興味のある方には、クリアファイルに事業内容を含むチラシを挟んで周知し、テレビや新聞折込では、広く一般県民向けの内容で周知することで、福祉・介護人材の認知度向上に繋がった。 （２）事業の効率性 新聞折込チラシを事業ごとに配布地域を変えるなど、委託先において、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業		
事業名	【No.42】 職場体験事業		【総事業費】 4,746 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域		
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了		
事業の目標	職場体験実施者 H27 年度 100 人、H28 年度以降各年度 50 人 (体験日数 毎年 2 日)		
事業の達成状況	平成 27 年度 職場体験実施者 21 人 体験日数 延べ 47 日 平成 28 年度 職場体験実施者 10 人 体験日数 延べ 24 日 平成 29 年度 職場体験実施者 16 人、体験日数 延べ 28 日 平成 30 年度 職場体験実施者 15 人、体験日数 延べ 26 日 令和元年度 職場体験実施者 11 人、体験日数 延べ 16 日 令和 2 年度 職場体験実施者 24 人、体験日数 延べ 36 日		
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 実際の福祉・介護職場を体験することにより、他分野からの離職者等が、魅力ややり甲斐を感じて、福祉・介護分野への就業を選択することが期待される。 (2) 事業の効率性 再就労者支援事業と共通の受入登録事業所を活用することで、より効率的に事業が執行された。		
その他			

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.43】 基準緩和型訪問サービス従事者等養成研修会開催事業	【総事業費】 1,259 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	(1) 地域支え合い活動推進セミナー 開催回数：1 回 参加者数：1 0 0 名 (2) 基準緩和型訪問サービス従事者養成研修会 開催回数：1 回（3 日間） 参加者数：5 0 名	
事業の達成状況	(1) 地域支え合い活動推進セミナー 開催回数：1 回 参加者数：1 0 4 名 (2) 基準緩和型訪問サービス従事者養成研修会 開催回数：1 回（3 日間） 参加者数：3 1 名	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 研修会等の開催により、新しい総合事業への関心を高め理解が深まるとともに、一定の専門的知識を学ぶ場となったことにより、今後の各市町村における多様なサービスにおける多様な担い手の確保につながることを期待される。 (2) 事業の効率性 県内市町村の総合事業への準備状況等を踏まえながら、県が直接企画・実施し、効率的な執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.44】 介護人材掘り起こし事業	【総事業費】 4,302 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	福祉・介護人材を確保するため、市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）、県シルバー人材センターを構成員とする連絡会を設置し、社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持つ中高年齢者（概ね 50 歳～64 歳）を対象に、介護基礎講座を開催する。 ・福祉・介護人材確保県連絡会（仮称）の開催回数 年間 2 回 ・中高年者に対する介護入門講座の受講者数 年間 200 人	
事業の達成状況	中高年者に対する介護入門講座の受講者数 平成 28 年度 168 人、平成 29 年度 53 人、平成 30 年度 94 人 令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、講座が中止となった。	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 社会活動を通じて介護分野に関心を持つ中高年齢者を対象に、介護基礎講座を開催することで、多様な人材の参入に向け、就労意欲のある者の掘り起こしが期待できる。 （２）事業の効率性 令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大のため講座実施が中止となったが、引き続き市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）、県シルバー人材センター等の関係機関と連携することにより、事業を効率よく実施する。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.45】 介護職員初任者研修助成事業	【総事業費】 4,661 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	福祉・介護人材を確保するため、福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し、研修受講費等の助成を支援する。 ・研修受講費の助成者数 平成 28～29 年度 各 50 人、平成 30 年度 5 人	
事業の達成状況	研修受講費の助成者数 平成 28 年度 2 人、平成 29 年度 3 人、平成 30 年度 2 人、令和元年度 0 人、令和 2 年度 3 人	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し支援することで、就労未経験者の就労・定着促進を図ることが期待される。 (2) 事業の効率性 福祉人材センター求職登録者における無資格者に対し、事業の周知を図るとともに、求人事業所に対しても事業内容の詳細を説明し、活用の推進を図るなど、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.46】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 9,697 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	・キャリア支援専門員の配置 2 名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動	
アウトプット指標（当初の目標値）	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・マッチングによる雇用創出目標数 33 名	
アウトプット指標（達成値）	・マッチングによる就労者数 平成 27 年度 18 名、平成 28 年度 6 名、平成 29 年度 2 名	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。 （２）事業の効率性 ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.47】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	【総事業費】 23,473 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。 ・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 680 人（募集定員の 100%） ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 300 人（ 〃 ）	
事業の達成状況	平成 27 年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 324 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 104 人 平成 28 年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 146 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 84 人 平成 29 年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 125 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 114 人 平成 30 年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 124 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 137 人 令和元年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 92 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 42 人 令和 2 年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 53 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 31 人	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を習得し、キャリアパス、スキルアップを促進するための研修を実施することで、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることが期待される。 （２）事業の効率性 研修対象となる職員別に研修を実施することにより、事業を効率よく実施された。	

その他	
-----	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.48】 介護職員等医療的ケア研修事業	【総事業費】 6,444 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 5 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・指導者養成講習 80 名×1 回 講義・演習 1.5 日 ・基本研修 60 名×1 コース 講義 50 時間 筆記試験・演習 2 日間及び評価 ・実地研修 60 名×1 コース 事業所内での実習（約 3 か月間） ・医療的ケア検討委員会 検討委員会 2 回、研修部会 1 回	
事業の達成状況	・指導者養成講習 受講者数（H27：47 人，H29：47 人） ・基本研修 H27（開催回数 1 コース 受講者数 51 人） ・実地研修 H27（開催回数 1 コース 修了者数 31 人） ・医療的ケア検討委員会 H27（検討委員会 2 回、研修部会 1 回） H29（検討委員会 1 回、研修部会 1 回）	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 高齢者や障害者に対して適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することにより、痰の吸引や経管栄養を安全に実施する体制整備が図られた。 また、医療的ケア検討委員会により、研修水準の向上や職場内における安全管理体制の確保等、安全・安心な医療的ケアの実施体制の基盤整備が図られた。 （２）事業の効率性 研修受講要件を設ける等、修得した技術をすぐに現場で有効に実践できる介護職員等を養成できるよう、委託先において効率的に研修が実施された。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.49】 介護支援専門員資質向上事業	【総事業費】 106,654 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	(1) 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (1) 以外 平成 28 年 1 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修事業 (H27 終了) ・実施回数 1 コース・受講人数 70 名 (2) 介護支援専門員更新研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度 1 コース・受講人数 各年度 35 名 (3) 介護支援専門員専門研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度・各研修 1 コース ・受講人数 専門研修Ⅰ H27 年度 130 名、H28 年度以降各年度 110 名 専門研修Ⅱ H27 年度 300 名、H28 年度以降各年度 280 名 (4) 介護支援専門員実務研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度 1 コース ・受講人数 各年度 210 名 (5) 介護支援専門員再研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度 1 コース ・受講人数 各年度 40 名	
事業の達成状況	(2) 介護支援専門員更新研修 (H27:39 人、H28:45 人、H29:50 人、H30:32 人、R1:49 人) (3) 介護支援専門員専門研修 専門研修Ⅰ (H27:119 人、H28:84 人、H29:99 人、H30:83 人、 R1:104 人) 専門研修Ⅱ (H27:265 人、H28:138 人、H29:238 人、H30:237 人、 R1:268 人) (4) 介護支援専門員実務研修 (H27 : 123 人、H28 : 102 人、H29 : 188 人、H30 : 38 人、 R1:台風 19 号の影響により試験が延期となったため未実施) (5) 介護支援専門員再研修 (H27 : 50 人、H28 : 32 人、H29 : 26 人、 H30 : 40 人、R1:30 人)	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 地域包括ケアシステムの中で、自立支援に資するケアマネジメントが実践できる介護支援専門員を養成することができた。 (2) 事業の効率性	

	各経験熟度に応じた研修を実施し、指定研修実施機関において実践能力を高める研修実施が効率的に行われた。
その他	

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.50】 代替要員の確保による現任介護職員等の研修支援事業	【総事業費】 18,728 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・ 申請件数　62 件	
事業の達成状況	・ 公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に、介護サービス事業者等への事業周知、事業者等の研修・代替職員雇用計画の受理、相談業務を委託。 ・ 山梨県現任介護職員等研修支援助成金の創設、助成金の支給。 助成金支給申請(支払)件数　H 2 7 年度：8 件 H 2 8 年度：1 5 件 H 2 9 年度：2 3 件 H 3 0 年度：2 1 件 R 元年度　：2 2 件 R 2 年度　：1 0 件	
事業の有効性・効率性	(１) 事業の有効性 代替職員の雇用や研修計画の作成にあたっての相談援助業務を、公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に委託することにより、助成金の支給にとどまらず、介護サービス事業所の雇用環境改善、介護サービスの質の向上にも資することになり、事業の一定の有効性が認められるが、申請事業所は全体のごく一部にとどまり、また申請件数も横ばいである。 (２) 事業の効率性 県内の介護サービス事業者に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業の一部を委託することにより、効率的な事業の周知等が図られた。	
その他	事業所全体に占める申請者の割合が低調であることから、幅広いサービス提供事業所に向けた、より効率的かつ効果的な事業を実施するため、本事業の予算を新規事業や既存事業に充てることを見据え、令和 2 年度をもって終了することとした。	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.51】 再就労者支援事業	【総事業費】 448 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリアパス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。 対象人数 15 人程度見込	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象人数 15 人程度	
アウトプット指標（達成値）	再就労者職場復帰プログラム実施人数 平成 28 年度 7 人、平成 29 年度 2 人、平成 30 年度 1 人	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 潜在的有資格者の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習、実習等を組み合わせた職場復帰プログラムを実施することで、有資格者の再就労に繋がっている。 （２）事業の効率性 職場体験事業の受入登録事業所を活用することにより、事業を効率よく実施した。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.52】 認知症地域医療支援事業	【総事業費】 1,990 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（（1）は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託、（2）・（3）は山梨県医師会等に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 （1）認知症サポート医の養成 （2）認知症サポート医フォローアップ研修 （3）かかりつけ医等認知症対応力向上研修 （4）病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修	
アウトプット指標（当初の目標値）	（1）養成数 10 名 （2）受講者数 36 名 （3）受講者数 140 名 （4）3 病院（各 50 名）	
アウトプット指標（達成値）	（1）養成数 11 名 （2）受講者数 33 名 （3）受講者数 医師 98 名 その他職員 87 名 （4）3 病院 217 名	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 医療従事者の認知症対応力の向上を図ることにより、認知症の人が適切な治療を受けながら、住み慣れた地域で生活できる体制の構築を図ることが期待されている。 （2）事業の効率性 一部委託、また関係機関の協力を得て開催することにより、効率的な執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.54】 認知症地域支援推進員研修事業	【総事業費】 1,482 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	受講者数 地域包括支援センター数×1 名＝35 名	
事業の達成状況	平成 27 年度 認知症地域支援推進員研修受講者数 24 名 平成 28 年度 認知症地域支援推進員研修受講者数 6 名 平成 29 年度 認知症地域支援推進員研修受講者数 10 名	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 研修を受講することで、各市町村や地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員の質の向上が図られ、各地域における認知症の人に対して効果的な支援が行われる連携体制や認知症ケアの向上にむけた取り組みが促進された。 (2) 事業の効率性 認知症支援の専門機関である認知症介護研究・研修東京センターに委託することにより、事業を効率よく実施できた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.55】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費】 4,350 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	(1) ～ (3) 平成 27 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 (4) 平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 (委託先の日程による) (5) 平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 2 日間) ・受講者数 H27 年度 20 名、H28 年度以降各年度 10 名 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 2 日間) ・受講者数 H27 年度 30 名、H28 年度以降各年度 40 名 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 2 日間) ・受講者数 各年度 20 名 (4) 認知症介護指導者養成研修事業 (フォローアップ研修) ・受講者数 各年度・指導者 2 名 (講義・演習 5 日間) (5) 認知症介護基礎研修事業 (平成 28 年度から実施) ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 1 日間) ・受講者数 各年度 72 名	
事業の達成状況	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・平成 27 年度 実施回数 1 コース・修了者数 5 名 ・平成 28 年度 1 コース・ 3 名 ・平成 29 年度 1 コース・ 2 名 ・平成 30 年度 1 コース・ 3 名 ・令和元年度 1 コース・ 0 名 ・令和 2 年度 1 コース・ 3 名 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・平成 27 年度 実施回数 1 コース・修了者数 55 名 ・平成 28 年度 1 コース・ 30 名 ・平成 29 年度 1 コース・ 45 名 ・平成 30 年度 1 コース・ 21 名 ・令和元年度 1 コース・ 31 名 ・令和 2 年度 1 コース・ 26 名	

	(3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・平成 27 年度 実施回数 1 コース・修了者数 11 名 ・平成 28 年度 1 コース・ 12 名 ・平成 29 年度 1 コース・ 9 名 ・平成 30 年度 1 コース・ 11 名 ・令和元年度 1 コース・ 11 名 ・令和 2 年度 1 コース・ 9 名 (4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・平成 27 年度 修了者数 1 名 ・平成 28 年度 1 名 ・平成 29 年度 1 名 ・平成 30 年度 1 名 ・令和元年度 1 名 ・令和 2 年度 0 名（新型コロナの影響により中止） (5) 認知症介護基礎研修事業 ・平成 28 年度 修了者数 71 名 ・平成 29 年度 38 名 ・平成 30 年度 53 名 ・令和元年度 40 名 ・令和 2 年度 0 名（新型コロナの影響により中止）
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 認知症介護の専門的な知識・技術を修得し、質の高い介護サービスを提供するための人材の育成、確保が図られた。 (2) 事業の効率性 受講者への受講に関する必要事項の事前連絡や、少人数でのグループワークを取り入れる等、研修目的が達成できるよう効率的な実施に努めた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.56】 地域包括支援センター職員研修事業	【総事業費】 633 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・受講者数 (1)新任者研修 年間 37 人 (2)現任者研修 年間 70 人	
事業の達成状況	受講者 (1)新任者研修 46 人 (2)現任者研修 69 人 研修会の開催回数 2 回	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 新任研修会では、在職 1 年未満の職員に対して、基本的知識を伝達することができ、地域包括支援センターの役割の理解につながった。 現任者研修では、総合事業について基本的なところを地域包括支援センター職員以外の課にも研修を受けてもらうことで地域包括ケアの体制整備が図られた。 (2) 事業の効率性 市町村の抱えている課題の整理と講師の打ち合わせを積極的に行い、研修を通して効率的に伝達をすることに努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.58】 生活支援コーディネーター養成研修会開催事業	【総事業費】 651 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・研修会開催 年間 1～2 回 ・コーディネーター養成研修受講者数 毎年 60 人	
事業の達成状況	・コーディネーター養成研修会開催 計 6 回 (H 2 7 年度：2 日間×2 回、H 2 8 年度：1 日×2 回、H 2 9 年度：1 日×2 回) ・受講者数 計 339 名 H 2 7 年度 1 回目：77 名、2 回目：47 名（計 124 名） H 2 8 年度 1 回目：45 名、2 回目：39 名（計 84 名） H 2 9 年度 1 回目：77 名、2 回目：54 名（計 131 名）	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 研修会の開催により、地域における生活支援体制整備の中心を担う生活支援コーディネーターやその候補者等の資質向上が図られ、事業の有効性が認められる。 (2) 事業の効率性 県内市町村における総合事業や生活支援体制整備事業の実施又は準備状況等を踏まえながら、県が直接企画・実施し、効率的な執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.60】 市民後見人養成研修推進事業	【総事業費】 4,773 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	市町村	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	市町村が実施する市民後見人養成研修及び市民後見人の支援体制構築に向けた取り組みに対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	平成 29 年度は次の 6 市で市民後見人養成や支援体制構築に向けた取り組みが行われ、平成 30 年度も継続して実施される見込み。 甲府市：市民後見人養成実践研修・フォローアップ研修 山梨市：市民後見人養成事業検討委員会 大月市：市民後見人養成研修（講座） 南アルプス市：市民後見人及び生活支援員等養成講座、現場実習・研修等、支援体制整備の運営委員会 笛吹市：市民後見人養成実務研修、フォローアップ研修等 中央市：市民後見人養成フォローアップ研修	
アウトプット指標（達成値）	6 市において、研修会、フォローアップ研修等が次のとおり行われた。 甲府市：実践研修 計 28 時間、フォローアップ研修 計 7 時間 山梨市：検討委員会 計 6 回開催 大月市：研修（講座） 計 3 回 南アルプス市：養成講座 計 5 回、現場実習・研修 計 5 回、運営委員会 計 3 回開催 笛吹市：実務研修 計 14 回、フォローアップ研修 計 2 回 市民後見人候補者とのマッチング等 中央市：フォローアップ研修 計 6 回	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 後見人の人材確保や本人に寄り添ったきめ細かな支援の必要性からこの事業の有効性が認められる。実施した 6 市においては、市民後見人を中心とした権利擁護人材の確保、育成につながった。 （２）事業の効率性 補助先（6 市）において、効率的な事業の執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.61】介護予防リハビリテーション専門職リーダー養成研修会開催事業	【総事業費】 763 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	3 士会合同介護予防リーダー養成研修会 年 1 回開催・受講者数 年間 100 名	
事業の達成状況	【平成 27 年度】 ・研修会 1 回開催 平成 28 年 3 月 6 日（日） ・受講者数 72 人（理学療法士（PT）22 人、作業療法士（OT）32 人、言語聴覚士（ST）18 人） ・検討会の開催回数 3 回（PT 士会、OT 士会、ST 士会） 【平成 28 年度】 ・研修会 1 回開催 平成 29 年 2 月 19 日（日） ・受講者数 50 人（理学療法士（PT）20 人、作業療法士（OT）16 人、言語聴覚士（ST）14 人） ・検討会の開催回数 3 回（PT 士会、OT 士会、ST 士会） 【平成 29 年度】 ・研修会 1 回開催 平成 29 年 9 月 11 日（月） ・受講者数 50 人（理学療法士（PT）19 人、作業療法士（OT）23 人、言語聴覚士（ST）8 人） ・検討会の開催回数 3 回（PT 士会、OT 士会、ST 士会）	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 県が進めているリハビリテーションを活用した介護予防促進事業の推進役となることが期待されている。また、県内市町村で実施している地域リハビリテーションの現状や課題等を踏まえ、更に、職場内での市町村事業への協力者としての旗振り役として期待される。 （2）事業の効率性 県内の PT、OT、ST の 3 士会が合同で、検討段階から協議を図り、互いの情報交換など進め、効率的な執行に努めた。特に、委託先においても、研修ノウハウを活かし、効率的な事業執行を努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.62】 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業	【総事業費】 194 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。 ・研修受講目標数 30 人	
アウトプット指標（達成値）	・研修受講者数 平成 27 年度 17 人、平成 28 年度 21 名、平成 29 年度 29 名、平成 30 年度 18 人	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 施設長や管理者を含む経営層を対象に、エルダー制度・メンター制度導入支援研修を実施することで、福祉・介護人材の定着促進が期待される。 （２）事業の効率性 キャリアパス事業のマネジメント研修と一緒に周知することで、効率的に受講者を募集することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.63】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 17,772 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護ロボット導入計画に基づき介護ロボットを導入する介護事業所	
事業の期間	平成 27 年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護ロボットの導入数 10 機器	
アウトプット指標（達成値）	介護ロボットの導入実績 平成 30 年度 13 機器、令和元年度 20 機器、令和 2 年度 132 機器	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。 （２）事業の効率性 介護事業所が実際に介護ロボットを手にとって、その効果を実感できるようにするため、介護ロボットのデモンストレーションの場を設け、事業への理解を深めてもらうなど、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 64】 介護事業所内保育所運営費補助事業	【総事業費】 14,040 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	施設内保育の運営により計画的な勤務環境改善を図る介護事業所数 H27 年度：4 施設、H28 年度以降各年度 2 施設	
事業の達成状況	施設内保育の運営により計画的な勤務環境改善を図る介護事業所数 H27 年度：1 施設 H28 年度：1 施設 H29 年度：1 施設 H30 年度：1 施設 R 元年度：0 施設	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 事業の実施により、介護事業所が事業所内に保育施設の設置しやすくなり、介護職員が働きながら子育てのできる労働環境の構築を進めることができる。 (2) 事業の効率性 補助事業に関する説明会を開催し、介護事業所に対し広く事業の実施を呼びかけるなど、効率的、効果的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 65】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 10,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
事業の目標	I C T の導入事業所数 10 事業所	
事業の達成状況	I C T の導入事業所数 令和2年度：22 事業所	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 介護職員の負担軽減や業務の効率化などにより、離職防止を図り、職員が継続して就労できる環境を整えることができる。 (2) 事業の効率性 介護事業所における事業効率化のために、介護ロボットと併せて I C T 導入を支援しており、介護事業所の取り組み方針に沿った支援を行っている。	
その他		

平成 26 年度山梨県計画 に関する事後評価

令和 3 年 1 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

〔事業区分2〕居宅等における医療の提供に関する事業 1 1

〔事業区分4〕医療従事者の確保に関する事業 1 2

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成27年5月26日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

[凡例]

区域欄

全県： 山梨県全域の目標

中北： 中北区域の目標

峡東： 峡東区域の目標

峡南： 峡南区域の目標

富東： 富士・東部区域の目標

備考欄

⑩： 平成26年度計画において、計画期間を複数年度としているもの

⑩●： 平成27年度計画の●ページに、当該目標に関連した目標を継続して掲げているもの

区域	目標と計画期間	達成状況等 【 継続中(令和2年度末までの状況) 】	備考
	① 県の医療と介護の総合的な確保に関する目標 (1) 現状において不足する医療機能の確保	これまで、概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。 令和元年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。	
全県	平成26年度計画においては、医療関係団体が自主的に行う地域医療のあり方等の調査・検討を支援することにより、実効性のある地域医療構想の策定準備を行うとともに、地域医療構想策定前においても明らかに不足する医療機能の確保を図る。	➤ 平成27年度に事業完了 県医師会において、本県の医療資源の実態を考える基礎データを集約し、医療機関等の視点で、医療と介護の効果的な連携のあり方、連携拠点のあり方等を検討 (【No.1】地域医療のあり方検討基礎調査事業) (【No.9】在宅医療・介護連携のあり方調査事業)	⑩
全県	地域医療構想の策定・達成に向けて、医療関係団体が行う県内医療の受療動向等の調査・検討を支援することにより、医療機関等の自主的な取り組みを促進する。	➤ 平成27年度に事業完了 (【No.1】地域医療のあり方検討基礎調査事業〔再掲〕)	⑩
全県 中北 富東	地域において安心してお産ができる体制の確保 医師数の減少等を背景とした分娩取扱医療機関の集約に伴う分娩件数の集中化や、産科医不足に対応し、産科外来・助産師外来の増設等を支援することにより、安心してお産ができる体制を維持、確保する。	➤ 平成27年度に事業完了 地域で不足する周産期医療に対応するため、2病院が行う産婦人科・助産師外来の施設・設備整備事業に対して助成し、産科医と助産師の機能分担等を推進 (【No.2】地域分娩体制機能強化推進事業)	⑩

全県 峡東 峡南	・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15 施設 → 15 施設 (中北) 11 施設 → 11 施設 (富士・東部) 2 施設 → 2 施設 ○ がん医療の均てん化の推進 地域がん診療病院の整備に向けた医療機器整備の支援や技術的支援等により、県内どこでも質の高いがん医療が受けられる体制を整備する。 ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2 区域 → 3 区域 (峡東) 0 施設 → 1 施設 (峡南) 指定に向けた環境整備	・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15 施設 → 15 施設 (中北) 11 施設 → 11 施設 (富士・東部) 2 施設 → 2 施設 ➤ 平成26年度に事業完了 峡東区域の1施設を地域がん診療連携拠点病院に指定するとともに、峡南区域の1施設に病理診断装置を整備し、地域がん診療連携拠点病院の指定に向けた体制の整備を推進 (【No.3】 地域がん診療提供体制整備事業) ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2 区域 → 3 区域 (峡東) 0 施設 → 1 施設 (峡南) 指定に向けた環境整備	
全県 中北	○ 重症心身障害児(者)に対する入院医療の確保 重症心身障害児(者)の増加により不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床することにより重症心身障害児(者)への適切な医療提供を確保する。 ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214 床 → 220 床	➤ 平成27年度に事業完了 不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床し、重症心身障害児(者)のレスパイト入院や在宅療養患者の急変時への対応を強化 (【No.4】 地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業) ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214 床 → 220 床	⑩
全県	(2) 地域包括ケアの底上げを図るための在宅医療提供体制の確保・充実 〔在宅医療の推進〕 ○ 在宅医療推進体制の整備 医療関係者及び関係多職種による協議会を設置し、在宅医療に関する課題解決に向けた体制を整備する。 ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 0 箇所 → 11 箇所	➤ 平成26年度、平成29年度に事業完了 県医師会における在宅医療推進に向けた体制の整備、在宅医療推進に向けた四師会会長の連携会議の開催、地区医師会における在宅医療推進協議会の設立 (【No.5】 在宅医療推進協議会設置事業) (【No.25】 在宅医療推進協議会設置事	⑩ 24

全県 中北 富東	(中北) 0箇所 → 4箇所 (峡東) 0箇所 → 2箇所 (峡南) 0箇所 → 2箇所 (富士・東部) 0箇所 → 3箇所 ○ 在宅医療の実施拠点・連携拠点等の確保 複数のかかりつけ医が連携した取り組みを支援し、在宅医療チームの形成を促進することにより、在宅医療を提供する診療所等の増加を図るとともに、医療と介護が連携した多職種協働による支援体制の構築を推進する。 また、在宅医療を提供する診療所等の医療機器等の整備を支援することにより、在宅医療提供機能の充実強化を図る。 ・在宅医療連携拠点数 (県全体) 3箇所 → 4箇所 (富士・東部) 0箇所 → 1箇所	業) ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 3箇所 (中北) 2箇所 (峡東) 1箇所 (峡南) 0箇所 (富士・東部) 0箇所 ➤令和2年度に事業完了 在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした21チームの多職種連携チームを形成、80施設の診療所等が研修会等に参加 (【No.6】在宅医療チーム形成促進事業) ➤保健福祉事務所において在宅多職種関係者の広域連携会議及び人材育成研修会を開催 (【No.22】在宅医療広域連携等推進事業) ➤甲府市医師会が実施するICTを活用した在宅医療・介護連携システムの運営を支援 (【No.23】在宅医療介護連携事業) ➤平成28年度に事業完了 133の医療機関等が在宅医療の実施に必要な機器等を整備 (【No.7】在宅医療提供体制機能強化事業) ➤平成29年度に事業完了 在宅医療の多様な研修機会の提供、研修会を通じた多職種間の相互理解の促進等を行う在宅医療総合推進拠点の整備を支援 (【No.24】在宅医療総合推進拠点整備事業) ➤平成27年度に事業完了 上野原市において、在宅医療推進に向けた拠点を形成し、在宅医療連携の研修	⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥
-------------------------	---	--	--

全県	○ 在宅医療の人材育成基盤の整備 在宅医療に取り組む医師や多職種人材を対象とした研修会の実施を支援することにより、在宅医療を担う人材を育成する。 ・ 訪問診療を行う医療機関数 (県全体) 95 施設 → 105 施設	を実施するとともに、在宅医療・介護連携の仕組み等を検討 (【No.8】在宅医療連携拠点整備事業) ・ 在宅医療連携拠点数 (県全体) 4箇所 (富士・東部) 1箇所 ➤ 平成26年度に事業完了 地区医師会において多職種研修会や県民を対象とした講演会を3回開催 (【No.10】在宅医療人材育成事業)	② 25
全県	〔訪問看護の推進〕 ○ 訪問看護の推進 訪問看護関係者で構成する協議会の運営により、訪問看護に関する課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、訪問看護の推進拠点を整備し、訪問看護師の確保・定着及び訪問看護ステーションの相互連携を図ることにより、訪問看護の拠点化を推進する。 また、入院医療から在宅医療への移行期において、退院支援マネジメントの標準ツールを作成・普及することにより、適切な退院支援を確保する。	➤ 令和元年度に事業完了 県内の在宅医療の実態を把握するため、医療機関を対象とした調査分析を実施 (【No.27】在宅医療実施意向調査事業) ・ 訪問診療を行う医療機関数 (県全体) 95 施設(H23)→128 施設(H30) ➤ 平成26年度に事業完了 訪問看護推進協議会や、訪問看護にかかる各種研修を開催するとともに、在宅ターミナルケア普及事業として、講演会等を実施 (【No.11】訪問看護推進事業) ➤ 平成26年度に事業完了 訪問看護の推進拠点機能の設置に向けた運営委員会の開催、訪問看護を活用した在宅療養の普及啓発講演会の開催、普及啓発チラシ等の作成・配布を実施 (【No.12】訪問看護推進拠点事業)	② 26 ② 27 ② 28
全県	〔在宅歯科医療の推進〕 ○ 在宅歯科医療連携の推進 在宅歯科医療連携室の機能強化や在宅歯科医療の拠点形成の推進とともに、居宅における多職種連携が可能となるツールを作成・普及することにより、多職種連携の推進等を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 退院支援マネジメントの養成検討会議や普及啓発研修の開催、退院支援マネジメントガイドラインの作成・配布を実施 (【No.13】退院支援マネジメント養成	② 29 ② 複

中北	また、専門的口腔ケア等ができる歯科医師等の人材を育成することにより、在宅療養高齢者への適切な歯科保健医療を確保する。	研修事業) ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応72件、在宅医療機器貸出83件、連携室運営推進協議会開催等の事業を実施 (【No.14】在宅歯科医療連携室整備事業) ➤ 平成28年度に事業完了 在宅歯科医療推進に向け、県歯科医師会館の改修を支援 (【No.16】在宅歯科医療連携拠点整備事業) ➤ 平成27年度に事業完了 県歯科医師会において在宅歯科・多職種連携ツール「お口の健康手帳」を作成・配布するとともに、介護専門員等に在宅歯科・口腔ケアに関する研修会を開催 (【No.17】在宅歯科・多職種連携推進事業) ➤ 平成27年度、平成29年度に事業完了 県歯科医師会において、「歯科訪問診療事例集」を作成・配布 また、県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において、在宅歯科医療の人材育成に向けた研修会を実施 (【No.18】在宅歯科医療人材育成事業) (【No.19】在宅歯科連携人材育成事業) (【No.26】在宅歯科医療人材育成事業) ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において在宅歯科診療訪問車を整備 (【No.20】在宅歯科訪問体制強化事業)	⑥ ⑥ ③⑩ 30
全県 中北 峡東	○ 高齢者人口の大幅な増加が見込まれる甲府市において、地域の歯科医療関係団体の協力を得て、在宅療養支援室を整備し、地域の特性に応じたきめ細やかな在宅歯科医療提供体制の構築を図る。 【在宅医療（薬剤）の推進】 ○ 在宅療養拠点薬局の整備 地域ごとに無菌調剤設備を備えた拠点薬局を整備することにより、がん患者等が地域で安心して療養できる環境を整える。 ・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 (県全体) 3 地域 → 6 地域 (中北) 1 地域 → 3 地域		⑥ ③⑩ 31

全県	(峡東) 0 地域 → 1 地域 (3) 医師・看護師等の地域偏在解消を含む医療従事者の確保 〔医師確保対策の推進〕 ○ 地域偏在対策の推進 地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援することにより地域偏在の緩和を図る。 地域の医療機関を活用した研修プログラムの作成、地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施により、地域の医療機関の医師確保を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 甲府市歯科医師会に在宅歯科医療支援に向けた拠点となる在宅療養支援室を整備 (【No.15】地域在宅療養支援室整備事業)	継 35
全県	○ 診療科偏在対策の推進 医師不足が特に著しい産科を対象に、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、キャリア形成プログラムの見直し等を行うことにより、産科医の確保を図る。 また、産科医、新生児医療担当医の処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、これらの医師の確保を図る。	➤ 平成27年度に事業完了 新たに3地域の薬局で無菌調剤室を整備 (【No.21】在宅療養拠点薬局整備事業) ・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 (県全体) 3 地域 → 6 地域 (中北) 1 地域 → 3 地域 (峡東) 0 地域 → 1 地域	継 36 継 39
全県 富東	○ 診療科偏在対策の推進 医師不足が特に著しい産科を対象に、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、キャリア形成プログラムの見直し等を行うことにより、産科医の確保を図る。 また、産科医、新生児医療担当医の処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、これらの医師の確保を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業（地域枠医学生等への面談、臨床研修指導医講習会や若手医師医療技術向上研修会の開催等）を実施 (【No.27】地域医療支援センター運営事業)	継 37 継 38 複
全県 中北	〔歯科医師等の確保対策の推進〕 ○ 医科・歯科連携に資する人材の養成 がん患者、糖尿病患者等と歯科との	➤ 平成26年度に事業完了 地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施 8人 (【No.26】医学生定着促進実習支援事業) ➤ 平成26年度に事業完了 産科後期研修の新規受講者数 2人 (【No.29】産科医確保臨床研修支援事業) ➤ 平成26年度に事業完了 分娩手当支給医療機関 17施設 (【No.30】産科医等分娩手当支給事	複

全県	関連に係る研修を開催することにより、医科歯科連携を推進する。 ○ 在宅歯科医療に対応した歯科医療従事者の養成・確保 在宅歯科医療・専門的口腔ケアに対応した質の高い歯科衛生士を養成する基盤整備を行うとともに、在宅歯科医療や医科歯科連携に資する人材の育成を進める。 また、出産・育児等の一定期間の離職により再就業に不安を抱える女性歯科衛生士を対象に、最新の診療補助技術等の研修を行い、歯科衛生士の安定的な確保を図る。	業) ➤ 平成26年度に事業完了 新生児担当手当支給医療機関 1施設 (【No.31】NICU入室児担当手当支給事業) ➤ 地域の小児科医が発達障害児の診療等を担えるようにするためのネットワーク構築事業 (診療マニュアルの作成・発行、連携シートの作成、研修会開催) を実施 (【No.32】発達障害児医療支援ネットワーク構築事業)	⑧
全県	【看護職員の確保対策の推進】 ○ 看護職員の資質向上の推進 新人看護職員に対する臨床研修の実施、就業看護職員に対する研修を実施すること等により、看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図る。 また、看護師等養成所の運営を支援し、教育内容の向上を図ることにより、質の高い看護師等を養成する。	➤ 平成27年度に事業完了 富士・東部区域において臨床研修医を養成するための研修環境の整備を実施 (【No.33】臨床研修医養成基盤整備事業) ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において在宅歯科連携人材の育成に向けた研修会を開催 (【No.19】在宅歯科連携人材育成事業 (再掲)) ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会を開催 (【No.43】歯科衛生士確保養成支援事業)	⑨ 45 ⑩ 46
全県	○ 看護職員確保対策の推進 新卒看護職員のU・Iターンによる就職促進、看護の質の向上や指導管理体制の改善を行う病院へのアドバイザー派遣、看護職員の離職防止を図るための健康相談等の実施により看護	➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会を開催 (【No.44】歯科衛生士確保養成支援事業) ➤ 平成27年度に事業完了 障害者やICT 教育に対応した歯科衛生専門学校の改修・設備を実施 (【No.44】歯科衛生専門学校施設設備整備事業) ➤ 平成26年度に事業完了	⑪ 52 ⑫ 47 ⑬ 48

	職員の確保を図るとともに、ナースセンターとハローワークが情報共有した相談支援を行うことにより、潜在看護職員の再就業を効果的に進める。	多施設合同研修（7日間）、実地指導者研修（6日間）、新人看護職員卒後研修（17病院）、新人看護師指導担当者研修（3日間）、看護職員専門分野研修（認知症看護・緩和ケア7ヶ月間）、看護職員実務研修（3～7日間）、潜在看護職員復職研修（3～5日間）、看護職員実習指導者講習会（40日間）、資質向上研修（21.5日間）等の研修事業や、認定看護師の養成事業（3名）を実施 （【No.34】新人看護職員研修事業） （【No.35】看護職員資質向上推進事業） ➤ 平成26年度に事業完了 専任教員の配置や実習経費等の補助により教育内容の向上を図った看護師等養成所数 3施設（【No.36】看護師等養成所運営費補助事業）	④ 49 ④ 51 ④ 複 ④ 複
富東	○ また、看護師不足が特に著しい富士・東部地域について、看護師の地域偏在の解消に向け、地方自治体が行う大学看護学部誘致を支援することにより看護師確保を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 無料就職相談会（年2回）、学校訪問（2校）、就職情報誌の作成・配布（県外92校）を実施 （【No.37】看護職員確保対策事業（新卒看護職員U・Iターン就職促進事業））	④ 54
全県	○ 看護管理者を対象に、多様な勤務形態の導入など、看護職員の就労環境改善に必要な知識等の習得を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣（県内病院17施設 計73回） （【No.38】看護職員確保対策事業（就業環境改善アドバイザー派遣事業））	④ 53
全県	〔医療従事者の勤務環境改善の推進〕 ○ 病院内保育所の運営支援 病院等における保育所運営を支援し、働きやすい環境を整備することにより、医療従事者の確保・定着を図る。	➤ 平成26年度に事業完了 就業継続のための看護職の心の健康相談の計画的な実施（月2回） （【No.39】看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業））	④ 40
	○ 小児救急医、救急勤務医の負担軽減策の推進 小児救急患者の輪番制による受入体制及び小児患者の保護者等向けの	➤ 平成26年度に事業完了 計画的な就業相談の実施（県内3ハローワーク、各3回実施（富士・東部1回）） （【No.40】看護職員確保対策事業（ナース	

全県	電話相談体制を整備、救急患者の状態等に応じた搬送のルール化など、救急患者の受入体制を整備し、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、休日・夜間における小児救急医療の確保と小児救急医、救急勤務医の負担軽減を図る。 ② 計画期間 平成26年4月1日～平成32年3月31日	センター・ハローワーク連携相談支援事業）） ➤ 就業相談会、就業支援研修会等を実施 平成29年度まで順次事業を執行予定（【No.41】看護職員確保対策事業（地域看護就業促進事業）） ➤ 平成27年度に事業完了 富士・東部地域において、健康科学大学看護学部が平成28年4月に開校（【No.42】富士・東部地域看護師確保対策事業） ➤ 平成26年度に事業完了 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修を開催（【No.45】看護職員就労環境改善事業） ➤ 平成26年度に事業完了 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図った民間医療機関 6施設（【No.46】病院内保育所運営費補助事業） ➤ 平成26年度に事業完了 小児二次救急輪番体制参加病院数 8病院を維持・確保（【No.47】小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業）） ➤ 平成26年度に事業完了 継続的な小児救急電話相談を実施（【No.48】小児救急医療提供体制確保事業（小児救急電話相談事業）） ➤ 平成26年度、平成29年度に事業完了 救急患者の最終受入医療機関 6施設を確保	④ 41 ④ 42
-----------	---	--	-------------------------

		(【No.49】救急搬送受入支援事業) (【No.50】救急搬送受入支援事業)	
--	--	--	--

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 在宅医療チーム形成促進事業	【総事業費】 11,881 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
事業の目標	・複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設 → 目標：50 施設	
事業の達成状況	・在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした 23 チームの 多職種連携チームを形成、80 施設の診療所等が研修会等に参加	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 平成 26 年度から令和 2 年度の間に医師、歯科医師、看護師、ケアマネージャ等の医療・介護関係者による多職種連携チームが 23 チーム形成され、在宅多職種の連携により医療・介護サービスが切れ目無く提供される体制が構築されている。 （２）事業の効率性 在宅医療チーム形成に要する経費を助成することにより、在宅医療の実施に必要な在宅多職種のチームが効率的に形成されている。	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 32】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 2,680 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・センターの診療ニーズが年々増加し、診療の待機期間が長期化 ・地域の小児科医等のバックアップ等間接支援機能が不十分 ・適切な医療提供のため、センターと小児科医等との更なる連携の強化が必要	
	アウトカム指標： ① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18 名（平成 29 年度）→ 26 名以上（令和 4 年度） ② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13 箇所（H26）→ 14 箇所以上（令和 4 年度）	
事業の内容（当初計画）	・児童精神科医の不足により十分なサービスが提供できていない発達障害について、地域の小児科医が発達障害の診療等が担えるよう、基礎的知識や診断、治療についての研修会を開催する。 ・専門医療機関と地域の小児科医との連携体制を確保するため、作成した医療連携パスの普及や改善を進める。 ・円滑かつ速やかな診療体制を整備するため、地域小児科医と連携実績を重ね、医療連携のための基準を明確にしながら、その評価、検証を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	こころの発達総合支援センターが中心となった、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 年 4 回以上	
アウトプット指標（達成値）	こころの発達総合支援センターが中心となった、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 年 4 回以上	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18 名（平成 29 年度）→ 24 名（令和 2 年度） ② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13 箇所（H26）→ 15 箇所（令和 2 年度）	
	（1）事業の有効性 発達障害の早期発見、早期支援を促進するため、発達障害のある子	

	どもがより身近な場所で医療を受けれる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、診療について習得する機会を確保すること、また、具体的な診療連携のための仕組みについて検討を行うことは有効である。 (2) 事業の効率性 多くの症例に遭遇する可能性が高く、すでに一定以上の知識と技術を有する小児科医に対し、専門機関であるこころの発達総合支援センターが事業主体となって診療連携に必要なマニュアル及び連携シートの作成や、研修等の機会を確保することで効率的に発達障害医療の質を高めることができる。
その他	